

P106 発信電報

至急

番号 : WJ-0905

日時 : 9月1日 10:40

受信 : 駐日大使 貴下

在日韓人法的地位問題の対照(対 : 韓日対(政) 第 336 号)

1. 対号報告の別添日本側代案の内、第 4 項財産権と職業権に関する対照表が漏れ落ちているので(注はある)追送して下さい。
2. わが側原案(対号別添 1)韓国側主張に「韓国人」となっているのを全部「在日韓人」に訂正なさり、今後も在日韓人の法的地位に関する限り「韓国人」という用語を使わないように留意して下さい。(「韓国人」と言うと「大韓民国国民」という意味に解釈できるからである)
3. 対照結果に対するわが側立場はすぐに指示するものである。 終
長官

P107

大韓民国外務部

着信電報

番号 : JW-0922

日時 : 9月3日 14:36

受信人 : 外務部長官 貴下

対 : WJ-0905 号

対号で問い合わせされた在日韓人法的地位に関する対照の日本側代案の「財産権と職業権」は、日本側がわが側原案に同意したから代案がないのであって漏れ落ちたのではないので回報します。
駐日大使

予告 : 韓日会談終了時一般文書に再分類

P108

1962.9.17

受信 外務部政務局長

題目 韓日会談法的地位委員会会談結果メモ

送って来られた上の意見事情を必要とする事項に対して、別紙のように意見を提出いたしますので参考になさるよう願います。

韓日会談 法的地位委員会 代表 文仁亀

P109

1) 議題 : 永住権の範囲

わが側 : 相当な期間内に出生した子孫

注 3. 62.3.19. 外相第 3 回会議

日本側代案通りに崔長官が相当期間を 20-30 年と提案したとしたら、それが当初からわが側の腹案なのでそのまま主張する。

2) 修正事項の内、1.ロ、最後の(1961.12.14 第 5 次非公式会議)は添加する必要はないと思う。文言だけ修正

3) 日本側代案の内

イ、(1)Ⅲ退去強制 : 日本側 1. 原則はその注 1. によると文書で提案したと言うが、見た記憶がないので確認する必要がある。しかし結局それは退去強制全般に通じる日本側の立場を原則的に表現したもので、**「日本側の提案」と見ておけば構わないと思う、ただわが側の立場、即ち「新しい概念 = 日本国の出入国管理令適用排除」**だけ強調し、**確実にしておけば足りるのではないか。**

(2) 合意如何欄の「協定上の永住許可を受けた者については、特殊な事例を除いてはその退去の実施に

つき、特別扱いをすることにつき合意に達した」は一般用語で強制退去の原則を精神面で表現するのなら妥当だが、日本側の主張と韓国側の主張が全くその立場を異にしているまま、このような表現をしたら誤解を起こす恐れがあるので、削除するのが正しい。

未合意がよい。

ロ、2.細目(1)の内「その退去強制の実施につき特別の考慮を払う」は退去強制を原則的にできるが、運営面で保障すると意味に過ぎないので「非公式合意」と表現できない。

韓国側の立場を日本側が承認したものなら説明が必要。

ハ、韓国側2.細目(2)にわが側原案通りに「2年以上の有罪判決を受けた者」とする。

ニ、2.細目(3)は、日本側がわが側提案を確実に承認することを明白にする。

ホ、2.細目(5)はそのまま置いても良いが、注：11.に「この条項は他の全ての条項を無用化する条項」ということを添加する。

ヘ、注(2)の終りの「韓国側はこれに応じ」を、「協定上の永住権を受けた者の退去強制事由は出入国管理令にしばられない新しい概念を定立する必要があるが、その基準を決めるに置いて参考に、出入国管理令の退去強制事由を検討することを応諾」したと修正する。

ト、対照表またはその注において「入管令・・・の・に該当する者、これは、入管令第24条4号オ、リ及びカに該当するものである」等の表現、即ち「該当」という用語は誤解を起こす恐れがなくはないので、「の規定に相当」または「と類似」な等と表現する。

4) 日本側代案の内

IV財産権及び職業権は、修正事項3. 財産権と職業権が妥当だ。

5) 日本側代案の内

イ、VII永住帰還者の財産搬出において2.の(1)(2)はわが側と同じ意味と解釈できるが、だからと(3)のような結論が必ずしも出るのではない。(例：職業用具と言えは工場施設を撤去する場合に相反する見解が生じられる)

ロ、送金金額は適当な時期に提案内容を修正する必要がある。

6) 修正事項4. 国籍確認の内

「事情如何」を「思想如何」に修正するとなっているが、実際発言はどういうものかわからないが、むしろ「事情如何」がマシな表現と見える。

P115 管理番号 1226 起案用紙

関係者署名 文仁亀代表 李天祥代表

起案年月日 1962.9.18 保存年限 3年

分類記号 外政部 1722 経由受信参照 駐日大使 発信 長官

題目 法的地位問題合意点、未合意点对照

(対：韓日代政第336)

1. 対号で報告された韓日会談法的地位問題の合意点、未合意点对照結果を検討した結果、問題点に関するわが側立場及び日本側代案の内、修正を要する事項を下のように指示します。

(以下、修正事項は全部日本側代案に対するものである)

イ、永住権付与の範囲：

(1) 韓国側3.はわが側代案通りに「本協定発効時から2-30年までに出生した子孫」にしても構わない。

(2) 注6(1)末尾の「日本側は、この韓国側提案を研究する」を、「日本側は累次にわたり、韓国側提案がごく建設的だとして、誠意を持って考慮すると言約した」と修正すること。(1961.12.14. 第5次非公式会議)

ロ、退去強制

- (1) 「日本側」の1.原則に「協定上の永住権を受けた者に対しては・・・した者を除いては、その退去強制の実施において特別な考慮をする」となっていて、「合意如何」欄には「特殊な事例を除いては、その退去強制の実施において特別取扱いをするのに合意した」となっているが、わが側はそのような合意をした事実がない。日本側の原則というのは非公式な席上で非公式に提示されたものに過ぎず、退去強制問題に関して日本側は5次、6次会談を通じて下のように発言したし、専門家会議においても対象事由を決定し、除かれた事由は適用しないにも拘らず、今になって特別考慮云々するのは話にならないことであると指摘すること。

したがって日本側の原則の末尾は「・・・有害な者を除いては退去強制しない。」に修正するようにし、「合意如何」欄もやはり「・・・特殊な事例を除いては、退去強制しないことで合意した」と修正すること。日本側が原則の修正に応じなければ「合意如何欄」は未合意とし、韓国側原則に「協定上の永住権を受けた者に対しては、日本国法令の退去強制条項が適用されないし、ただし協定上の具体的退去状況に関して、日本国出入国管理令の第24条規定と別途に新しい概念による規定を定める」という表現を追加すること。(退去強制問題に関する日本側の再発言参照)

- (2) 日本側2.細目(1)に「・・・その退去強制の実施において特別な考慮をする」を「退去強制しない」に修正し、韓国側主張に次の注をつけること。

「退去強制に関する新しい概念を作るため、参考に日本出入国管理令第24条退去強制の事由を追照討議する。

第1次専門家会議時両側が退去強制しないとはっきり合意したのであり、日本側は特別考慮という表現をしたことはない。

- (3) 「韓国側」2.細目(2)はわが側原則通りに「2年以上の有罪判決を受けた者」と主張すること。4次専門家会議でわが側は、はっきりそういう発言をした。
- (4) 凶悪犯の刑期に関しては、日本側が「10年を超過」というわが側提案を明白に承認したことを確実になさり、したがって「合意如何」欄においての「具体的範囲を除いて」という表現は削除するようにすること、(第4次専門家会議)
- (5) 麻薬犯関係は日本側代案通りに「検討中である」としても構わない。
- (6) 退去強制「日本側」2.(5)を「日本国法務大臣が日本国の利益または公安を害する行為をしたと認める者は退去強制できる」を直し、「韓国側」は「反対する」と修正し、注11に「この条項は他の全ての条項を無用化する条項」ということを添加すること。
- (7) 注1.(3)の「永住権付与範囲と退去強制関連性」云々の記録は、そのまま置いても構わない。
- (8) 対照表またはその注において「入管令・・・に当該する者」という表現を使ったが、「該当」という用語は誤解を起す怖れがなくはないので、「の規定に相当」または「と類似した」等に修正すること。

ハ、財産権と職業権

注2を次のように修正すること。

(1962.3.8. 第4次公式会議で日本側が、「内国民待遇という表現をしたことはなく、日本側の主張は日本では社会活動、経済活動上各人の国籍による差別待遇をすることはない」ということだと言うので、韓国側は「内国民と同等な待遇という言葉は結局、在日韓人が日本で社会的、経済的活動をするのにおいて、日本人と差別待遇を受けてはならないということの意味したものなので、文言にしばられる必要はなく、その点両側の見解に別に差がないと思う」と言い、既得権問題に関して韓国側は現在鉱山権、粗鉱権、水先案内人等がいなくなることは知っているが、韓国側が既得権というのは従前にそのような権利を持てた人は、今も持てなければならぬと言った。)

2. その他の事項は構わないと思う。
3. 参考：退去強制問題に関する日本側の発言

(1960.12.19. 5 次会談 6 次公式会議)：在日韓人に対しても入管令 24 条が適用されるが、一般的に適用はせず同 24 条に羅列された条項の内、数項目に対してはその適用から除外しようというもので、適用範囲を韓国側と協議しようというものだ。

(1961.1.30. 第 7 次公式会議)：1 月 10 日に渡した書面は非公式席上で非公式に手渡した物だ。

(1961.3.2. 第 8 次公式会議)：日本は入管令が定めている退去強制の事由を個別的に検討し、どういふことを該当事由にするのが適当か、でないかを決定しようというのだ。

(1960.12.8. 非公式会議)：退去強制の事由の全面的な排除は不可能だが、可能な限り強制退去しないよう強制退去事由を一つほど置いて、減らす意向にある。

(1960.12.14. 非公式会議)：日本国法令は排除するということを協定上明文で規定するのは困難だが、その実施面において例えば、暴力で国家顛覆を企図した者や、両国間の親善を顕著に阻害する行為をする者以外は、退去強制しないということを協定に明文で規定したもよい。

(1961.2.2. 非公式会議)：1 月 10 日に手渡した文書は今後の討議の基礎にするために、非公式文書として作成して渡したものののだが、韓国側が公式席上で反論する態度は理解できない。1 月 10 日付提案は非公式会議で諒解された線で、したがって制限的列挙である入管令 24 条に規定された事由の内、どのような事由に限って永住権者に適用するかということを一両側で討議することになっていたものである。

(1961.11.7. 第 6 次会談 1 次非公式会議)：日本側としても永住権者は原則的に退去強制をされないようにするつもりだ。しかし日韓両国の友好関係に有害な行為をした者は強制退去するという例外規定を作ろうというものだ。 終

P120 韓日代(政)第 413 号

1962.10.8

受信：外務部長官

題目：法的地位に関する合意、未合意点对照

(対：外政部 1722 号)

(連：韓日代(政)336 号)

連号公文で報告した在日韓人法的委員会の合意、未合意点に関する韓国側原案に対する日本側の代案に対して、対号指示に沿って別添のように韓国側の代案を作成し、1962.10.8. 日本側に提示したことを報告します。同わが側代案に関しては 1962.10.5. に開催された法的地位関係会議第 1 回会議で、わが側代表がその内容を説明したことがあるので、別途の会合は持ちませんでした。

有添物：法的地位に関する合意、未合意点对照の韓国側代案

駐日大使 裴義煥

P121

在日韓人 法的委員会

韓国側 代案 1962.10.8

1. 永住許可付与の淵源

注 6(1) 平和条約発効後に出生した子孫に関する日本側提案は上記日本側提案 3.(61.12.19. 第 5 次会談 第 3 回公式会議)と同じなので、韓国側が子々孫々に永住許可を付与するという主張を考慮、本協定発効後 2-30 年間に出生した子孫に永住許可を付与し、その後出生した者に関してはその時になってから協議決定しようとする提案すると、日本側は累次にわたって韓国側提案がごく建設的だと言い、誠意を持って考慮すると言約した。(1961.12.14. 第 5 次非公式会議)

2. 退去強制

1. 原則

(日本側)「協定上の永住許可を受けた者に関しては、日本国法令の退去強制事由に該当する者といえども、日本国の国家社会の秩序を乱す恐れが大きい者、もしくは日韓両国間の親善関係維持に有害な者等を除いては、退去強制しない」という趣旨を協定に規定する。(注 1)

(合意如何)「協定上の永住許可を受けた者に関しては、特殊な事例を除いてはその退去強制をしないことに合意

2. 内容(細目)

(日本側)(1) 入管令第 24 条 4 項「イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、ヌ及びル」に相当する者は退去強制しない。(注 3)

(5) 日本国法務大臣が日本国の利益、または公安を害す行為をしたと認める者は退去強制できる。(注 11)

(韓国側) (1) 入管令第 24 条 4 項「イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、ヌ及びル」に相当する者は退去強制しない。(注 4)

(2)暴力で日本政府を破壊しようとした者で 2 年以上の有罪判決を受けた者(注 6)

(5)反対する(注 12)

(合意如何)(2) 韓国側提案の内の犯罪程度除外で非公式合意

(3)原則的には非公式合意

(注) (注 4) 退去強制に関する新しい概念を作るために参考に日本出入国管理令第 24 条退去強制の事由を参照討議した。

(注 5,6,7,8,9,10,11)はそれぞれ(注 6,7,8,9,10,11,12 になる)

(注 12)(日本側案の 11)韓国側は入管令第 24 条 4 項「オ」は **General Clause** であり、この条項は他の全ての条項を無用化する条項という理由から、その適用を反対した。

(1962.3.5. 第 4 回専門家会議)

(本文及び注) 本文及び注において「入管令・・・に該当する者」という表現は、全部「入管令・・・に相当する者」と修正する。

4.財産権と職業権

(注 2)1962.3.8. 第 4 次公式会議で日本側が、「内国民待遇という表現をしたことはなく、日本側の主張は日本では社会活動、経済活動上各人の国籍による差別待遇をすることはなく」と言うので、韓国側は「内国民と同等な待遇という言葉は結局、在日韓人が日本で社会的、経済的活動をするにおいて、日本人と差別待遇を受けてはならないということを意味したもので、文言にしばられる必要はなく、その点両側の見解に別に差がないと思う」と言い、既得権問題に関して韓国側は現在鉱山権、粗鉱権、水先案内人等がいなくなることは知っているが、韓国側が既得権というのは従前にそのような権利を持っていた人は、今も持てなければならないと言った。

P125 着信電報

大韓民国 外務部

番号 : JW-10154

日時 : 10.11.16:31

受信人 : 外務部長官 貴下

法的地位に関する合意未合意点对照

1. 1962.10.8. わが側が提示した代案(韓日対政第 413 号)に対して日本側は、10 月 11 日に開かれた予備会談法的地位委員会第 2 次会議で日本側の意見を下のように表示した。

1) 永住許可付与範囲 : 韓国側代案通りに(注 6)(1)を修正するのに同意。

2) 退去強制 : イ、原則 : 韓国側代案通りに「日本側」と「合意如何」末尾に「・・・退去強制しない・・・」と修正するのに同意。

ロ、内容：(1)「日本側」(1)の末尾を韓国側代案通りに「・・・退去強制しない」と修正するのに同意。

(2)「日本側」(5)を「日本国法務大臣が・・・認める者」と追加修正するのに同意。

(3)「韓国側」(1)に(注4)を追加するのは日本側としては必ず新しい概念を作るのか、または入管令の必要規定をそのまま適用するのか決定していないので、このような注の追加に同意できない。したがってこれは追加しなかったり、追加する場合は表現を異にするのがよい。

(4)「韓国側」(2)の暴力犯に対しては韓国側が例示的に1、2年の刑を受けた者と発言した事実はあるが、2年以上という正式提案をしたことはないものと記憶しているので、日本側案通りに「有罪判決を受けた者」とするのがよい。

(5)凶悪犯に関しては「10年を超過する刑」というのに日本側が合意したことがないので、日本案通りに「合意如何」欄を「具体的な範囲を除き・・・」とするのがよい。

(6) (注11)の「・・・この条項は他の全ての条項を無用化する条項という理由から・・・」を追加するのに同意。

(7) 本文及び注の「入管令・・・に該当する者」という表現を、「相当する者」と修正するのは、「韓国側」欄は修正しても良いが、「日本側」は前記(3)項で説明したように入管令の適用余否を決定していないので、やはり「適用」という表現を使うのだから日本案通りに置くのがよい。

3).財産権及び職業権：韓国側代案にしたがって(注2)を修正するのはよいが、日本側発言部分は日本側が文書で提示した用語通りに、「日本側はまだ一度も内国民と同等な待遇を」と言ったことはない。ただ日本では社会活動等、経済活動上各人の国籍による差別待遇をすることはなく」とすること。

2. 以上の日本側説明に対してわが側は次の会議で意見を陳述することにしたが、わが側は次のように代案を出すのがよいと考えられるが、そのまま施行しても良いか指示願う。

1)暴力犯に対しては「2年以上の有罪判決を受けた者」と提案したのを主張し続け、万一日本側が応じなければ注をつけて、日本側記録にはそのような対案をした事実はないとする。

2) 凶悪犯はわが側の第1原案にも「犯罪程度未合意」とし、日本側に提出したじじつがあることから、日本側代案に同意する。

3)注4の挿入は「韓国側は、退去強制に関する新しい概念を作るために参考にするという理解の下に、出管令第24条・・・」とする。

4)「日本側」の「入管令・・・に該当する者」はそのまま置くのに同意する。

5) 財産権及び職業権(注2)の日本側発言を、文書にある表現通りにするのに同意する。

駐日大使

P127 発信電報 大韓民国 外務部
至急
受信： 駐日大使 貴下

番号：WJ-10104
日時：10月16日10:10

合意未合意点对照(対：JW-10154号)

対号電文2.の貴件の通りに施行することを承認するので、下の事項に留意願う。

1. 暴力犯「韓国側」欄は「2年以上の有罪判決を受けた者」で貫徹すること。

2. 凶悪犯「韓国側」欄は「10年を超過する刑を受けた者」し記載
3. わが側は「入管令・・・に相当する者」という立場であることを明らかにすること。 終
(東北亜) 長官

P128 着信電報 大韓民国 外務部 番号：JW-10214
日時：10.16.15:50
受信人： 外務部長官 貴下

法的地位に関する合意未合意点对照

1. 10月11日の第2回法的地位関係会議で日本側が説明した日本側の立場(JW-10154号を参照)に対して、今日16日の第3回法的地位関係会議で WJ-10104 の指示に沿って、わが側の立場を下のように説明した。
 - (1) 「退去強制」 「韓国側」 2 「細目」 (2) の暴力犯は、「2年以上の有罪判決を受けた者」にしようというのがわが側の立場なので、韓国側原案通りにすること。
 - (2) 同(3)の凶悪犯に対する「合意如何」は、日本側の説明通りに「具体的範囲を除いて原則的に非公式合意」としてもよい。
 - (3) 「退去強制」 本文及び注の文言の内「入管令・・・に該当する者」を「・・・に相当する者」と修正する問題は、日本側の説明通りに「韓国側」だけ「・・・に相当する者」と修正し、「日本側」は「・・・に該当する者」に置くのに同意。
 - (4) 「韓国側」 2 「細目」 (1) に注(4)挿入する問題は、日本側の立場を考慮して次のように修正して挿入する。「韓国側は退去強制に関する新しい概念を作るために参考にするという理解の下に出管令・・・」。
 - (5) 財産権及び職業権(注 2)の内、日本側発言部分を提出された文書によって表現を修正することに異議はない。
2. 以上のわが側説明に対して本側は異議がないことを表明した。これで法的地位問題に関する対照作業は終わった。 駐日大使

P129 3. 第2次 政治会談 予備折衝 -
法的地位 関係会議、1-40 次
1962.10.5-64.3.10 詳細略

P130 管理番号 1230 起案用紙

起案年月日 1962.9.26 保存年限 3年
分類記号 外政部 1709 経由受信参照 駐日大使 発信 長官
題目 韓日会談関係実務者会議開催

1. 韓日会談法的地位委員会の問題の内、永住する目的で本国に帰国する在日僑胞の財産搬出及び送金問題に関して、下のように実務者会議を持とうとしますので貴部関係官を出席させるよう措置して下さい。願います。

イ、会議日時及び場所：1962.9.29. 10:30-12:00
外務部政務局東北亜州課長室

ロ、出席者：

財務部側：外換課長、関税課長

外務部側：東北亜課長、実務者 1名

ハ、会議内容：永住帰国在日韓人の財産搬出及び送金問題

(1) 同問題において今までの交渉経緯は：

財産搬出：絶対的禁輸品及び客観的に商品と認められる物を除いては自由搬出し、関税を賦課しないことで原則的に合意した。

送金問題：在日韓人が所持するお金は全額持って行けるという原則的に合意したが、日本側は始めの送金額を米貨 **5,000** ドルまでとし、残余は日本国法令内で外換自由化の大勢とも勘案し、漸次送金させることを主張しているのに対して、わが側は始めの送金額を **10,000** ドルまでとし、残余額は必要によって随時送金できる特別計定に預置することを主張している。

(2) 以上が今までの討議内容であり、財産搬出または送金の具体的な時期方法等に関しては今後韓日両国の実務者が協議して別途規定することになっているので、貴部関係官とこの点を討議しようというものである。

二、連絡先：外務部政務局東北亜州課(2-1952) 終

P133 管理番号 **1231** 起案用紙

起案年月日 **1962.9.26** 保存年限 **3** 年

分類記号 外政部 **338** 經由受信参照 駐日大使 発信 長官

題目 法的地位問題に対するわが側交渉方法

1. 現在進行中の韓日予備交渉において、来週から討議される予定の在日韓人法的地位問題に関するわが側交渉方針を下のように指示するので、同方針で日本側と総合的な討議を進行して、日本側の立場をわが側の立場に最大限接近させるように努力し、その結果に沿って本部に必要な建議または請訓をして欲しい。

2. 交渉方法

イ、永住権問題：

(1) 永住権付与範囲：太平洋戦争終戦前から継続して日本に居住する韓人、及び本協定発効後 **20** 年までに出生した子孫に協定上の永住権を付与し、それ以後に出生する子孫の永住権問題は、その時になって再び協議して決定する。

(2) 永住権申請方法：永住権該当者が日本政府当局に申請書だけ提出すれば永住権を付与する。

(3) 永住権申請期間：本協定発効時から **5** 年間とする。

ロ、退去強制：日本国憲法または日本政府を暴力で顛覆しようとした者で、**2** 年以上の実刑言い渡しを受けた者及び凶悪な犯罪で **10** 年を超過する刑を受けた者に限って退去強制できる。

ハ、財産権及び職業権：在日韓人の社会的、経済的活動において、参政権や国務担任権を除いて日本国民と同等な待遇を受ける。

ニ、教育：在日韓人の子孫の教育においては、日本人子孫と同等な待遇(小学校、中学校)を受けるようにし、上級学校進学において均等な機会を与える。

在日韓人の子孫の教育のために私立学校を設立した場合には、(日本)学校教育法第 **1** 条による正規学校として認定する。

ホ、生活保護：在日韓人の内、生活が貧困な者に対して、日本政府が相当期間の間続ける。

ヘ、財産搬出及び送金問題

(1) 財産搬出：永住する目的で本国に帰還する者が自己財産を搬出しようとする時には、絶対的禁輸品と客観的に商品と認められる物品を除いては、これを禁止、統制したり課税しない。(合意)

(2) 送金：永住する目的で本国に帰還する者の初めの送金は米貨 **1** 万ドルまでとし、残額は随時送金できる特別計定に預置する

ト、極貧者に対する帰国補助金：永住する目的で本国に帰還する極貧者に対して補助金として世帯当り米貨 **2** 千ドルを日本政府が支払う。

チ、国籍確認問題：協定案に、在日韓人が大韓民国国民であることを確認する条項を挿入する。
終

P136 永住帰国在日韓人の財産搬出
及び送金問題に関する交渉経緯

1. 第1次会談から6次会談での交渉経緯

イ、第1次会談：

帰還者の財産搬出及び送金問題に関して最初、日本側は全面的に日本の輸出貿易管理令(動産は重量4千ポンドまで、送金は日貨10万円まで)と為替管理法によって制限することを主張したがわが側は、(1)帰国者の財産搬出は自由であること、その数量や種類に何らの制限を加えないこと。(2)財産搬出に関しては何らの課税も加えないこと。(3)しかし財産搬出の目的で密貿易を行ったり、阿片、麻薬等禁制品を運搬することは不可なので、これを防止するために韓日両国が協力することを提議した。これに対して日本側は、大蔵省、通産省等の猛烈な反対があったが、結局韓国側の主張を原則的に容認し、ただ(1)そのような特殊取扱いには期限をつけること(2)密貿易防止、送金方法に関しては、もう一度専門家に細目協定を行わせることを提議した。

上記した特殊取扱期限としてわが側は5年間、日本側は3年間で主張した。

ロ、第2次会談

わが側は継続して自由帰国者の財産搬出と送金に関して、原則的に日本の国内法の制限なく自由に許可することを主張したが、第1次会談時から別に進展がなかった。

ハ、第3次会談

本問題に関して討議がなかった。

ニ、第4次会談

日本側は通関税免除、携帯品の無制限等は一定な期限付き(例えば3年間)で韓国側要求に同意するが、送金と財産搬出は日本の法規によると主張した。即ち10万円を超過する金額は日本銀行に預置し、後日韓日計上を通じて解決して、株式公債等証券は持って行けないという立場を表明した。交渉をくり返した両側は、

「日本政府は在日韓人の送還のために、一定期間内に必要な便宜を提供し、帰還者の財産権を尊重するし、帰国時原則的にすべての財産を搬出することを許容する」ことで大体の合意を見た。

ホ、第5次会談

大韓民国に永住するために帰国する在日韓人の財産搬出及び送金問題に関して、日本側は次のように提議した。

- (1)合意議事録において韓国側から、協定上の永住が許可される資格がある在日韓人が永住目的で韓国に帰還する場合には、彼が所有する全ての財産を搬出できるように日本政府が措置することを希望するという趣旨を陳述し、これに対して日本側から日本国政府はこれらの全ての財産搬出に原則として異議がないという意を回答することとする。
- (2)しかし搬出の時期方法等具体的な細目に対しては追って実務者間で討議し、必要なことに関してはその結論を合意議事録に記録する。
- (3)日本側としては輸出貿易管理面、外換管理面等から推して、全ての財産を無制限搬出することを全面的に認めるという意を約束することはできない。合意議事録の中の日本側発言に「原則として」

という文字を挿入するのはこのせいだ。

(4) 日本側が言う「原則として」異議がないという言葉の意は次の通りだ。

(イ)麻薬、火薬類、風俗を害する危険がある文書等、いわゆる禁制品目の搬出は認められない。

(ロ)明白に商取引の対象になる物の搬出を認めるのは、正常でない取引の材料を提供することになり、日韓双方に良くない事態が生じる危険があるので、これも認められない。

(ハ)したがって永住帰還者が搬出できる貨物は携帯品、引越し荷物及び職業道具等になるが、通常の場合これによって帰還者は自己の財産を全部を持って行ける。

(ニ) 永住帰還者が品物で持って行けない物は、これを換金して持って行くことになるが、帰還時に持って行ける資金は1世帯当り180万ドル(米貨5,000ドル)を超過する分に対しては本人の名義で日本の銀行に預金し、日本国の法令の範囲内で外換自由化の大勢も勘案して、漸次本国に送金することが認められる。

(ホ)したがって帰還者は彼が所有する財産を全部持って行けるのであり、その上ほとんどの者は帰還時に一度に全ての物を持って行けると考える。

以上が日本側の提案であるが、日本側は累次在日韓国人が自分の努力でなした全財産を搬出するのに対しては、何らの異議がないのであり、ただ日本国法令との関係を考慮したものだと言った。

上記した日本側の提案に対してわが側は、

(1) 永住する目的で帰国する在日韓人の財産搬出においては、絶対的禁制品及び客観的に商品と認められる物を除いて、種類、数量等において如何なる制限もできないし、関税もできない。

(2) 永住帰国者の初めの送金額は米貨10,000ドルまでとし、残余は随時送金できる特別計上に預置する。

という立場を取った。

以上で見たように財産搬出においては両側が原則的に合意を見た訳であり、送金問題において、意見が対立しているのである。

へ、第6次会談：

第6次会談においては財産搬出及び送金問題に関して新しい提案や提議が行われず、両側が従前の立場をくり返し確認するのに終始した。

2. 今後の対策

現在東京で韓日間政治会談に先立つ準備として、両側首席代表間で予備交渉が進行している最中だが、10月初旬からは法的地位問題が討議される予定であり、したがって在日韓人の財産搬出及び送金問題が討議されるだろう。今回予備交渉においても同問題に対するわが側立場は5次及び6次会談時の立場と変わらない。

今後両側が原則において協議を見て協定締結に段階に至れば、その前に同問題の具体的事項、即ち財産搬出及び送金の時期方法等具体的な手続きを両側専門家が協議決定しなければならないので、これに備えて財務部またはその他関係部署の専門家にわが側の具体的方案を研究準備させなければならないだろう。

終

P141 在日僑胞の財産搬出及び送金問題に関する
実務者会議 内容報告

1969.9.29

1. 会議日時及び場所：1962.9.29. 10:30 から 11:30 まで東北亜課長室

2. 出席者：

外務部側：東北亜課長、実務者1名

財務部側：外換課長代理(事務官 鄭インヨン) 李戴高 72-4973

関税課長代理(崔徳燁 事務官) 朴鳳珍 72-4418

3. 討議内容：

- イ、外務部側から財産搬出及び送金問題に関する今までの交渉経緯と問題点に関して説明し、財産搬出及び送金においての具体的な方法時期等手続きに関して財務部側の研究を依頼した。
- ロ、財務部側は財産搬出の結果としてわが国に必要な品物が沢山搬入されるよりは、送金面に重点を置くのが良いだろうという意見を陳述し、本問題に関する財務部側の案を作成提示することにした。
- 終

P142

大韓民国 外務部

番号：JW-10151

着信電報

日時：10.11.16:31

受信人： 外務部長官 貴下

[1962.10.11]

今日 11 日 10:30-12:00 時に法的地位関係第 2 回会議を開催したので、その内容を次のように報告する。

1. まず日本側の合意未合意点対照に関するわが側代案(1962.10.8.日付韓日代政第 413 号参照)に対して、日本側の意見を説明した。(JW-10154 参照)
2. 次に今後の会議進行回数に関して、昨日の首席代表間会議で合意した線に沿って、公式非公式を含み週 2 回以上会議を持つことにした。
3. 日本側は、永住権の範囲に関して今後正式提案をするが、今日はまず非公式にその一端を説明しようとするので聞いて欲しいと前提し、要旨次のように述べた。
 - 1). 韓国側提案の 20-30 年後の再協議案は、問題を後回しにする結果になり良くなく、日本の国民感情や国会に対する説明も困難だ。
 - 2). 便宜上、平和条約発効当時までに出生した者を 1 世に、それ以後に出生した(またはする)者を 2 世以下に区分し、1 世に対しては永住権を与えるのに異議がないが、2 世以下に対しては「再協議案」の代わりに、20 歳に達した時に原則的に事実上選択と同一な結果をもたらす帰化の機会を与えよう。(わが側が、永住権の始点を平和条約発効時で切るということかと打診して聞くと、日本側はその点はまだ未定と曖昧な答弁をした)
4. これに対して韓国側は、協定上に帰化問題を表面化することは、かえって抵抗を起し逆効果をもたらさだろうと言い、やはり「最協議する」という表現で処理するのが最も良い方案だろうとした。
5. 次の会議は 10 月 16 日火曜日 10:30 から開催することにした。

駐日大使

P144

大韓民国 外務部

番号：JW-10212

着信電報

日時：10.16.13:49

受信人： 外務部長官 貴下

今日 16 日 10:30-11:40 に法的地位関係第 3 回会議を開催したので、その内容を下のように報告する。

1. 現在合意未合意点に関して、前回会議で説明した日本側の立場に対するわが側意見を、W-10104 号指示によって説明したところ日本側がわが側意見に同意し、これで対照作業は終了した。(JW-10214 号参照)
2. 次にわが側が、前回会議で日本側が説明した永住権の範囲に関する日本側の考えに関して、
 - (1) 始点をいつにするのか
 - (2) 成年に達した時、帰化の機会を与える場合、入管令の帰化条件との関連はどうなるかに対して少し具体的に説明して欲しいと要求したところ、日本側は要旨次のように言った。

イ、一世に対しては協定上の永住許可を付与し、二世に対しては 20 歳に達した時、帰化の機会を与えようというものだが、一世をどこまで切るかという始点に関しては、一世は父母プラス

アルファになるだろうが、アルファが何時までに出生した子孫かということはまだ未定である。ロ、帰化の条件に関しては、日本側としては子孫をだんだん日本人化させようというのが根本的立場なので、帰化が容易な雰囲気を作るし、これに対して韓国側も「勧告」するのは立場が困難かも知れないので「妨害」せずに「同調」してくれることを望むものだ。

3. 永住許可の方法に関してわが側が、
 - (1) 在日韓人は外国人登録等で韓人であることが既に証明されているので、韓国政府が今さら証明を発給する必要がなく、
 - (2) 証明を発給するようになると、不必要な手続きで時間と労力が消費されるだろうし、
 - (3) また朝総連系統の策動で在日韓人の中には、韓国政府の証明を受けるのに事実上困難を受ける者がいるだろうから、この点も考慮して申請書だけで永住許可を発給しなければならぬと従来の主張を再び説明したところ、日本側は確実な態度を表明はしなかったが相当に難色を見せた。
4. 次の会議は 19 日金曜日 12:30 に昼食会(わが側招待)を兼ねて、非公式会合を持つことにした。
5. 新聞発表は、対象作業を終え継続して各問題点に関して意見を交換したとすることにした。

駐日大使

P146

大韓民国 外務部

番号 : JW-10313

着信電報

日時 : 10.20.11:33

受信人 : 外務部長官 貴下

[1962.10.20]

題目 : 法的地位関係会合報告

1. 10 月 19 日 12 時 30 分に留園(中華料理屋)で法的地位関係会議(昼食会)をしたが、わが側から李天祥代表、金正泰、朴相斗書記官が、日本側から小川、富田、星、池上、鶴田氏が出席した。
2. 同会合では法的地位に関する討議は全然なかった。しかし形式上同会合を第 4 回会議とすることにした。(会議録作成は省略した)
3. 次の会議は 10 月 26 日金曜日 10:30 に関くことにした。

駐日大使

P147

起案用紙

起案年月日 1962.11.9

分類記号 外政部 12,220 経由受信参照 財務部長官(参照 : 理財局長) 発信 長官

題目 韓日会談法的地位問題に関する協調

(関連 : 1962.9.27.付 外政務 1709)

1. 韓日会談法的地位問題の内、永住帰国韓人の送金及び財産搬出問題に関して、この 9.29.に貴部関係官と同部実務者間で実務者会議を持ち、貴部で同問題に関するわが側方案(1,2,3 案)を作成することにしたことがあるが、現在進行中の韓日交渉で遠からず同問題が討議されることが予定されるので、早急にわが側方案を準備して下さるようお願いします。
2. 在日僑胞強制北送に関するカルカッタ協定の内、財産搬出及び送金に関する条項を参考に抜粋別添します。

有添 : カルカッタ協定抜粋 1 部 終

Excerpts from Calcutta Agreement

article 6

2. Returnees may take with them up to Yen 45,000 in Japanese currency; in the form of a check in pound sterling.

Any person who is in possession of Japanese currency in excess of the above maximum shall deposit such an excess in the bank in his name, on which he shall be permitted to draw under the relevant laws and regulations of Japan if he applied therefor at a later date.

In case such person intends to use it in Japan for his own purposes, he shall be permitted to draw on it in the Japanese currency under the relevant laws and regulations of Japan.

Securities, including shares and public bonds, or deposit passbooks shall not be taken.

3. Items that may be taken home by a returnee shall be his personal effects required for the travel, household articles required for his or his family's use and professional instruments ~~##~~ required for his own use in pursuing his vocation.

Items on the export of which an embargo is placed under the relevant laws and regulations of Japan and items the possession of which is illegal under the same laws and regulations shall not be taken home.

4. No customs duties shall be imposed on any property carried home by returnees.

The Japanese side shall continue to recognize lawful titles of a returnee to his properties which he cannot take home under unavoidable circumstances.

P149

北送僑胞の財産搬出に関する条項
(カルカッタ協定から抜粋)

第6条

1. 省略

2. 送還者は日貨 **45,000** 円までをポンド・スターリング小切手で持って行ける。

上記金額を超過する日貨を持っている者は、超過分を自分名義の日本銀行に預金し、後日に本人が要請する場合、日本の関係法令下で引き出すことが許される。

そのような預金をした者が、自身の目的のために日本でそのお金を使おうとする場合には、日本の関係法令下で日貨で引き出すことが許される。

株式と公債を含む証券及び預金通帳は持って行けない。

3. 帰還者が搬出できる物品は旅行に必要な日用品、自身と家族が使う家財道具、及び生業を営為するのに必要な職業用具である。

日本の関係法令下で禁輸品になっている物品及び所持することが不法になっている物品は搬出できない。

4. 帰還者が搬出する如何なる財産にも関税を課することはできない。

日本側は帰還者が不可避な事情で搬出できない財産に対する、帰還者の法的な所有権を継続して認める。

P150

大韓民国 外務部

番号 : JW-11221

着信電報

日時 : 11.15.10:18

受信人 : 外務部長官 貴下

[1962.11.15]

1. 14日 15:00-16:50 に法的地位第5回会議を開催した。

2. 同会議では退去強制事由に関して意見を交換したが、要旨下の通りである。

(1) 暴力犯に関して日本側は従来の主張通りに、執行猶予及び罰金刑を受けた者を除いては退去強制の対象にしようと言ひ、わが側は従前通りに **2** 年以上の計を受けた者にしようと言った。

(2) 凶悪犯に関しては、日本側は **7** 年を越す刑を受けた者にしようと言ひ、初めて具体的な限界を提案し、わが側は継続して **10** 年を越す者にしようと言ひ主張した。

(3) 麻薬犯に関して日本側は、犯罪者の種別(例えば麻薬輸入者、販売者、使用者等)によって限界の程度を決めようとし、その限界の程度を研究中とした。これに対してわが側は従来のように研究してみろという態度を取った。

(4) いわゆるゼネラルクローズに関しては、日本側はこれを提案した真意がゼネラルクローズを作ろうとしたのではなく、前記 **3** 項に該当しない特殊犯罪、例えば第 **3** 国の大使館に侵入し、その国旗を冒瀆した等の犯罪状に該当させようとするものなので、表現をもう一度研究してみろとした。

わが側はそういう意なら研究の余地があると言った。

3. 次の会議は李天祥代表が来た後に決めることにした。

駐日大使

P151.

大韓民国 外務部

番号 : JW-11308

着信電報

日時 : 11.22.10:12

受信人 : 外務部長官 貴下

11月21日15:00-17:00に法的地位関係第6回会議を開催したが、討議内容をまず下のように報告します。

1. 永住権の範囲 : 日本側は下のように非公式提案をし、わが側は従来の主張を強調した。
 - (1) 終戦当時から継続して日本に居住した者、及び平和条約発効時までに出産したその子孫には、協定上の永住権を付与する。
 - (2) 前項の子孫に対しては、未成年時には父母と同等な処遇をし、成年に達した時に帰化または永住の選択権(? ママ)を与える。
永住を願う者は入管令による「一般永住権」(ただし一般外国人よりは強化された永住権を考慮)を与える。
2. 付与方法 : 双方が従来の主張を反復したが、日本側は協定締結後、共同委員会のようなものを設置して決めるのもひとつの方法という意見を表示した。
3. 財産搬出及び処遇問題に関しても言及があったが、大体で新しい意見の提示はなかった。
4. 次の会議は11月30日(金)に開催することにしたが、その時には日本側の意見を文書で作成し、討議資料として提示すると言った。

駐日大使

P152

起案用紙

起案年月日 1962.11.24 施行年月日 1962.11.26. 保存年限 1年

分類記号 外政部 12470 経由受信参照 配布先参照 発信 長官

題目 韓日会談関係実務者会議開催

(関連 : 外政務 1709)

1. 現在進行中の韓日会談の在日韓人法的地位問題の内、永住帰国僑胞の財産搬出及び送金問題に関するわが側案を討議するために、下のように実務者会議を持とうとしますので貴部実務者を出席させるよう措置して下さい願います。
イ、会議日時及び場所 : 1962.11.28.(水曜日) 14:00 から外務部政務局長室
ロ、出席者 :
 - 財務部側 : 外換課長、関税課長及び関係実務者
 - 商工部側 : 輸入課長及び関係実務者
 - 韓国銀行側 : 外換管理部長
 - 外務部側 : 政務局長、会談代表文仁龜、東北亜課長、実務者
 2. 同会議では財務部で作成した案を検討予定である。
 3. 連絡先 : 外務部政務局東北亜課(2-1952) 終
配布先 : 財務部長官、商工部長官、韓国銀行総裁 各 1 通
- Confirmation :** 韓銀 : 外換管理課長 石陳圭

1. 会議日時及び場所：1962.11.28. 14:00 から 16:30 長官会議室
2. 出席者：
 - 外務部：政務局長、文仁亀代表、東北亜課長、実務者
 - 財務部：関税課崔徳燁事務官、外換課職員 1 名
 - 商工部：工業局工程課 金ジョナギョム、
商易局輸入管理課 李チャンウ
 - 韓国銀行：外換管理課長
3. 討議内容：
 - イ、財産搬出問題：
 - (1) わが側の現在の原則である「絶対的禁制品及び客観的に商品と認められる物を除いて・・・」において、絶対的禁制品という言葉はその尺度が曖昧で混乱を起こす恐れがあるので、禁制品の品目を決める方が良さそうだ。したがって原則を「双方が決定する品目を除いて・・・」とし、「必要時には一方の通告で諸法の決定」等の表現をするのが良いだろうという意見があった。
 - (2) 原則的に国内産業に影響がない限り融通性を持って見て上げるのが良いだろうが、国内業者との結託等で悪影響をもたらす恐れがあるだろう。帰国者の財産を駐日代表部へ登録させるようにアドバイス、啓蒙するとか、わが国で歓迎する品目に関してピーアールするとか、わが国の経済計画に助けになる品目は優待するという政策を樹立するとかするのが良いだろうという意見があった。
 - ロ、送金問題：
 - (1) 財産搬出問題はわが国の経済事情に及ぼす影響や、技術的な面でも困難な点が多いので、送金問題に重点を置いて解決するのがよい。
 - (2) 送金できる金額を最大限に確保し、残金は無換輸入の形式を取るのがよいだろう。日本としても「円」の国際的地位を高めようと努力しているので、「円」による無換輸出に反対しないだろう。
 - (3) 送金金額を個別に決定しないで、年間帰国韓人が送金できる総額を日本政府が割り当てるようにする方法もあるだろう。割り当てが少なければ困難だろうが、全体的な計画を立てられる利点があり、可能な話だ。
- 3.(4.?) 財産搬出と送金問題に関する具体的手続きに関する案を、財務部、商工部が協調して作成することにした。

P156.

大韓民国 外務部

番号 : JW-11444

着信電報

日時 : 11.30.16:18

受信人 : 外務部長官 貴下

1. 11月30日10:30-12:50に第7回法的地位関係会議を開催した。
2. 同会議で日本側は、永住権及び退去強制に関して従来主張して来た日本側の考え(韓日代政第510号第6回法的地位関係会議会議録参照)を書面に記録して提示し、これを説明した。
3. 日本側が提示した書面に対してわが側は、まず下の事項に関して質問した。
 - (1) 終戦日から続けて日本に居住した者及び平和条約発効時までに出産し、続けて日本に居住した者に永住権を付与すると言ったが、家族の一部が続けて居住しないで一時帰国して再入国した場合(正式な手続きを踏まないで)、または今後入国する時彼らはどうなるのか、前者の場合は続けて居住した者と見なければならぬだろうし、後者の場合は離散家族の再会原則により日本に続けて残留した家族と同等に取り扱わなければならないのか。
(日本側答弁) : 協定上の永住権を認めることはできないが、入管令による在留資格は認めることを合意議事録で約束できる。そしてジョイント・コミッティーで決めるのも方法だ。
 - (2) 終戦以後に密入国し特別在留許可を受けている者と、旅券で入国したが滞在期間内に出国せず不法滞留する者、及び終戦前に入国したが退去強制事由に該当し特別在留許可を受けている者はどうなるのか。
(日本側答弁) : 1) 密入国者で特別在留許可を受けている者は6000-7000名だが、卒業後帰国することを約束した学生は卒業後帰国させるが、その他は在留資格を継続して認める。
2) 終戦前に入国したが退去強制事由該当で特別在留許可を受けている者(6000-7000名)は永住権該当者になるだろうが、その内協定で規定される退去強制事由該当者に対してはもっと検討して見なければならない。
3) 永住許可において、韓国政府が発給しなければならないと言ったが、これは必ず必要なのか。
(日本側答弁) : 表現を変えられるようだが証明が必要だ。
4. 国籍証明問題と関連して国籍確認問題が提起されたが、日本側は国内事情上国籍確認条項は不可能だと言った。
5. 次の会議は12月4日に開催し、続けて日本側が提示した文書に対してわが側が質問を行うことにし、その次は12月7日に会議を開いてわが側が書面を提示し、これを検討することに暫定的に決めた。

駐日大使

P158

起案用紙

起案先 東北亜課 呉彩基

起案年月日 1962.12.4 施行年月日 1962.12.5. 保存年限 3年

分類記号 外政部 2500 経由受信参照 駐日大使 発信 長官

題目 法的地位関係に関する指示

1. 在日韓人の法的地位問題に関しては前回金部長-大平第2次会談時及び11月19日の予備折衝第15次会议で、今後の討議をより促進し他の協定に先立って協定の仮調印をする方向で努力することに(可及的に年内にでも)したことがあったが、その間の交渉経過を見ると日本側は依然と従前の主張のみをくり返し、問題の解決を促進しようという態度を少しも表していないので、このような状況では法的地位問題の年内妥結は実現不可能なものと思われる。
2. したがって貴代表団では日本側に上記の事実を想起させ、日本側の誠意を最大限に促すと同時に、わが側の今後の交渉方針に関しては会談の経過や日本側の態度から見て、問題解決のために必要だと貴代表団で判断することを、問題点全般にわたって早急に本部に建議請訓するように望む。
終

P159.
着信電報

大韓民国 外務部

番号：JW-12058
日時：12.4.16:03

受信人：外務部長官 貴下

1. 今日 12 月 4 日 10:30－12:10 に法的地位関係第 8 回会議を開催した。
2. 今日の会議では前回の会議に続いて、前回の会議時に日本側が提示した文書に対して質問をしたが、その内容は下の通りである。
 - (1) 退去強制事由は韓国側の文代表が帰任した後、池上検事と全般的にもっとより検討してみないといけないと思うが、麻薬に関して禁固以上の受刑者を全部退去強制対象にしようというのが日本側の意見なのか?常習者は考慮する余地があるが、そうでない者は対象にできないと考える。
(日本側答弁)：禁固以上の受刑者は対象にしようというのが現在の日本側の立場ただ、この問題は統計を準備した後、これを参酌して再検討するつもりだ。
 - (2) いわゆるジェネラルクローズは表現を検討中と言ったが、これは 1 項の暴力犯の中に含めるのもひとつの方法ではないか?
(日本側答弁)：日本側もそういう考えをしたことがあるが、1 項は禁固以上の受刑者(韓国側は 2 年以上を主張)が基準になり、4 項は法務大臣が基準になるので困難だ。
 - (3) 子孫に対する永住権の範囲を、平和条約発効以後に広げる問題は考慮してみたのか?
(日本側答弁)：日本側が前に法的地位委員会会議で文書で提示したように、退去強制事由が広がれば永住権の範囲も広がると考えている。
 - (4) 第 2 の 1 項によると永住権者の子は、滞留及び退去強制においてだけ父母と同等な待遇を受けるようだが?
(日本側答弁)：ここでは永住権及び退去強制問題だけを述べたので、待遇問題は他の項で説明する考えだ。
 - (5) 同 2 項に永住権者の子が成年に達すれば在留資格選択権を与えようと言ったが、これは何の意味か?帰化を望まない者は永住を許可することだから、「永住を許可する」という表現にするのが良いのではないか?
(日本側答弁)：協定上の永住と区別するために表現上そのようにしたのだが、在留資格には商用、留学等色々あり得るが、結局永住を意味する。この問題はもっと検討する。
 - (6) 日本側の主張は子孫になるほどに永住資格が弱くなる印象を与えるが、帰化問題を表面化すれば日本側のこのような立場が理解を受けるのか、そうでなければ子孫になるほど日本に居住しなければならぬ必要が強くなるのにも拘わらず、協定上では子孫になるほど弱化したという結果になるだろう。
(日本側答弁)：その意味は理解できるが日本側としては、子孫に至っても帰化を望まない者は一般外国人としての待遇を受けるのが正しいという考えだ。勿論その裏面には多くの子孫は帰化することを考慮に入れたのだが、帰化問題は表面化できないので交換文書等で決めるのが良い。
3. 次の会議は決定通りに 7 日 10:30 に開催することにし、その時は可能な限り韓国側が書類を提示することにした。

駐日大使

P161.
着信電報

大韓民国 外務部

番号 : JW-12114
日時 : 12.7.15:11

受信人 : 外務部長官 貴下

1. 1962.12.7 10:30-12:30 に法的地位関係第9回会議を開催した。
2. まずわが側が、上部で考えている会談妥結のスケジュールを考えれば会談を促進する必要があると述べ、相互の意見を書類で提示するのより未合意点に関してひとつずつ意見を調節して行く段階であることと、そのような意見調節は首席代表が行う予備会談に回すのではなく、この法的地位関係会議で行わなければならないことを強調したが、日本側はこれに対して未合意点を法的地位関係会議で調節しなければならないという点に関しては同感の意を表したが、**会談を促進しようという問題に対しては深い関心がない**ような印象を見せた。
3. 次に退去強制事由に関して相互意見交換を行ったが、互いに従来の考えを反復表示しただけで新しいものはなかった。
4. 国籍証明書添付問題に関して、日本側は万一申請者個人々に発付するのが困難なら、日本側が申請者名簿を1万名または2万名ずつ作成し「ジョイントコミティ」(万一そういうものが設置された場合)に提示することで、国籍が証明されたとするのもひとつの方法かも知れないと示唆した。
5. 会議が終わる直前にわが側は永住権付与の範囲、方法、申請期間及び退去強制事由に関して、従来韓国側が取って来た立場を字に書いて日本側に渡したが、次の会議の時には双方の主張を比較しながら討議を進行させることにした。
6. 次の会議は12月11日(火)10:30に開くことにした。

駐日大使

P162.
着信電報

大韓民国 外務部

番号 : JW-12195
日時 : 12.11.15:18

受信人 : 外務部長官 貴下

1. 今日11日10:30-12:10に法的地位関係第10回会議を開催した。
2. 今日の会議では9回会議時にわが側が提出した書類に対して日本側が質問を行ったが、重要な質問は下の通り。
 - (1) 協定発効後20年以後に出生した子孫に対して再協議の結果、合意が成立しない場合、彼らは国内法によって処理されるのか?
わが側答弁 : 協定上の永住権は協定発効後20年まで出生した子孫で一旦切れるのだが、その後出生した子孫は事実上問題がないものと思われる。
 - (2) 再協議はいつするのか?
わが側答弁 : 協定発効後20年になる時を前後してするだろう。
 - (3) 協定発効後5年以後(手続き期間中)に出生した子孫の手続きはどうするのか?
わが側答弁 : 別途に協議決定する考えだ。
 - (4) 2項の「別途に協議決定する」は手続きの中に国籍証明も含まれるのか?
わが側答弁 : 含まれない。
3. 今日の会議で日本側が質問を行うにおいて表明された日本側の意見の内、留意すべき点は下の通り。
 - (1) 韓国が国籍証明添付に反対する理由のひとつが、朝連系による申請者に対する妨害を避けようという処にあるのなら、日本政府が申請書を受付た後、これを例えば10日毎に韓国政府機関に送って判子を貰う等の方法を取れば、申請書には影響を与えないだろう。

- (2) 退去強制事由において日本側案が採択される場合、運用面において人道的な考慮をすることを協定文に記録することを考慮できる。
- (3) 退去強制事由のひとつである「日本政府を暴力で転覆しようとする犯罪」は、既に非公式に合意したことがあるのに日本側はそれに添加して、または別途に「政治運動に関連した犯罪」にまで拡大しようとして新しく主張している。
4. 次の会議は **12月13日(木)**開催し、退去強制事由を討議して、その次は **15日(土)**に会議を開くことにした。

駐日大使

P164 大韓民国 外務部 番号 : **JW-12246**
着信電報 日時 : **12.13.16:36**
受信人 : 外務部長官 貴下

1. 今日 **13日 10:30-12:00** に第 **11** 回法的地位関係会議を開催したが、今日は退去強制事由に関して討議した。
2. 退去強制事由に関して日本側は次のように意見を陳述した。
 - (1) 破壊活動防止法第4条2項のような政治犯で悪質なものを退去強制事由に含ませることを希望する。従来の同種犯罪は暴力犯の中に入ると考えたが、検討して見たらその中に含ませられない。しかし日本としては暴力犯や凶悪犯以上に前記政治犯は在留を認めるのが困難だ。
 - (2) 凶悪犯、麻薬犯に対しては運用上人道的な措置を取るという条項を挿入する用意がある。
 - (3) いわゆるゼネラルクローズは外交上の犯罪にだけ限定する考えだ。
 - (4) 退去強制事由においてその範囲が広がれば、永住権の範囲はもっと広げられると思う。
3. これに対してわが側は、過去に十分に検討して除去することにしたものを新しく追加しようとするのは、会議促進に支障があるものと考えるとい述べ、従前の主張を反復説明した。
4. 次の会議は **15日 10:30** に開くことにした。

駐日大使

P165 大韓民国 外務部 番号 : **JW-12295**
着信電報 日時 : **12.15.13:02**
受信人 : 外務部長官 貴下

1. 今日 **15日 10:30-12:00** に法的地位関係第 **12** 回会議を開催した。
2. 今日の会議では先に日本側が、前回会議時に説明した退去強制事由に対する日本側の意見を再説明したが、特に退去強制に関する日本側の意見に韓国側が合意することになれば、永住権の範囲は協定発効時まで拡大できるかも知れないことを示唆した。
3. 韓日両国は今や両側の立場が明白化したので意見の差異を調節する段階に至ったことを認め、**18日**にある予備折衝で討議される線に沿って、今後の会議進行方法を次の会議時に考えることにした。
4. わが側は次の問題に関して日本側の説明を要求したが、日本側は次の機会に回答するとした。
 - (1) 終戦後平和条約発効時までに入国した者に対して、入管令による永住権を付与する問題、
 - (2) 生活保護以外の社会保障問題。
5. 次の会議は **19日 10:30** に開くことにした。

駐日大使

P166

着信電報

大韓民国 外務部

番号 : JW-12344

日時 : 12.19.16:43

受信人 : 外務部長官 貴下

在日韓人法的地位関係第 13 回会議

1. 標記会議を今日 12 月 19 日霞友会館で 10:30 から 1 時間半にわたって開催した。
2. 日本側は韓日代政第 530 号別添で送付した文書の 1 の 3 の注(退去強制事由該当者)を全面的に改正した案を次の通りの文書で提出した。
「(1) 日本国の破壊活動防止法第 4 条 1 項第 1 号に規定した暴力主義的破壊活動をして、禁固以上の処刑を受けた者。但し執行猶予の言い渡しを受けた者を除く。
(2) 日本国の破壊活動防止法第 4 条 1 項第 2 号に規定した暴力主義的破壊活動をして、2 年以上の懲役または禁固の罰を受けた者。但し執行猶予の言い渡しを受けた者を除く。
(3) 7 年を超す懲役または禁固の罰を受けた者。
(4) 営利の目的で、もしくは常習で麻薬類の取締りに関する日本国の法令の規定に違反して処刑を受けた者
(5) 日本国法務大臣が日本国の外交上の重大な利益を害する行為をしたと認めた者。」
(以上仮訳原文はパウチ便で送付します)
3. 日本側が提出した文書に対して両側でまず説明と質疑があったが、同要旨は次の通り。
 - (1) 日本側は第 1 が入管令第 24 条 4 項の(オ)に該当することを規定しようとしたのだが、入管令の規定が漠然として適切でないので、破防法に規定したものを引用して規定しようとするもので、表現においては他の方法にもできると説明した。これに対してわが側は結局、その内容になる犯罪が内乱及び外患に関するものなので、わが側の提議通りにその実質内容をそのまま規定する方がかえって明らかで、また日本破防法改正の場合を想定してみても、内容に流動があるものなので難点があると指摘した。
 - (2) 日本側は第 2 が入管令第 24 条 4 項の「ワ、カ、オ」に該当するものと説明したが、これに対してわが側は第 1 でと同じ点を指摘した。
 - (3) 第 4 に対して日本側は、「営利」及び「常習」と限定しているので、執行猶予者に対する除外措置を取らなかったが、刑期に対する制限よりも事実上その数が少なくなるだろうという点を説明した。これに対してわが側は営利及び常習に対する規定等を問い合わせ、人道上の考慮問題と結びつけて考慮できるという点を確認した。
 - (4) 第 5 に対して日本側は重大な国家利益を害する行為で、現行法によって処罰の対象にならなかったり、軽微な処罰に終わる行為、例えば国家機密に関する罪等の例を挙げ、このような行為をした者を退去強制できないのは日本側として重要な問題なので、このような **General Clause** が必ず必要だという点を説明した。これに対してわが側は、第 1 から 4 までは重大な犯罪を犯した者として裁判による判決を受けた者がその対象になるのに反して、第 5 では行政官庁の認定だけで退去強制の対象になるのは均衡を失う感があり、特に退去強制が両側協議によってなされるのではなく、日本側の一方的措置によってされる限り、以後協定適用の紛糾を防止するためにもその内容を明確にし、例えば犯罪によって規定されるような何か限定がなければならぬという点を指摘した。
4. 次の会合は来る 22 日午前に開催することで合意した。会議録はパウチ便で送付します。
駐日大使

P168

破壊活動防止法 (抜粋)

(1952.7.21.施行) **太字は手書き**

第1条 (目的)

この法律は、団体の活動として暴力主義的破壊活動を行つた団体に対する必要な規制措置を定めるとともに、暴力主義的破壊活動に関する刑罰規定を補整し、もつて、公共の安全の確保に寄与することを目的とする。

第4条 (定義)

(1) この法律で「暴力主義的破壊活動」とは、左に掲げる行為をいう。

1. イ 刑法(明治40年法律第45号)第77条(内乱)、第78条(予備及び陰謀)、第79条(内乱等幫助)、第81条(外患誘致)、第82条(外患援助)、第87条(未遂罪)又は第88条(予備及び陰謀)に規定する行為をなすこと。

内乱、外患誘致(予備及び陰謀含む)

ロ この号イに規定する行為の教唆をなすこと。

上記の教唆

ハ 刑法第77条、第81条又は第82条に規定する行為を実行させる目的をもつて、その行為のせん動をなすこと。

上記の煽動

ニ 刑法第77条、第81条又は第82条に規定する行為を実行させる目的をもつて、その実行の正当性又は必要性を主張した文書又は図画を印刷し、頒布し、又は公然掲示すること。

文書、図画の印刷、配布、掲示

ホ 刑法第77条、第81条又は第82条に規定する行為を実行させる目的をもつて、無線通信又は有線放送により、その実行の正当性又は必要性を主張する通信をなすこと。

通信を利用した宣伝

2. 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対する目的をもつて、左に掲げる行為の一をなすこと。

騒擾 イ 刑法第106条(騒擾)に規定する行為

ロ 刑法第108条(現住建造物等放火)又は第109条第1項(非現住建造物等放火)に規定する行為

放火

ハ 刑法第117条第1項前段(激発物破裂)に規定する行為

激発物破裂

ニ 刑法第125条(往来危険)に規定する行為

汽車、電車等の往来危険

ホ 刑法第126条第1項又は第2項(汽車転覆等)

汽車、電車等の転覆

殺人 ヘ 刑法第199条(殺人)に規定する行為

強盗 ト 刑法第236条第1項(強盗)に規定する行為

チ 爆発物取締罰則(明治17年太政官布告第32号)第1条(爆発物使用)に規定する

爆発物使用 行為

リ 検察若しくは警察の職務を行い、若しくはこれを補助する者、法令により拘禁された者を看守し、若しくは護送する者又はこの法律の規定により調査に従事する者に対し、凶器又は毒劇物を携え、多衆共同してなす刑法第95条(公務執行妨害及び職務強要)に規定する行為

公務執行妨害、職務強要

ヌ この号イからリまでに規定する行為の一の予備、陰謀若しくは教唆をなし、又はこの号イから

りまでに規定する行為の一を執行させる目的をもってその行為のせん動をなすこと。
上記の予備、陰謀、教唆、煽動

P170

着信電報

大韓民国 外務部

受信人 : 外務部長官 貴下

番号 : JW-12401

日時 : 12.22.14:04

法的地位関係第 14 回会合

1. 標記会議を今日 22 日午前 10:45 から約 1 時間半霞友会館で開催した。
2. 前回の会議で日本側が提出した文書の内、第 2 項及び第 5 項に関して、大体次のように討議があった。
 - (1) 日本側文書第 2 項に対してわが側は、破防法第 4 条 1 項第 2 号に規定された「政治上の主義または施策を推進、支持または反対する目的で」行う行為が、実際にどのようなことを意味するのか明確でないという点と、この規定の内比較的軽微な犯罪、例えば「汽車、電車等の往来危険」に関する罪も最低法定刑が 2 年になっており、「2 年以上」という刑期が大きな意味を持たないと指摘する一方、これら犯罪の予備、陰謀、教唆または煽動等も処罰の対象になるので、日本側案 3 号(凶悪犯)に照らして 2 号は撤回してくれることを要望した。

これに対して日本側は、「政治上というのは日本国内政治に関連するものに局限され、実際において暴力革命に関する罪を想定しているものなので、本項を適用することはほとんどないだろうし、ただ万一の場合に備えようとこれを設定したのだから、日本側の立場としては不可欠なものだと説明した。
 - (2) 日本側文書第 5 項に対してわが側は前回の会議で上述した通りに、「法務大臣の・・・認める」というのが第 4 項までの規定と比較した時、均衡を失う感があるのでこれを例えば、そのような理由で裁判によって有罪判決を受けた者に限定したらどうかと指摘したところ、日本側はこれを「外交上の重大な利益を害する行為をしたとた者」と代替できるとしながら、これと関連して 5 項だけ韓国側と協議するという構想はどうかという意見があった。
3. 年内は今回の会議で終結することにして、26 日に非公式に歓談することにした。

駐日大使

P172 発信電報

至急

番号 : WJ-01133

日時 : 1 月 16 日 14:05

受信 : 駐日大使 貴下

1963.1.16.

在日韓人の財産搬出問題

今日 1 月 16 日パウチ便で送付した外政(亜)第 24 号、韓日会談首席代表宛本部訓令第 7 項でも言及したが、在日韓人たちが本国内産業機関に対する投資、または産業施設の設置等のために彼らの財産を容易に搬出できるよう、日本政府当局と交渉を推進して下さい。この問題に関しては過去駐日代表部で日本政府当局と交渉して来たことがあるが、日本政府としては **CASE BY CASE** で搬出を許可する用意があると言ったので、今後も続けて韓日会談李天祥代表の側面的な協調下に、在日韓人の財産搬出を容易に実現できる具体的な **CASE** を作るように日本政府当局と交渉されて、同交渉状況及び結果等に関して随時に本部に報告して下さい。

外務部長官

1. 永住権

(1) 永住権付与の範囲

韓国側	日本側	合意 余否	合意可能な線で将来 考慮すべき点
<p>1. 太平洋戦争終了の日以前から続けて日本に居住している者に永住権を付与する。</p> <p>2. 上記者の子孫で太平洋戦争終了の日の次の日から本協定の効力発生後 20 年になる日までに出生した者に永住権を付与する。</p> <p>3. 本協定の効力発生後 20 年が過ぎた以後に出生する子孫に対しては、その時になって再び協議する。</p> <p>4. 太平洋戦争終了の日から平和条約発効の日まで日本国に入学し、続けて居住している者には出入国管理令による永住権を付与する。</p>	<p>太平洋戦争終了の日以前から続けて日本に居住している者に永住権を付与する。</p> <p>上記者の子で太平洋戦争終了の日の次の日から平和条約発効の日までに出生した者に永住権を付与する。</p> <p>イ) その後に出生する子孫は、成年に到達する時までは永住権者に準じて処遇をし、</p> <p>ロ) 成年後には特別条件のない帰化の道を開いてあげるが、帰化しない者は出入国管理令による永住権にして、退去強制を緩和する。</p> <p>4) に記載された者を退去強制しないと非公式に発言したことがあるが、永住権付与余否に対しては私席で暗示しただけで確認したことはない。</p>	<p>合意</p> <p>未合意</p> <p>未合意</p>	<p>合意可能な線で将来考慮すべき点</p> <p>1) に記載された者の子孫で太平洋戦争終了の日の次の日から本協定の効力が発生する日までに出生した者に永住権を付与する。</p> <p>イ) その後に出生する子孫が成年に到達する時までは永住権者と同等な処遇をする。</p> <p>ロ) 成年後の地位(永住権、退去強制、処遇)を確実にする。</p> <p>ハ) 帰化(日本国籍取得)問題は日本側で積極的な考慮をしているようなので、韓国側としても帰化は各個人の自由だけでなく、特に貧困者のために必要なものなので、この問題は積極的に解決するのが良いだろうが、表現方法は相当慎重な研究が必要だ。</p> <p>出入国管理令による永住権を付与する可能性があるので積極推進するのが良いようだ。</p>

(2) 永住権の申請方法

韓国側	日本側	合意 余 否	
該当者が提出する永住権付与申請書だけで永住権が付与される。	該当者が提出する永住権付与申請書には、大韓民国の国籍証明書を添付しなければならない。	未合意	該当者は日本国政府に永住権付与申請書だけを提出するが、該当余否がはっきりしない時には韓国政府(大使館)が事実調査に協調する。

(3) 永住許可申請期間

韓国側	日本側	合意余否	
本協定の効力が発生後 5 年以内に申請する。	本協定の効力が発生後 5 年以内に申請する。	合意	

(4) 退去強制の事由

韓国側	日本側	合意余否	
1) 日本国憲法または日本国政府を暴力で顛覆しようというはっきりした目的の下でなされた犯罪で 2 年以上の実刑を受け、その刑が確定した者	1) 暴力で日本政府を破壊しようとした罪で実刑の言渡しを受けた者(日本刑法の内乱罪、外患の罪、及び破壊活動防止法第4条第1項第1号該当者)	刑期を除いて合意	韓国側主張通りに合意する可能性がある。
2) 反対	2) 政治上の主義または施策を推進する等の目的で騒擾、放火等の罪を犯し、 2 年以上の刑を受けた者	未合意	適用範囲が広範なので日本側案は受諾できない。日本側は一旦除外したものを再び提案するように努力しなければならないが、撤回の可能性余否は確実ではない。
3) 殺人、強盗、放火等凶悪な犯罪によって 10 年を超過する刑の言渡しを受け、その刑が確定した者	凶悪な犯罪で 7 年を超過する刑の言渡しを受けた者	刑期を除いて合意	凶悪な犯罪で 10 年以上の刑の言渡しを受け、その刑が確定した者とする。

4) 反対	営利の目的または常習で麻薬類の取締りに関する日本国の法令の規定に違反して刑の言渡しを受けた者	未合意	営利の目的で、または常習で麻薬類の取締りに関する罪を犯し、 3年以上 の刑を受けた者 (注意)：日本国麻薬取締り法第67条はその刑期を1年以上10年以下の懲役と規定しているが、現在の刑期を高めようという日本の動向に照らして3年が最低刑になる可能性があるもので、5年以上と主張しなければならないだろうが、日本側の受諾の可能性がない。
5) 反対	5) 日本国法務大臣が日本国の外交上の重大な利益を害する行為をしたと認めた者	未合意	日本国の外交上の重大な利益を害した行為で有罪判決を受けた者、但し日本側主張通りに認定だけにするなら「相互協議条項」が必要だ。

2. 処遇

(1) 財産権と職業権

韓国側	日本側	合意余否	
在日韓人が社会的、経済的活動をするのにおいて、参政権や公務担任権のように権利自体の性質上、その国民だけに許容される権利を除いては内国民と同等な待遇をする。	協定上の永住権を受けた韓国人が社会的、経済的活動をするのにおいて、国籍によって差別待遇を受けることはないが、 鉱業権、粗鉱権 、等は許容できない。	未合意	日本側案通りに合意しても現在在日韓人で一般外国人に禁止された権利を享有している者はいないので、現実的に支障ない。

(2) 教育

韓国側	日本側	合意余否	
1) 在日韓人の子孫に対して、日本人子孫と同一に義務教育(小、中学校)を受けられるようにする。	在日韓国人の子が日本の公立小、中学校に入学を希望する場合には、その入学を認める用意がある。	合意	
2) 上級学校進学に対しては日本人と同等な待遇をする。	上級学校進学において均等な機会を与える。	合意	
3) 在日韓人が私立学校を設立する場合には、これが日本の法律で規定した一定な基準に達している時には、学校教育法第1条に該当する正規学校として認可する。	韓国側の主張は教育制度、学校制度及び教育政策を乱すものなので同意できない。	未合意	在日韓人が設立した私立学校が大韓民国政府によって認可を受けた学校の時には、外国で教育を受けた者と同等な資格を付与する。

(3) 社会保障 (生活保護)

韓国側	日本側	合意 余否	
1. 在日韓人で生活が困難な者に対して日本人と同一に生活保護をする。	協定上の永住権を受けた韓国人で生活が困窮な者に対して、当分の間生活保護をする。	合意 但し当分の間 がごく短い期 間を意味する のではないと 合意	
2. 国民健康保険、母子福祉、災害救助等社会保障を確固とする。	確実な意思表示がない。	未合意	韓国側主張通りに合意する可能性がある ので積極的に推進する。

3. 財産搬出と送金

韓国側	日本側	合意余否	
<p>1) 永住する目的で本国に帰還する者は絶対的禁制品と客観的に商品と認められる物品を除いて、すべての財産を課税なく搬出できる。</p> <p>時期、方法等手続きに関しては両国の専門家が協議して決める。</p>	<p>永住する目的で韓国に帰還する者は、原則的にすべての財産を搬出できる。しかし禁制品や明白に商取引になる物品を除く。</p> <p>時期、方法等手続きに関しては両国の専門家が協議して決める。</p>	原則的に合意	
<p>2) 永住する目的で韓国に帰還する者の最初の送金額は1世帯当り米貨で1万ドルとし、残余金額は日本国銀行に預金して随時送金できるようにする。</p> <p>時期、方法等手続きに関しては両国の専門家が協議して決める。</p>	<p>永住する目的で韓国に帰還する者が一時に携帯できる金額は1世帯当り米貨5千ドルとし、これを超過する金額は日本国銀行に預金した後、送金する。</p> <p>時期、方法等手続きに関しては両国の専門家が協議して決める。</p>	金額を除いて原則的に合意	

4. 極貧帰国者補助金

韓国側	日本側	合意余否	
<p>永住を目的に本国に帰還する極貧者、特に生活保護法の対象者に対しては帰国余否(旅費?)及び帰国後の定着資金として日本政府は1世帯当り米貨2千ドルを支給する。</p>	<p>永住を目的に本国に帰還する貧困者に旅費等を支給できない。韓国側が要求する根拠がCoupeusationiにあるなら、請求権問題で処理しなければならない。</p>	未合意	合意の可能性はない。

5. 国籍確認条項

韓国側	日本側	合意余否	
在日韓人が日本国籍を離脱し、大韓民国国籍を回復したという国籍確認条項を必要とする。	在日韓人が大韓民国の国籍を回復したという国籍確認条項は必要ない。	未合意	合意可能性が希薄だが、どのような形態であっても大韓民国との関係を明白にする文言を挿入することで、北韓を除くような表現が入らないようにする。

P181

着信電報

大韓民国 外務部

受信人 : 外務部長官 貴下

番号 : JW-02071

日時 : 2.6.15:44

法的地位関係第15回会合

1963.2.6.10:30-11:40 に第15次法的地位関係会議を開催したので、同討議内容を下のよう
に報告します。

1. 日本側は法的地位問題の討議を早く促進することを希望すると述べ、わが側も同感であることを表明した。
2. 今回の会議では主に今後の会議進行方法に関して議論したが、日本側が互いの主張を書面で提示し対照しようと言ったのに対して、わが側は書面提示よりも問題点をもう少し検討して解決して行く方法が良いと述べた。
3. 日本側から、昨年の会議時に日本側が提示した案(永住権の範囲と退去強制事由)に対するわが側の検討結果を聞かせて欲しいという要請があり、わが側は相互検討結果を言うことになっているから次の機会に互いに言うのが良いと言った。
4. 今後の会議開催数は全般問題に関する会議を週1回(火曜日)、WORKING GROUP 会議を必要によって週1回ずつ開催することにした。
5. 次の会議は 1963.2.13(水曜日)10:30 に開催することにした。

駐日大使

P181

着信電報

大韓民国 外務部

受信人 : 外務部長官 貴下

番号 : JW-02072

日時 : 2.6.15:47

法的地位関係請訓

1. 今日 2月6日に開催された法的地位関係会議で日本側は、財産搬出及び送金問題に関する専門家会議を開催することを希望するというような発言をした。
2. わが側としても財産搬出と送金問題に関する専門家会議開催は至急な問題なので、同問題に関するわが側交渉案を早急に指示して下さい願います。
3. 送金関係専門家は現在まで派日された代表団員の中で指名できるものと思料する。

駐日大使

P183

着信電報

大韓民国 外務部

受信人 : 外務部長官 貴下

番号 : JW-02210

日時 : 2.13.17:29

法的地位関係第16回会議報告

今日 2月13日 10:30-11:40 まで霞友会館で法的地位関係第16次会議を開催したので、同会議内容を下のように報告します。

1. 永住権の範囲に関して討議する予定だったが、日本側小川局長の出張による欠席で、次の会に回し、戦後入国者問題、協定永住権者の家族に関する問題等を話した。わが側から戦後に入国し相当期間継続して居住した者には国内永住権が付与されなければならないし、今後日本に入国する永住権者の家族、永住権者と結婚した配偶者等は、永住権者と同等な資格で居住できるよう特別考慮があるべきだと言ったのに対して、日本側は人道的な見地から良く考慮されるだろうと言った。
2. 昨年末日本側が文書で提示した永住権の範囲及び退去強制事由に関してわが側が子孫の成年到達後の地位(永住許可の条件、退去強制上の緩和、処遇、国籍選択時の条件等)をもう少し具体的に説明して欲しいと要求し、日本側はこれに応じて後で具体的な説明をするとした。
3. 日本側は在韓日本人婦女子の法的地位も共に議論して、協定に規定するのが国会に対する説得にも助けになるだろうと参考的に言った。
4. 次の会議は 2月20日(水曜日)10:30 に開催することにした。

駐日大使

P184 発信電報

至急

番号 : WJ-02170

日時 : 2月16日 13:00

受信 : 駐日大使 貴下

1963.2.16.

対 : JW-02072 法的地位の件

1. 財産搬出と送金問題に関するわが側交渉案は現地関係部署で作成中なので、作成し次第即時送付します。
2. 送金及び財産搬出問題に関する専門家会議を、本国から派遣する専門家が出席する中で開催する場合、ごく短期間の内(1週ないし10日)送金及び財産搬出の細部問題に関する全般的な意見交換を終えようとするなら、日本側がこれに応じるかを適当な時期に打診報告されるように望む。(東北)

長官

P185

着信電報

大韓民国 外務部

受信人 : 外務部長官 貴下

番号 : JW-02330

日時 : 2.20.16:47

第17次法的地位関係会議報告

今日 2月20日 10:30-11:50 まで開催された第17次法的地位関係会議の内容を下のように報告します。

1. 日本側は永住権付与範囲と退去強制事由に関する自分側の提案の内、子孫の成年到達後の地位に関して次のように具体的に説明した。
イ、国内永住許可の条件 : 子孫が国内永住を選ぶ場合、入管令に永住許可にあるが、在日韓人の子孫にはこれをそのまま適用させないだろうし、破壊活動をした者を除いては素行が善良な限り永住が許可されるだろうが、素行善良の基準をどこに置くか問題になるだろう。

ロ、国内永住権を受けた子孫の退去強制問題に関しては、貧困と疾病だけの理由では退去強制しないし、その他の点も運用面で人道的な考慮をするので、実質的にして協定永住者と別に差がないのである。これに対してわが側は、素行善良というのは余りに漠然で協定上の退去事由と子孫に対する国内永住許可の条件を関連させ、退去事由に該当しない者は自然に永住が許可されるようにしなければならないと言った。

2. 国籍選択(帰化) 問題に関して日本側は、次のように日本の現行法規を適用させることを示唆した。

イ、協定上の永住権者が帰化を希望する時は、日本の国籍法第6条が適用され、

ロ、子孫の場合には子孫が親と一緒に帰化する時は、親に沿って許可され、子孫が単独で帰化する時は国籍法第6条以外に第4条4号が適用され、

ハ、在日韓人が日本女性の子の場合は国籍法第6条によって取扱われる。

3. 次の会議は3月4日(月)10:30に開催する。(来週は日本側が国会関係で忙しいと言うので、会議を開催しないことにした。)

駐日大使

P186 発信電報

至急

番号 : WJ-02166

日時 : 2月16日 13:00

受信 : 駐日大使 貴下

1963.2.16.

1. 本部で知っているのは在日僑胞が本国家族らに送金できる年間限度額は500ドルだが、この限度額を上げて1,000ドルまでは送金できるように日本側と交渉なさり、その結果を報告して下さい。
2. 一般外国人に対する限度額を調査し、同一な限度額が適用されるのか調べて、万一差異があることが明らかになったら、同事実を挙げて日本側の善処を要求して下さい。(東北)

長官

P187

起案用紙

起案先 東北亜課 権泰雄

起案年月日 1963.2.19 分類記号 3606 外政部 722

経由受信参照 商工部長官、商易局長 駐日大使 発信 長官

題目 韓日会談法的地位問題に関する協調

1. 韓日会談法的地位問題の内、永住在日韓人の送金及び財産搬出問題に関して1962.11.28.当部で実務者会議を開催しましたが、貴部からも関係官が同会議に出席して意見を提示したことがあります。
2. 現在韓日会談法的地位関係会議では永住帰国者の財産搬出及び送金問題に関する具体的な討議のために専門家会議開催が議論されていますが、これに備えてわが側方案を作成しようと思うので、財産搬出及び送金問題に対する貴部の案を早急に作成送付して下さい。 終

P188

大韓民国 外務部

番号 : JW-02356

着信電報

日時 : 2.21.18:19

受信人 : 外務部長官 貴下

対 : WJ-02166 1963.2.16.

対号電文で指示なされた在日僑胞の本国家族に対する送金において、まず大蔵省に交渉したところ、

1. 現行日本政府の法規によって5百ドルを超過できないと言う。
2. 一般外国人に対してもその限度額は同一に適用されています。(東北)

駐日大使

P189

着信電報

大韓民国 外務部

番号 : JW-03031

日時 : 3.4.15:14

受信人 : 外務部長官 貴下

法的地位関係第18次会議報告

63年3月4日.10:00-11:30に開催された法的地位関係第18次会議討議内容を下のよう
に報告します。

1. 今日の会議では財産搬出及び送金問題に関して話したが、わが側は(1)送金問題は現在わが側主張が1万ドル、日本側は5千ドルとなっているが、今後在日韓人の送金額は今までの例から見ても平均5千ドルを超えていないので、日本の外換事情に影響を与えないだろうから1万ドルにしよう。(2)財産搬出において工場施設も職業用具に含まれると思うがどう思うか(3)今後わが国で財産搬出と送金問題等、細部の問題討議のために専門家が来る場合、10日や1週間の短時間内に大体の意見交換を終えられるのか、と聞いた。

これに対して日本側は(1)送金に関する日本側の金額5,000ドルは5次会談当時の外換事情を考慮した出した数字なので、この問題はその時その時の外換事情によって決定されるものである。(現在の外換事情が当時より良くなったので、増額できるだろうと)(2)工場施設は原則的に職業用具というカテゴリーに属しないと見て、その時その時 : Case by Case : で処理する問題と思うが、もっと研究してみる。(3)専門家会議開催問題は工場施設の問題も出たので、関係省と協議して次の会議時に会合(回答?)する、と言った。

駐日大使

P190 韓日代(政)134号

1963.3.11.

受信 : 外務部長官

題目 : 在日韓人の退去強制事由に関する請訓

この間法的地位関係会合と同退去強制事由関係専門家会合で表明したことがあるわが側の立場を下のように総合し、適切な時期に文書で日本側に提示しようと思いますが、如何なものか訓令して下さい願います。

今までの会合で日本側は再三文書でこの問題に対する意見を提示したことがあるのに対して(最終的なものは1962.12.19の第13次会合で提示)、わが側は文書としては1962.12.10の第9次会合で、2年以上受刑の暴力犯と10年超過受刑の凶悪犯の2個の事由に限ってだけ認めると一度提示しただけで、わが側が適切な時期に今までの両側の主張を合理的に総合した妥結案を提示することは、今後会合を促進しこれを妥結するのにおいて適切だと思われま

下

1. 内乱及び外患の暴力主義的破壊活動を行い2年以上の実刑言渡しを受け、その刑が確定した者。但し執行猶予の言渡しを受けた者は除く(注1)
2. 殺人、強盗、放火等凶悪な犯罪によって7年を超過する実刑の言渡しを受け、その刑が確定した者。但し同事由該当者に対しては日本官憲が法運営上、人道的な考慮をする。(注2)
3. 営利を目的に、または常習で麻薬類の取締りに関する日本国法令に違反し、3年以上の実刑を受け、その刑が確定した者。(注3)

(注1)：従来わが側が1項で言ったことがある暴力犯を具体化したものという観点で、日本側案の1項、即ち破防法第4条1項1号該当者を退去強制事由にすることを受諾。但し刑期はわが側主張通りに2年以上の刑を受けた者とする。

(注2及び注3)：日本側が日本側案の2項(破防法第4条1項2号該当者)及び5項(法務大臣認定の外交上犯罪)を削除することを条件に、凶悪犯を日本側案通りに「7年を超過する者」とすることと、悪質な麻薬犯を含ませることに譲歩する。

(日本側に提出する文書には本文だけ記録して、(注)は口頭で説明する。)

駐日大使 裴義煥

P192

大韓民国 外務部

番号：JW-03212

着信電報

日時：3.18.15:35

受信人：外務部長官 貴下

第19次法的地位関係会合報告

1. 3月18日10:30-12:00に開催された第19次法的地位関係会合では、帰国韓人の財産搬出問題及び在日韓人の永住権の付与範囲に関して、主に意見を交換した。
2. 財産搬出問題に関してわが側が、専門家会合開催に関する日本側の回答を要求したところ、日本側はその早急な開催を希望し、韓国側委員が来たらすぐに討議に応じる態勢が出来ていると言った。
3. 在日韓人の永住権の付与範囲に関連して、日本側がサンフランシスコ平和条約発効時を基準に韓国国籍を回復したと主張するのは理論的矛盾だという法的見解をわが側が指摘したところ、日本側は自分側主張の弱点を是認した。
4. 次の会合は4月2日10:30にすることにした。(駐日政)
駐日大使

P193

大韓民国 外務部

番号：JW-03214

着信電報

日時：3.18.15:35

受信人：外務部長官 貴下

連：JW-03212

連号で報告したように3月18日の第19次法的地位会合でわが側は、帰国韓人の財産搬出及び送金問題等に関する専門家会合に関する回答を要求したところ、日本側はその早急な開催を希望すると、わが側専門家の来日を待つと言っているの、これに関する政府方針を回示して下さるように願います。(外政北)

駐日大使

P194 発信電報

大韓民国 外務部

番号：WJ-03176

日時：3月21日13:40

受信：駐日大使

対：韓日代政 134

1. 退去強制事由は永住権問題(付与範囲及び申請方法)との関連下で考慮されるので、このふたつの問題を同時に取扱うのが良いと思われるので、永住権問題に関する建議を至急追送願う。
2. 今後の会議においては今まで予備折衝で別に取り扱われなかった問題点(教育問題、生活保護問題、財産権と職業権問題、極貧帰国者の補助金問題、国籍確認問題等)に関して具体的な意見交換をして、永住

権問題と退去強制問題においてのように、これらの問題点に関する日本側の具体的な考えを確認する方向で討議を進行し、その結果によりわが側が取る態度を建議して下さい。

3. 法的地位問題の直接関連者は在日僑胞なので、僑胞の希望を把握して各問題点に関する建議において十分に参酌されるよう願います。(東北亜) 終
長官

P195. 韓日代(政)161号

1963.3.25

受信: 外務部長官

題目: 在日韓人の永住権の範囲に対する請訓

(対: WJ-03176号、連: 韓日代(政)134号)

1. 対号 1 項指示に沿って、在日韓人の永住権問題に関して下のように請訓するので、これに対して連号で請訓した退去強制事由と同時に訓令して下さいように願います。
2. 対号 2 項の指示に対しては今後指示された方向に会議を進行させ、その結果を見てわが側が取る態度を建議いたします。
3. そして対号 3 項の指示に対しては既に従来から十分に留意していますから了知なさるよう願います。
下記

1. 永住権の範囲

- (1) 太平洋戦争終戦当時から継続して日本に居住した韓人及び本協定発効時までに出生した彼らの子孫に対して、協定上の永住権を付与する。
- (2) 本協定発効以後に出生した子孫に対しては、彼らが未成年の時には彼らの父母と同等な処遇をし、成年に達すれば、彼ら自身の意思により、本国に永住帰国、日本人に帰化または韓国人として日本に永住することを選択することになる。この場合、
 - (ア) 本国に永住帰国を望む者に対しては、特に財産搬出など協定上の永住権者と同等な処遇をし、
 - (イ) 日本人に帰化することを望む者に対しては、特に生活維持能力など日本の法律に規定された帰化の条件に関わらず、無条件で帰化を許可し、
 - (ウ) 韓国人として日本に永住することを望む者に対しては、特に退去強制事由などにおいて、一般外国人とは違う基準、協定上の永住権者の待遇をする。
- (3) 終戦後に日本に入国し、日本政府から入管令による在留の許可を受けている者に対しては、これからも日本に在留できる資格を続けて認定する。(この問題は日本政府が付属文書などで約束する)

2. 永住権申請方法

- (1) 日本政府は前項の協定上の永住権該当者が提出する申請書だけで、即ち韓国政府が発給する国籍証明の添付なく、永住許可を発給する。ただし永住許可申請者の内、その国籍が不明な者に対しては、その度ごとに韓国政府が彼の国籍が証明できるように協調する。
- (2) 永住許可の申請期間は本協定発効時から 5 年間とする。

追記: 1. 子孫に対する永住権の範囲において、協定発効後 20 年までに出生した者には永住権を与え、その後出生した者に対してはその時に再協議しようという従来の主張を、協定発効時までに修正建議することは

- (1) 従来の主張は日本側が受諾する可能性がなく、
- (2) 協定発効時までに譲歩する代わり(2)の(ア)、(イ)及び(ウ)のように、その後出生した者に関する地位を、永久に確定させることで、実利面においては再協議案よりも有利にしようというものである。

2. 在日韓人の中で指導クラスにいる多くの数が終戦以後に日本に入国(正当な手続きを踏まないで)した者だという事実を考慮し、そして彼らが協定発効後もしも強制退去されないかと憂慮している点を考慮し、**1.(3)**のような合意議事録または付属文書で規定する必要があると思われる。終戦以後に入国した者は協定の対象ではないが、彼らにたいして続けて日本に在留する資格を認定するという事は従前会談で日本側が確認したことがある。
3. 永住権の申請において、申請者の中で国籍が不明な者に対しては、「ケースバイケース」で韓国政府が彼の国籍証明に協調することは当然なことと思われる。

駐日大使 裴義煥 ㊦

P198

大韓民国 外務部

番号 : JW-04018

着信電報

日時 : 4.2.14:54

受信人 : 外務部長官 貴下

第 20 次法的地位関係会合報告

63.4.2.10:30-11:50 に開催された第 20 次法的地位会合の内容を下のように報告します。

1. 今日の会合では主に永住権の付与範囲問題に関して意見交換をしたが、わが側は同問題においてまだ両側の立場が対立したまま進展がないことを指摘し、平和条約発効日を基準にして永住権の付与範囲を決定しようとする日本側の立場の理論的矛盾を止揚して、彼らがもう少し誠意を持って接近して来ることを促したところ、日本側は退去強制事由と麻薬犯処理問題においてわが側が伸縮性を持って出れば日本側は永住権付与範囲問題でわが側立場に接近する用意があることを示唆した。
2. 日本側はまた国籍証明問題等の手続き上の問題に対しても関心を表明し、李代表が一時帰国したが帰任する時には麻薬犯処理問題と共に、これら技術的問題に対してもわが側の進展した案が準備できることを望むと言った。
3. 日本側は、日本に帰化した在日韓人が韓国国籍から離脱しないまま韓国旅券を所持して旅行する等の事例があることを指摘し、是正策が講じられなくてはならないと言ったので、これに対してわが側は協定締結時に二重国籍防止措置条項も挿入するようにしたら良いだろうという意見を表示した。
4. 次の会合は李代表帰任時期を考慮して万一のために **4 月 23 日** にしようと言ひ、**4 月 12 日** に先に予定していた退去強制専門家会合も **4 月 18 日** にしようと言ったのでこれに応じた。

駐日大使

P199. 第 6 次韓日会談

予備交渉

法的地位関係会合

6/予法 20/1-3

1963.4.2

第 20 次会議要録

- 1.(永住権付与範囲) 韓国側は永住権付与問題に関して専門家会議で両側代表が相当接近したことがあるが、まだ隔たった対立があると述べた後、日本側が基本点にしている平和条約発効日は韓人の国籍回復問題として論理に一貫性がなくなり理論的に矛盾する点があると指摘し、永住権付与の基準点は本協定発行日にして、そこから両側の立場を接近させなければならないだろうと言った。
2. これに対して日本側は冗談調で、両側が主張する付与範囲を合算した後二等分すれば良いかも知れないと言った後、退去強制事由が日本側の希望通りに決定され、在日韓人の特殊性が緩和すれば、永住権付与範囲において韓国側の立場に接近できるだろうし、また退去強制事由の内「麻薬犯」に関して日本側の希望が貫徹されれば日本側の立場を再考すると述べた。

3. 日本側から麻薬犯に関する言及があったので、韓国側は永住権付与範囲を合理的に解決しなければならないのは勿論、麻薬犯も合理的に解決しなければならないと言った後、麻薬犯においては執行猶予になった者が除外されなければならないのは勿論、刑期においても**2年、3年**、または**5年**とその期間が定まらなければならないが、実刑が加われば充分なのに、その後退去強制をするのは余りに酷すぎないかと言った。これに対して日本側は、麻薬関係の犯罪は国際的に取締られている犯罪なので韓国側が重点をおいて考慮していただきたいと述べた。
4. 韓国側は麻薬犯に関しては重点をおいて検討してみるが、永住権付与範囲の問題に関しては日本側に再考して欲しいと言い、協定発行日を基準点にするのが妥当だという非公式見解を表示したが、日本側は本問題においては両側の立場の中間点を妥協点にする訳にも行かないことで、外務省条約局の態度が強くて融通性がないと言うと同時に、協定発行日がだんだん遅くなるので、それを基準点にする時にも難があると言った。
5. 日本側は永住権問題に関連して、在日韓人の**2、3世**はいつかは結局日本人化するだろうし、その時間が短いほど本人に良いと思うが、永住権が余り特惠的なものなら日本人化しようという努力が弱化するだろうから、永住権付与に適当な限界をおいて、容易に日本人化できる素地を用意しなければならないだろうと言った。これに対して韓国側は、韓人の**2、3世**は日本に帰化する公産が大きいから、彼らに永住権を与えるのに日本側が気を使う必要はないだろうと述べた。
6. (国籍証明添付問題) 日本側は李垞浩代表が帰国したら、永住権申請時の国籍証明添付問題等に関してよく検討して欲しいと言った。
7. (帰還者の二重国籍問題) 日本側は、韓国人で日本人に帰化した者が二重国籍を持って大韓民国旅券で韓国に旅行する者がいて困難なので、何か対策が講じられなければならないと言った。これに対してわが側は調査して検討してみるとし、協定締結時に二重国籍防止措置条項も挿入するのも良いだろうと言った。

P202. 大韓民国 外務部 番号 : JW-04227
 着信電報 受信人 : 外務部長官 貴下 日時 : 4.23.15:01

第21次法的地位会合報告

63.4.23.10:30-12:00に開催された第21次法的地位会合の内容を下のように報告します。

1. 今日の会合では在日韓人子孫の教育問題に関して主に意見を交換したが、初めにわが側が国民学校(小学校)入学適齢の韓国児童が日本当局からの就学通知なくとも日本の学校に就学することを希望したら受容するのか余否を問い合わせたところ、日本側は就学通知がなくとも本人が希望すれば受容する方針だと言った。
2. これにわが側は在日韓国学園卒業生の上級学校進学資格問題に言及し、
 - (1)現在在日韓国学園が日本国内で正規学校に認定されていないが、韓国政府が在日韓国学園を韓国内の同種学校と同等な地位と資格を持つ学校と認定するなら、日本側は韓国学園の卒業者を外国で正規学校を卒業した者と認定するのか。
 - (2)韓国学園卒業生に日本の正規学校卒業生と同じ日本内の上級学校に進学できる資格を認定するのか、及び
 - (3)韓国人が日本国内で正規の私立学校を設立できるのかを問い合わせたところ、日本側は(1)に対してはそれが可能だろうという私的意見を表し、(2)に対しては官立学校の場合かどうか知らないが、私立学校の場合にはほとんどが進学可能だろうと思うが、この問題に関しては文部省側と一旦相談してみると言い、(3)に対しては日本教育法で定める基準に合う日本法人として設立され、また韓人、日本人の区別なく就学させるのなら韓国系私立学校の設立は法律上可能だろうとい

う意見を表した。

これらの問題に関しては次の会合で日本文部省側の関係官も出席させた席で、再び具体的に討議することにした。

3. 次の会合は 4 月 30 日 14:30 に退去強制問題専門家会合、5 月 6 日午前中に法的地位会合をそれぞれ開くことにした。

駐日大使

P204 第6次韓日会談
予備交渉
法的地位関係会合

6/予法 21/1-3
1963.4.23

第21次会議要録

1. (教育問題) 韓国側は在日韓人の子孫に対する教育問題に関心を表した後、国民学校(小学校)入学適齢の韓国児童が日本当局から就学通知がなくても日本の学校に就学することを希望したら入れてくれるのかと聞いたところ、日本側は就学通知がなくても本人が希望すれば入学させるが、日本国民ではないので本人の希望がない場合にはそのまま置くものであると言った。
2. 韓国学園卒業者の上級学校進学問題に関して韓国側は、在日韓国学園の教育課程は日本の正規高等学校の教育課程と同一で、ただ韓国の歴史、地理等の特殊課程をもっと履修するだけで、同校卒業者に上級学校進学資格を与えるのが妥当だと言い、彼らに対して日本の高等学校卒業者と同じ上級学校受験資格を認定するかの余否を問い合わせたところ、日本側は入学資格有無の決定は各学校当局が認めるか、認めないかにかかっているのであり、私立大学では受験資格を認めていることを知っていると言った。
3. 韓国側が、大韓民国政府が韓国学園を韓国内の正規高等学校と全く同じ性格の学校と認定するなら、日本側がこれを学校教育法施行規則第 69 条で言う外国学校と認定するのかと問い合わせたのに対して、日本側は全く不可能なことではなく、そうできるだろうと言った。
4. これに韓国側は再び、そういう場合韓国学園の教育課程が日本の正規高等学校の履修課程と同じなので、上級学校受験資格を認定してくれなければならないと言ったところ、日本側は官立学校は少し困難だろうが、私立学校は現在入学資格を皆認めてあげていると思うと述べた後、日本側の文教政策上、外国学校を日本の正規学校と認定することはできなくなっているが、これは関係当局と連絡して調べてみると言った。
5. 韓国側は韓国人が日本で日本教育法に沿って私立学校を設立できるのかに関して問い合わせして、これに対して日本側は、日本教育法が定めた基準に合う日本法人として設立され、日本人、韓国人の区別なく入学させるのなら法理論上反対する理由がないし、設立者の国籍とは関係ないとしたが、実際面において日本人が入学しなければ困難が予想されるとした。
6. 日本側は教育問題の他に、在日韓人に対する就職においての差別待遇問題もとても困難なものだと言いながら、韓国学園を出るのも良いが、就職の面から見ると韓国学園を卒業するのは結局不利ではないかと考えられると言い、長い目から見る時、日本の正規学校で勉強した方が在日韓人の子孫のためにより良いことだと述べた。この問題に対して韓国側は、協定で就職に関して差別しないと規定しても実際的に日本社会全般が応じて来なければ困難な問題で、この問題は重大な社会問題だと言った。
7. 日本側は在日韓人の教育問題に関する文部省側の担当者がとても好意的な態度を取っているので、同担当者がいる間に問題を解決するのが良いと言った。次の会議時には文部省担当者を出席させ、教育問題を継続して議論することにした。

P207.
着信電報

大韓民国 外務部

番号 : JW-05098

日時 : 5.8.15:20

受信人 : 外務部長官 貴下

第 22 次法的地位会合報告

63.5.8.10:30-12:30 に開催された標記会合内容を下のように報告します。

1. 在日韓国学園卒業生の進学資格問題に関して

わが側は日本文部省学校教育法施行規則第 69 条に依拠して韓国学園卒業生に対しても、外国で同一な学校を卒業した学生と同じに日本内大学進学資格を付与してくれることを強硬に主張したのに対して、

日本側は日本の学校制度の破壊ないしは乱す事態を招来するという理由から、これまた強硬な態度を取っており、わが側が第 2 段階で韓国学園卒業者を日本内の日本の高等学校卒業生と全く同じ立場で進学の資格を付与することを主張したのに対して、日本側はやはり個別的に特殊な立場においては現在まで便宜を提供した人もいるが、一般的にこれを施行できないという態度を表した。

2. 日本において例えば外国人が学校を設立し、学校内でヒトラー「私の闘争」や独裁的な内容の教育を実施したら(共産党が共産主義教育をすることを暗示する)、日本では何らの措置も取れないのかという点を質問したのに対して、日本側は日本としても頭痛の種になっている問題だと答えた。

3. 韓国人の日本国内での私立学校設置問題は、法的に実質的に可能だと再確認した。

4. 次の会合は 5.22.10:30 に持つことにした。

駐日大使

P208 第 6 次韓日会談
予備交渉
法的地位関係会合

6/予法 22/1-3
1963.5.8

第 22 次会議要録

1. (教育問題) 韓国側は韓国学園を卒業した者を日本学校教育法施行規則第 69 条に依拠、外国で高等学校教育を終えた者と取扱って大学入学資格を認定するとか、または協定ができれば韓国学園卒業者を日本の学校卒業者と全く同じに取扱えと要求したが、これに対して日本側は「各種学校」に属する韓国学園卒業者に一般的に大学入学資格を与えることは、日本の学校制度の破壊する怖れがあるから困難で、個別的に特別に考慮することはできるが、協定で定めて政策的に施行するのは難しいと述べた。
2. これに対して韓国側は、上記 69 条によれば 12 年間の外国教育を受けた者は日本の大学に進学できるが、韓国学園は学校の所在地だけが違うだけで便宜上日本内で韓国の教育をさせているのだから、外国で教育を受けた者に取扱えるだろうと指摘したところ、日本側はこれは国内の教育秩序を乱す怖れがあつて困難で、永住権を持つ韓国人は日本の学校を利用してくれたら良いと言った。
3. 韓国側は日本内の米国人学校を米国内の同等な学校卒業者と同一に取扱うのかと聞き、日本側はそれが可能だと言った。これに対して韓国側は韓国学園もそれと同じに取扱うことを主張したが、日本側は日本内の米国人学校卒業者は韓国学園卒業者と同じく個別的に取扱って来たとし、また学校教育法施行規則 69 条は外国人で在外勤務者の子弟、若しくは留学生を自称するものと言った。
4. 継いで日本側文部省関係官は同 69 条の原則的な趣旨は、日本人で外国に出て 12 年間教育を受け日本に戻って来た者が大学に進学できるというものだと言った。これに対して韓国側は、趣旨はわかるがその制度を考慮して大きく活用しようというものだと話したが、日本側は文部省の基本政策を検討しなければならない問題なので無理なことだと言った。

5. 韓国側から外国人が日本内に私立学校を設立できるのかと聞いたのに対して、日本側は学校設立者が法人で日本人が役員になっている場合には認可するようになっているが、法文以前の思考方式で外国人のための学校を日本の教育制度内に入れるということは考えられない問題だと言ひ、誰でも入れる制度なら可能だと言った。
 6. 韓国側は外国人が日本に私立学校を設置し、独裁的な内容の教育をする場合(共産党教育を暗)、これに対して日本政府は何ら法的措置を取れないのかと問うたところ、日本側は取ることではできるがその問題のためにとっても悩んでいると言った。
- いう点を質問したのに対して、日本としても頭痛の種になっている問題だと答えた。
- し、内でヒトラー「私の闘争」やの
3. 韓国人の日本国内での私立学校設置は、法的に実質的に可能だと再確認した。
 4. 次の会合は **5.22.10:30** に持つことにした。

P210. 大韓民国 外務部 番号 : JW-05309
 着信電報 日時 : 5.22.16:30
 受信人 : 外務部長官 貴下

第 23 次法的地位会合報告

63.5.22.10:30-11:50 に開催された第 23 次法的地位会合の内容を下のように報告します。

1. 永住権の付与範囲問題に関して意見を交換したが、平和条約発効日までに出生した永住権者の子に永住権を与えるという日本側の従来主張に対して、わが側は本協定発効日を基準にして 5 年間の永住権申請期間内に出生した子孫に永住権を与えなければならないと、妥協することをひそかに促したところ日本側は答弁を回避したが、大体では大きな反対はしないものと推測される。
2. 帰化問題に関して日本側は協定締結後 5 年以後に出生した永住権を持ってない子孫が、日本に帰化しようとするのに対して韓国政府が妨害のようなことをしないか、またはある種の不利な処遇をするようになるのではと憂慮を表明したので、わが側はそのようなことは絶対ないと強調し、わが側としては上記帰化する者の資格において、日本の国籍法が「独立した生計を営為できる者」に限って許可することになる点を指摘し、永住権対象者の子孫の帰化には特別な例外が認められなければならない点と、独立した生計を営為できない者だとしても労働能力を持つ者に対しては帰化が可能だという点を明示しなければならないと主張したのに対して、日本側は考慮してみると言った。

次の会合は **6.5.10:30** である。(駐日政)
 駐日大使

P211 第 6 次韓日会談 6/予法 23/1-2
 予備交渉 1963.5.22
 法的地位関係会合
 第 23 次会議要録

1. (永住権の付与範囲) 韓国側は従前日本側の池上検事が言ったように、両側の現在の見解の差異である 30 年を 15 年に折衷して、即ち今年に協定が発効するなら協定発効日から 5 年までに出生した子孫(永住権申請期間内に出生した子になる)に永住権を与えるのが良い考えだと述べた。これに対して日本側は、それは池上検事の私見であって日本側内部で正式に話されたことはないと言った。
2. 日本側は今回の会議では、永住権の付与範囲問題よりも手続き問題を討議するのが良いと言ったが、韓国側は永住権の範囲が決まった後に手続き問題を討議するのが順序と言った。

3. 日本側は退去強制問題を早く解決することを希望したが、韓国側は退去強制範囲と永住権の範囲問題は互いに関連があるので一緒に討議しなければならないと言った。
4. (帰化問題) 在日韓人の子孫で将来自由意志で帰化するようになる者の問題に言及し、韓国側は日本側が従前の会議時に在日韓人の子孫が帰化しようとする時、韓国側がこれを妨害しないか憂慮すると言ったが、帰化をする程度の人なら既に日本人にほとんどなった人だろうから、反対する筈がないと言い、在日韓人の子孫が帰化を希望する時は日本国籍法の生活維持の条件等が適用されてならず、協定に例外を置かなければならないと言った。
5. これに対して日本側は、そういう者たちは現行法で「元日本人」と取扱われ、容易に帰化を認めるだろうと言い、韓国側は永住権の子孫が「元日本人」ではないことを指摘したが、日本側は結局要件を緩和しようというものだが、その点に対して検討中だと言った。
6. 「生活維持の能力」という条件に関して、日本側は 20 歳までは財産がなくても労働力さえあれば生計を維持する能力があると考慮できるだろうと言ったが、韓国側はそのような点を協定に含ませるのが良いだろうと言った。
- 7 日本側は帰化した人が韓国を訪問するとかいう場合、韓国側が彼らに不利な処遇をしないようにする点も考慮しなければならないだろうと言い、これに対して韓国側はそんなことはないだろうし、憂慮するなら帰化した者に何らかの場合に便宜を図ってあげると付属文書に挿入しても良いだろうと言った。

P213.

大韓民国 外務部

番号 : JW-06046

着信電報

日時 : 6.5.14:55

受信人 : 外務部長官 貴下

第 24 次法的地位会合報告

63.6.5.10:30-11:50 に開催された第 24 次法的地位会合の内容を下のように報告します。

今日の会合では 1) 永住権の付与範囲問題に関して従来、日本側は平和条約発効日までに出生した永住権者の子に対して永住権を付与するとして、わが側は協定成立後 20 年以内に出生した永住権者の子には永住権を付与しなければならないと主張して来たが、日本側は平和条約発効日を基準にすることを譲歩して、本協定成立当時ないしは成立後 5 年の申請期間内に出生した永住権者の子に対して永住権を付与するという内意を表明したので、わが側は日本側でそのような説に考慮するならわが側も 20 年主張を変更すると言った。

2) 帰化問題に関して(1)永住権を得られない永住権者の子孫で、成年になる場合の在日韓人が帰化する資格において、「独立した生計を営為できる者」というのを実質的には与件にしないこと)(2)在留し続ける者に対しては一般外国人よりも有利な待遇をすること(3)帰国することになる永住権者の子に対しては、永住権者が帰国する時搬出できる財産額と同じ金額を搬出できるように措置しなければならないというわが側の主張に対して、日本側は(1)(2)各項に対しては諒解した。

3)終戦後渡航者問題に関して日本側は、渡日後一定な年限を居住した者に対しては入管令に規定された永住権を付与することと、一定な年限にならない者に対しては従前のように居住を認定するだろうと言った。(駐日政) 大使

P214

第 6 次韓日会談

6/予法 24/1-2

予備交渉

1963.6.5.

法的地位関係会合

第 24 次会議要録

1. (永住権付与の範囲) 韓国側から協定成立後 5 年間の申請期間までに出生した者に永住権を与

えるのに対して検討してみたかと聞いたのに対して、日本側は永住権の範囲を「協定成立後何年間」にすると、協定がいつ成立するか確実でないので困難だが、協定が何年中に成立するのを前提にするなら、平和条約発効日から **15 年間(5 年間の申請期間)**も可能なようで、大体で **10 年(協定発効時まで)に出生した者**に譲歩する考えがあると言った。

2. (永住権者の子の成年到達後の問題)

(1) **永住帰国者問題**：韓国側は永住権者の子が成年に到達すれば、本国帰国、日本での永住、または帰化の内のひとつを選択することになるのだが、帰国する者の財産搬出においては永住権者と同一に待遇しなければならないと言い、日本側は財産搬出は自由だが現金所持問題は **20 年後の問題**なので、その時の外貨事情に沿って処理される問題だが、相続財産は永住権者と同一に取扱うのが可能だろうと言った。これに対して韓国側は、永住権者が帰国時所持できる金額と同じ範囲で、協定に規定しなければならないと主張した。

(2) **帰化問題**：韓国側は永住権者の子で日本国への帰化を希望する者には、日本国籍法の「独立した生計を維持できる能力」を要件にしないようにしなければならないと言い、日本側はお金はなくても労働力や技能があれば良いとして、今までの統計上帰化を申請した者の **90%**に帰化が許可されたと言った。

(3) **継続在留者の待遇**：韓国側は永住権者の子で成年到達後に帰化、または本国に帰国せずに韓国人として日本に永住する者には、一般外国人より有利な待遇をしなければならないと言い、日本側は父親が永住権者でその息子が **20 年間**もきちんとしていれば、勿論彼に対する処遇を良くやってあげなければならないし、貧困等の理由で退去強制しないということを規定すれば良いと言った。これに対して韓国側は再びそういう者に待遇が悪ければ結局帰化を強要する結果が招来されるので、必ず特別な待遇をするという規定をしなければならないと主張した。

3. **終戦後入国者問題**：韓国側から終戦後入国者問題(不法終入国者)の処理問題に関して聞いたところ、日本側は一定な年限を居住した者には入管令上の永住権を付与する問題も考慮できることを示唆し、一定な年限に未達の者に対しても従前のように毎年在留資格を更新してあげると言った。

P215.

大韓民国 外務部

番号：JW-06212

着信電報

日時：6.19.15:33

受信人：(外務部)長官

第 25 次法的地位会合報告

今日 **6.19.10:30-12:10** に開催された第 25 次法的地位関係会合の内容を下のように報告します。

今日の会合では

1. 法的地位討議内容全般にわたった合意点、未合意点を確認整理して、今後議論して行く事項等に関して協議した。(駐日政)

駐日大使

P216

第 6 次韓日会談

6/予法 25/1-4

予備交渉

1963.6.19.

法的地位関係会合

第 25 次会議要録

1. 日本側はこの間の討議の内から合意点と未合意点を確認しようと提議し、韓国側はこれに応じた。確認事項は次の通り。

2. (永住権付与範囲)

(1) 太平洋戦争の終了日以前から継続して日本に居住する大韓民国国民に対して永住権を付与することを両側が確認した。

永住権者の子の問題は本協定発効後 5 年間の申請期間内に出生した者に対して永住権を付与するということを、韓国側が本国政府に請訓中であることを確認した。

親の内のどちらか片方が不法入国者、母が日本人で内縁の妻の場合等は経過措置問題で取扱うことにした。

本協定の発効日(または発効日から 5 年後)に出生した者は、帰国、在留、帰化の内のひとつを選択することとなるが、帰国を選択する場合、送金及び財産搬出に関する待遇は、永住権の子が帰国する時と同一だという日本側の見解に対して、この問題を後に討議することにした。

子の子(孫)に対して、問題は後に討議することにした。

(2) 帰化問題においては日本国法令の要件を緩和しなくてはならないという韓国側の主張に対して、日本側は協定文に著すことはできないが、運用面で特別措置すると言った。

永住権の子が成年に到達した後、続けて在留を望めば、入管令上の一般永住を認定することで確認した。

(3) 永住権申請期間は 5 年で同意したし、申請方法は後に討議することにした。

3. (処遇問題)

(1) 財産権と職業権

韓国側は権利自体の性質上、その国民にだけ許容されるものを除いて、内国民と同等な待遇を付与しなければならないというのに対して、日本側は国籍によって差別待遇をしないと主張した。

(2) 教育問題

義務教育(小、中)においては日本人と同等な待遇を付与する。

上級学校進学においては均等な機会を付与する。

在日韓人の私立学校設立は日本の教育制度を乱す恐れがあるので、日本側はこれを認められない。

韓国側が日本の法律に沿って私立学校を設立する場合には、日本側がこれを認定することにする。

在日韓人学校高等科卒業者を外国で高等学校を卒業した者と同等に取扱ってくれという韓国側の要求に、日本側は同意しなかった。

(3) 社会保障問題

協定上の永住権を受けた者で生活が困難な者に対して、当分の間生活保護をすることに合意した。

国民健康保険、母子福祉、災害救助等社会保障に対しては、日本側はまだ確実な意思を示していない。

4. (財産搬出及び送金問題)

(1) 永住を目的に帰国する者は原則的に全ての財産を搬出できるが、禁制品、商取引の対象になる物品は除き、その時期、方法等手続きは後に合意して決めることにする。

(2) 初めの送金額に対して韓国側は 1 万ドル、日本側は 5 千ドルを主張した。

5. (その他の問題)

(1) 生活保護法の対象になっている者が帰国した時に至急する再定着金、毎世帯当り 2 千ドル問題に関して合意に至らなかった。

(2) 国籍確認問題に対して合意できないでいるが、後に討議することにした。

P221

着信電報

大韓民国 外務部

受信人 : 外務部長官

番号 : JW-07049

日時 : 7.3.14:34

第 26 次法的地位関係会議内容報告

63.7.3.10:30-12:00 に開催された第 26 次法的地位会議の内容を下のように報告します。

今日の会合では経過的措置問題に関して、従来日本側が本協定成立後には 1957 年の覚書によって保留していた退去強制事由該当者の追放に関して、悪質者は退去強制させたり永住権を与えないとしたのに対して、わが側はこれは 10 年以上やそのまま暮らして来た者が協定が成立することに因って、追放等されたり永住権を受けられない結果になり、多くの人が適用を受けるようになるので、韓日両国の親善を目的に締結することになる本協定の根本趣旨にも背くことだとして強硬に日本側の再考を要請したところ、日本側はその点に対して本協定発効以前の退去強制事由該当者は特赦するという見地から、再び検討してみると言った。(駐日政)

次の会議は 8 月 7 日に決めた。

駐日大使

P222

第 6 次韓日会談

予備交渉

法的地位関係会合

第 26 次会議要録

6/予法 26/1-2

1963.7.3.

- 1.(麻薬犯) 日本側は 3 犯以上は追放対象とするのがよいと主張したのに対して、韓国側はこの問題は本国政府の請訓中であることを言い、3 犯としてもこれは協定発効以後の回数を意味しなければならぬと言った。
- 2.(1957 年覚書の解釈問題) 韓国側は 1957 年の覚書はその当時、送還対象者の 150 名の処理問題を韓日会談で相互協議しなければならなかったことを意味すると言ったのに対して、日本側は一般的に第 2 次大戦以後今日に至るまでの事由該当者の処理を討議対象にするものとみると主張した。これに対して韓国側は協定成立以後遡及には認められないと強調し、永住権を得られ者には永住権を上げ、協定発効以後の退去強制事由の該当者だけ追放すれば良いと主張した。
- 3.(協定発効以前の犯罪者問題)
協定発効以前に犯罪を犯し収監中協定発効以後に出監する者に対して韓国側は、協定発効以後の退去強制事由該当者から適用しなければならぬと言い、彼らの特赦するという見地からそのまま日本に在留させるようにしなければならぬと言った。これに対して日本側は、追放余否の問題より永住権を上げるか上げないかの問題がより重要だと言い、彼らを仮に追放しないとしても、彼らに協定上の特権を上げるのはおかしいと言った。
協定発効以前の入管令による退去強制該当者の数は 10,000 名程になり、その中で協定上の退去強制事由該当者は 600 名ないし 1,000 名程度になると日本側が言った。
- 4.(永住権者の子の子の処遇)
永住権者の子の子で永住権者を受けられない者が成年になれば、帰国、帰化、または継続在留の 3 者の内ひとつを選択することになるが、継続在留する場合入管令上の永住権を上げ、疾病や貧困等を理由に退去されないという点を韓日両側が確認した。

P224 発信電報 大韓民国 外務部

番号：WJ-10204

日時：7月23日 18:50

受信：駐日大使

連：WJ-10060号)

わが側は李炯浩代表を渡日させ、法的地位関係会合を可能な最短日時に(来週初頃)続行することを希望するが、これに関して再度日本側の意向を打診してその反応を報告して下さい。

(東北)

長官

P225 大韓民国 外務部

番号：JW-10309

着信電報

日時：7.28.15:18

受信人：外務部長官

件名：在外財産所持及び寄贈事実認定書発給事務に関する問い合わせ及び建議

1. 在外財産所持及び寄贈事実認定書発給事務に関して、次のように本部の建議を問い合わせます。

イ) 外務部令第19号によれば在外財産搬入時に「在外財産所持認定書」を発給するようになってるが、**1963.3.1.外通商 762.21-11805** で示達された **63.7.22** 公布閣令第**1395**号有印物第2条2項によると「在外財産所持認定書」になっているが、両者間のどちらが正当なのかの余否を回示願います。

ロ) 近来在外財産所持及び寄贈事実認定書発給申請時に特に品目において、**1963**年度貿易計画上輸入禁止品目に指定された品目を搬入しようと申請しに来る事例が数多いだけでなく、一般からの問い合わせも殺到している実情なので、このような場合、当代表部としては**(1)**搬入される品目が輸入禁止品目の範疇に属す場合においても、一切品目自体にはしばられずただ財産所持だけを確認して認定書を発給するのか。または**(2)**ある範疇に属すと認められる品目においては、その時その時本部に事前に問い合わせるのかの余否に関して、原則的な処理方針を回示して下さい願います、可能なら財産搬入や寄贈で搬入できる品目の限界を具体的に細かく通報して下さい願います。

ハ) 近来寄贈事実認定書発給申請においては外国人(日本人)からの寄贈は勿論、外国法人から韓国の個人または法人に対する寄贈が相当数に達しているが、場合によっては寄贈というよりも、このような制度を利用した相互間商行為の一部と思われる事例もあるので、寄贈事実認定においても当代表部としては**(1)**金額の多寡**(2)**寄贈品目の種別**(3)**寄贈者が在日内国人または外国人。同個人または法人の余否(受贈者も同一)**(4)**寄贈者と受贈者との相互関連性(因戚、知り合い、商業上だけの関係)等に拘らず、同寄贈事実だけを確認するのかに関する本部の意見を総合的に回示願います。

ニ) 寄贈・受贈・遺贈物品に対する国内通関税算出基準を参考に回示願います。在外財産搬入物品に対しては**63.8.20**通産省**73.2.17067**で通報受けたことがあります。

ホ) 財産搬入・寄贈・受贈・遺贈申請時に代理人から申請書を提出できるかの余否に関して回示願います。

2. 在外財産所持及び寄贈事実認定書発給事務に関して、次のように建議します。

イ) 在外財産所持及び寄贈事実認定書発給において現在の当代表部機構から見ても、または日本の社会状態等から見て、代表部としてはただ彼らが提出する証憑書類や陳述に根拠して所定認定書を発給するしかない実情なので、このような実情を参酌なさり、また一般的な在外領事の認証様式(例：領事送り状)を勘案なさったり、外財産所持認定書や寄贈・受贈・遺贈事実認定書発給時にも、「本認定書は申請人の陳述と当代表部に提出された書類に依拠して発給する云々」の文言を明白に認定書上に表示する方向で、外務部令第19号及び同20号様式を改正して下さいことを建議します。

ロ) **63.7.22**閣令第**1395**号が公布された後、相当件の財産搬入と寄贈申請が受け付けられ報告されたことがあります、当代表部としては**63.9.16 JW-09221**号及び**63.9.27 JW-09397**号で本国の審査結果を

通報して下さるよう建議したことがあります。本件は財産搬入の推移を把握して財産関係事務処理の参考にしようとするものなので、財産搬入や寄贈があり本国政府で許可した時は、同許可内容をその時その時当代表部に必ず通報して下さることを建議します。

本件は本国審査結果に沿って品目変更を申請して来る時にも参考になるものである。

ハ) 財産搬入や寄贈等のための本国政府の政策や方針に変更が有る時は、例えそれが検討段階にある時でも参考のために代表部に随時通告して下さることを建議します。

ニ) 63.10.14 WJ-10125 号第 2 項で言及された財産搬入審査委員会の審査基準を通報願います。(駐日政)

駐日大使

P228

大韓民国 外務部

番号 : JW-10327

着信暗号電報

日時 : 7 月 29 日 16:09

受信 : 長官

対 : WJ-10204 号

参照 : 連 : JW-10287

対号指示に関しては連号 4 号で中間報告したことがあります。今日日本外務省側とこの問題にかんして小川入管局長と合議した結果、法的地位関係会合再開に同意すると知らせて来た。

追記 : 1. 日本側は同会合再開が新聞に報道されないようにしてくれるように希望した。

2. 討議内容においては永住帰国残余財産搬出問題も討議することを日本側は希望しています。(駐日政)

駐日大使

P229

大韓民国 外務部

番号 : JW-11117

着信暗号電報

日時 : 11.8.17:38

受信人 : 外務部長官

1. 63.11.8. 1〇:〇-1〇:30 間に第 27 次法的地位関係会議を開いたので、その結果を下のよう
に報告します。

(1) 会議再開の挨拶を終えた後、今後の会談進行方法を協議したが、日本側は韓国の総選挙が会談進行に特に影響はないか?と聞くので、わが側は同選挙の影響はなく、また法的地位問題は漁業及び請求権問題と性格が違うので、そのような問題討議の進度に拘りなく早急に年内に原則合意に至る意向であることを明らかにしたが、日本側も同意した。

(2) 今後法的地位関係会談と併せて退去強制及び財産搬出専門家会議を開催することを合意したが、後者の会議は同専門家が明日以後開催し、1 週に 3 回程度で開催することをわが側が提案したのに対して日本側も同意していた。

(3) また強制退去事由の内、麻薬犯に対して日本側は韓国側の主張を受け入れる代わりに、禁固以上の刑を受けた前科 3 犯を追加しようと言うのに対して回答できるかと聞くので、わが側は次期退去強制会議で議論しようとした。

(4) わが側が従来未合意して来た経過措置に対して日本側に確答を要求すると、日本側もまた次期退去強制会議で議論しようとした。

2. 次週には法的地位会議は開かず、退去強制事由専門家会議を 11.15.(金)に開催することを決めた。
(駐日政)

駐日大使

P230 起案用紙

自体統制 外政事務官 カン・サンファン 起案処 権泰雄
起案年月日 **63.11.11** 保存年限 **7**年
分類記号 外政部 **722-** 経由受信参照 商工部長官 発信 長官
題目 帰国韓人の送金及び財産搬入問題
連：外政北 **722-3816**

1. 暗号公文外政北 **722-3816 (63.2.19)**で韓日会談法的地位問題の内、永住帰国韓人の財産搬入及び送金問題に関して貴部の案を作成送付してくれることを依頼したことがあります。
2. 今だこれに関する貴部の案を受け取っていないが、永住帰国韓人の財産搬入及び送金問題が韓日会談関係会合ですぐ討議することになったので、早急に貴部の案を送付して下さるようお願いいたします。
終

P231 起案用紙

自体統制 外政事務官 カン・サンファン 起案処 権泰雄
起案年月日 **63.11.11** 保存年限 **7**年
分類記号 外政部 **722-1** 経由受信参照 商工部長官 発信 長官
題目 帰国韓人の送金及び財産搬入問題

1. 韓日会談法的地位問題の内、帰国韓人の送金及び財産搬入問題に関して **62.11.128** 当部で実務者会議を開いたが、貴部からも関係官が出席され意見を提示して、この問題に関する貴部の案を作成することを決定したことがあります。
2. 今だこれに関する貴部の案を受け取っていませんが、すぐに永住帰国韓人の送金及び財産搬入問題が韓日会談関係会合で討議することになったので、早急に貴部の案を送付して下さるようお願いいたします。
終

P232

大韓民国 外務部

番号：**JW-11246**

着信暗号電報

日時：**11.19.16:53**

受信人：外務部長官

1. **63.11.19. 10:30-12:30** に第 **28** 次法的地位関係会議を開いたので、その結果を下のように報告します。
イ、日本側から財産搬出専門家会議のための専門家が何時来るのかと質問したのに対して、わが側は来月に来るだろうと言って、同専門家が来たら法的地位関係会議で同問題を討議することにした。
ロ、今日の会議では永住権付与の範囲に対する概念規定において、日本側は今までの会議で「終戦日以後継続して日本に居住した者」に永住権を与えると行ったのに、「継続」の概念に対して日本側はこれを厳格に解釈し、解放後一旦帰国して再び渡日した者は含まないとして、日本側はこれを広義に解釈して、終戦日に(から?) 日本に合法的に居住し、またこの協定発効発効日現在合法的に日本に在留する者は含むと解釈しなければならないとして、激烈な論争をした。
ハ、今までの法的地位関係会議で討議した結果多くの進展があり、日本側が **1** 次に提示した要綱が多く修正されたので、今まで会議で修正された点を参酌して第 **2** の要綱案を提示するから、新しい修正案を基礎に議論しようと言った。
ニ、次の会議は **12 月 5 日(木)10:30** に開催することにした。(駐日政)
駐日大使

P233 第6次韓日会談
予備交渉
法的地位関係会合

6/予法 28/1-2
63.11.19.

第28次会議要録

- 1.(財産搬出問題) 日本側が財産搬出問題に関する韓国側の専門家の人選余否と来日時期を質問したのに対して、来月初めに来るだろうと答えた。
- 2.(第2の要綱提示提議) 日本側はこの間の討議を通じて第1次に提示した要綱が多く修正されたので、新しい要綱を作成して提示し、これを土台に討議を進行することを提議し、日本側の第2の要綱を次の会議の時に出すと言った。
- 3.(永住権付与の範囲) 「終戦日以後継続して日本に居住した者」という概念の内、「継続」という概念に対して日本側は終戦日当時から日本に居住し、1947年5月の外国人一斉登録時に登録し、その後も継続して登録をして来た人だけを意味すると主張し、終戦当時日本に居住していて一旦帰国した後、密入国した者(1万未満)には協定上の永住権を与えられないとし、その内真面目な者には入管令上の永住権を考慮すると言った。
これに対して韓国側は、終戦当時日本に合法的に居住して協定発効時に合法的に居住した者は、密入国で特別在留許可を得た者だとしても協定上の永住権が付与されなければならない主張した。
4. 次の会議は12月5日(木)10:30に開催することにした。

P235 起案用紙

自体統制 外政事務官 カン・サンファン 起案処 権泰雄
起案年月日 63.11.21 保存年限 7年
分類記号 外政部 722-1 經由受信参照 財務部長官 発信 長官
題目 永住帰国韓人の送金及び財産搬出問題に関する専門家選任依頼

1. 韓日会談法的地位問題の内、永住帰国韓人の送金及び財産搬出問題に関して12月初めに日本で専門家会議を開く予定なので、貴部課長クラスからこれに出席する専門家1名を選任して、11.25までに通報して下さいをお願いします。
2. 前記会議に臨むわが側交渉方案を作成し、連号公文で既に要請したことがある送金及び財産搬出問題に関する貴部の案を前記専門家名簿と同時に送付して下さるようお願いいたします。

終

P236 議題：永住帰国者の財産搬出問題及び送金

韓国側	日本側	合意 余否
1. 永住する目的で本国に帰還する者が自己所有の財産を搬出しようとする時には、絶対的禁輸品と客観的に商品と認められる物品を除いては、これを禁止したり課税しない。	1. いわゆる禁輸品(麻薬、火薬類、風俗を害する危険がある文書)と明白に商取引の対象になる物品は搬出できない。したがって永住帰還者が搬出できる貨物は携帯品、引越し荷物及び職業道具等だが、通常の場合これによって帰還者は自己財産全部を持って行ける。	原則 合意
2. 永住する目的で本国に帰還する者に対する1時送金額は\$10,000ドルとし、残余金額は随時に送金できるようにする。	2. 永住帰還者が品物で持って行けないものは、これを換金して持って行くことになるが、資金は\$5,000とし、これを超過する分に対しては本人の名義で日本の銀行に預金し、日本国の法令の範囲内で外換事情によって漸次送金する。(2)	未合意
3. 以上2問題の取扱い手続、時期及び数量に対しては後に専門家に審議させる。(1)		

P238. 永住帰国者の財産搬出問題及び送金

注 1：5次会談時に既に提案したものを **61.12.19. 3** 回公式会議で再確認した。財産搬出問題に関しては原則的には合意したことがあるが、具体的な手続き、数量、時期等を討議する段階で少なくない議論があるものと予想される。

注 2：5次会談時に提案したもので **6** 次会談時には **62.3.7.4** 回公式会議の時に「現在では特に話すことがない」と言うだけで新しい意見表明がなく、ただ **5** 次会談時の提案を再確認しただけだ。

一方、外相会談の **4** 回会議では韓国側がこの問題に関しては言及せず、韓日会談の議題ではなく、僑胞として本国の経済復興のために投資を望む者に道を開いて欲しいと要請したところ、これに対して日本側は現在もある程度進行しており、この問題は原則的に賛成だと発言した。

P239

財務部

財歳記 **722-3089**

受信 外務部長官

参照 政務局長

題目 帰国韓人の送金及び財産搬入問題

1.外政北 **722-22074 (63.11.11)**に対する当部の意見を別添のように回報します。

有添 永住帰国する在日僑胞の財産搬入問題に対する意見 終

財務部 長官 黄鐘ウル

P240 永住帰国する在日僑胞の
財産搬入問題に対する意見

1. 現在までの交渉経緯分析

イ、交渉形式

在日韓人の法的地位と処遇に関する協定形式で締結する前提下で、合議議事録交換で財産搬入及び送金限度額を約定するように合意した。

ロ、交渉内容

禁制品と商品化される物品を除いてはすべて所有財産の搬出に対しては、原則的に日本国の同意を受けている。

ハ、問題点

送金限度額においてわが政府は **10,000** ドル、日本国は **5,000** ドルをそれぞれ主張していて、現行日本国の法令範囲を超過する財産搬入問題が未決状態にある。

2. 現行日本国関係法令と交渉経緯の比較検討

イ、現行関係法令

輸出貿易管理令第1条第3号の規定に依れば、大蔵省令で定められた標準決裁方法に依らない物品輸出は通商産業大臣の承認を要するようになっているが、同令第4条第3号の特例規定に依って永住の目的で出国する者に対しては、

- (1) 手荷物、衣類、書籍、化粧用品、身辺装飾用物品、その他本人の私用に供する物品は携帯品として
- (2) 本人の職業上必要だと認定される物品は職業用具として
- (3) 本人またはその家族が住居を設定し維持するために必要だと認定される物品は移徙(住?)貨物として
各各その搬出が許容されている。

ロ、交渉経緯の比較検討

- (1) 商品化される物品を除く所有財産とは結局、前記イ、の日本国現行取扱規定範囲内に属する物品で、交渉余否に拘らず国際的に公認されている慣例に過ぎない。
- (2) また送金限度額においても各国の外国人に対する限度を主張している事実には照らして、日本側は現行規定が許容する範囲内で交渉を推進しようという心算だ。
- (3) 特に限度外送金問題において外換自由化の大勢を勘案し、漸次許容するだろうということは、**GATT** 加盟国でないわが国に対しては何らの義務的規定になれない点に照らして、規定範囲を超過する財産と外換は継続据え置く方針であることが明白だ。

3. 今後の交渉指針と方案の前提

イ、外国人待遇のみを受けようとしたら：

交渉指針を現在までの交渉経緯のように、在日僑胞の法的地位と処遇改善に主眼点を置いて日本国の現行規定範囲内で財産搬入を交渉するのならば、国際協約の常側(識?)的慣例に従って最恵国待遇または内国民待遇等の約款規定設定だけで、別途の交渉を要しない。(送金限度問題もまた同じだ)

ロ、在日僑胞財産搬入で経済協力を求めるなら：

財産搬入交渉の目的が単純な帰国者の便宜供与に終わらずより積極的な経済協力を求めるのならば、現在までの地位協定とはこれを分離して請求権、漁業、文化交流等に関する協定と一緒に、個別協定で財産搬入を推進しなければならないだろう。

4. 財産搬入を個別協定で交渉する理由と方法

イ、理由

- (1) 韓日国交正常化で現在まで交渉された財産搬入は自動的に許容する。
- (2) 所有財産を換価した代金に依って、わが国経済発展に寄与する必要物資を搬入できるようにしなければならない。
- (3) 日本国が返(反?)対している株式、債権等、証券の搬出も換価代金に依る物品搬出で解決されなければならない。
- (4) 送金限度問題においても、日本国の現行規定に依って許容される限度外財産を、所要物資の搬入に充当活用するようにしなければならない。
- (5) 永住帰国する僑胞の国内定着のためにも所有財産を全部搬入させなければならない。

ロ、交渉方法

- (1) 日本国現行法令の範囲を超過するすべての所有財産は、これを帰国に先立って換価処分させる。
- (2) 換価された代金は韓日両政府間で合意した指定銀行の自由円貨特別計定に預置させ、所要物資の輸入決裁資金に充当できるようにする。
- (3) 物資選定と諸手続きは賠償協定及び借款協定等に規定される選定及び手続きを準用することだ。
- (4) 本件財産搬入は賠償及び借款とはその性質上区分されなければならないので、その導入方式は支払い援権(助?)書方式に依るのではなく日貨表示%方式に依らなければならない。

P246

財務部

財総務 722-7015

受信 外務部長官

題目 永住帰国在日韓人の送金及び財産搬入問題に関する専門家選任依頼

1. 外政北 722-22722 (63.11.22)に対する応信です。
2. 本件に対する当部専門家を次のように回報します。
税関局 企画課長 在京書記官 趙忠勳(実物財産搬入関係)
理財局 外換課長 在京書記官 李戴高(現金搬入及びこれに沿う外換関係)
3. 貴第2項当部案は別添送付します。 終

財務部 長官 黄鐘ウル

P247

大韓民国 外務部

番号 : JW-12508

着信暗号電報

日時 : 12.5.15:00

受信人 : 外務部長官

1. 63.12.5. 10:30-11:30 に開催された第29次法的地位関係会議を内容を下のよう

に報告しま

す。
イ、わが側は在日韓人の処遇問題に関して日本が国内法上自国民に付与している色々な社会保障的配慮を在日僑胞にも同等に付与するように規定することを主張したのに対して、日本側は貧困な者に対する生活保護法上の許諾以外には、他に規定する必要がないと回避する態度だった。

ロ、日本側は永住権の申請方法において、国籍証明添付に関して永住権を申請時国籍証明を他に添付する必要はなく、日本側が一括テストで作成し韓国側に手渡した時、韓国側が協力してくれることを要望して来た。

ハ、過般第28次会議で日本側が指示することに予定されていた新しい要綱案がほとんど準備され、次の第30次会議からはこれを基礎に両側が議論することにした。

二、次の会議は 12 月 19 日(木)10:30 に開催することにした。(駐日政)
駐日大使

P248 駐日代表部

駐日政 722-686

1963.12.6.

受信：外務部長官

題目：第 29 次法的地位関係会議 会議録送付

1963.12.5. 10:30-12:00 の間に開催された第 29 次法的地位関係会議録を別添のように作成送付します。

有添：同会議録 2 部

駐日大使 裴義煥

P249. 第 6 次韓日会談

第 2 次政治会談予備折衝

法的地位関係第 29 次会議 会議録

1. 開催日時： 1963.12.5 10:30—11:50

2. 場所：霞友会館

3. 出席者:

韓国側 李垆浩代表

安世勲 3 等書記官

日本側 小川清四郎 入管局長

富田正典 入管次長

池上努 参事官

星智孝 民事局第五課長

鶴田剛 外務事務官

4. 討議内容

李垆浩代表：過般の会議で日本側が今まで討議した結果を参酌して、新しい要綱案を提示すると言ったが、いつ提示することになるのか。

池上：次の会議の時には準備ができるので、その時から同要綱案を基礎に議論するようにしよう。

李垆浩代表：よい。今日は在日韓人の社会的保障問題に対して議論しようと思う。現在日本は国内法上自国民に各種の社会的保障制度による恩恵を付与しているが、生活保護法による恩恵を除外しては在日韓人に対して何の社会保障的処遇を付与しないている。例えば国民健康保険法による健康保険の恩恵のようなものを、在日韓人も受けられるようにしなければならないのではないか。

池上：国民健康保険法による健康保険に加入したければ、現在各地方に居住している韓人たちが希望すれば、条例によって地域別にその地域に住む全韓国人は健康保険に加入させている。

李垆浩代表：そのような小範囲、または本人の希望如何が問題ではなく、全国的に在日韓人たちを健康保険に加入させ、その恩恵を受けさせる制度的保障が必要だ。即ちわれわれはこれを協定上に規定しようというのだ。

小川：健康保険に強制加入することを、協定上で規定する必要があるだろうか。言わば外国人に対する健康保険への強制加入を協定に規定するということは、国際条約の性質上おかしくないか。

李垆浩代表：在日韓人が外国人だとしても、彼らに利益になる社会保障の恩恵を与えるために彼らを健

康保険へ強制加入させることを、韓日両国の条約にこれを規定できると考える。日本の職業安定法第3条には人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門閥、従前の職業、労働組合員という理由で雇用において差別待遇をしないとしているので、この法律は外国人に対しても、その法の社会保障的恩恵を与えさせている一例ではないか。

小川：事実難しい問題だ。

李炯浩代表：だから本会議で話をして韓日協定でこれを保障しようというのだ。

池上：この問題を議論しようとしたら厚生省と相談しなければならないのだが、厚生省は在日韓人の貧困者に対する生活保護法上の恩恵も止めようという意見だ。だからこの問題を提起して、生活保護法上の恩恵まで喪失したら、却って損ではないか。

小川：この問題に対して民団僑胞の間に多くの反応があるのか。

李炯浩代表：民団よりもこれに対しては本国で、より関心を傾注している。日本国の法律で日本国民に適用されている社会保障の制度的恩恵は、欠かさず在日韓人にも適用されるように韓日協定で規定してあげなければならない。

池上：逆に社会保障的恩恵が付与されることで不利な場合もあるのではないかと。強制でお金を出すようになるかそれがそれだ。

李炯浩代表：そうではない。ある場合、健康な人が社会保障制度によってお金だけ出すことになる場合もあるが、何時、どんな病気を患うかは判らないではないか。法は特定人を眼目に置くのではなく、普遍的利益を考慮しなければならない筈だ。したがって韓日協定締結時にも、これに対する規定があるべきだと思う。

富田：財産搬出専門家会議に出席する専門家はいつ来るのか。

李炯浩代表：人選がほとんど終り年末来年初めには来ると聞いている。

池上：今や法的地位関係はすべてのことがよく議論されたと思う。

小川：今後今まで議論されたことを基礎に要綱案を作り、それを基礎に討議して行くのが能率的だろう。

李炯浩代表：韓国側も今後要綱を作って提出することになるだろうが、まず日本側が提示した要綱案を基礎に議論して行けば多くの進展が確認されるだろう。

池上：永住権申請時における国籍証明に対して話す。

富田：われわれが一括してリストを作成して送れば、韓国側で協力して国籍証明をするのか。

李炯浩代表：従前の日本側主張のように「永住権申請時に韓国政府が発行した国籍証明書を添付せよ」という主張は困難だが、過般の会議でも日本側がそう話したように、日本の法務省が一括して代表部に依頼しその国籍確認を要求する問題は、従前の提案よりは合理的だ。

富田：日本政府はこの問題に対して駐日代表部の協力を望むものなので、とにかく相互便利な方法を選べばよい。

李炯浩代表：われわれも十分に協力を考慮しており、永住権申請者の国籍確認が個別的に困難な時には、その調査に応じられるだろう。

小川：韓日協定が発効した以後に韓国から密入国した者に対して、日本がこれを韓国に送還する時、韓国側は勿論これを受け取ってくれるものと思う。

李炯浩代表：現在も退去強制され送還されている場合われわれが受け取っているが、今後韓日協定が締結したからと、それを受け取らないと心配する必要ないと思う。

次の会はいつ開催するのか。

小川：12月19日(木)10:30にしよう。

李炯浩代表：よい。

P253
発信電報

大韓民国 外務部

番号 : WJ-12093

日時 : 12月11日 11:15

受信人 : 駐日大使

1. 韓日会談法的地位問題の内、永住帰国者の財産搬出及び送金問題に関する専門家会議を開催するために、財務部理財局外換課長李戴高専門委員と当部東北亜課権泰雄補佐を 12. 13. 頃に約 2 週間の予定で派日する予定である。
2. 従って前記専門家会議の開催に関して日本側と接触し、暫定的な **schedule** を打ち合わせて報告なさって下さい。
3. 今回の機会を利用して東京、大阪、福岡の **3** 個地域で民団代表と会合し、在日韓人の法的地位問題に関して全般的な意見を交換し、これを記録に残して置く計画だが、民団側と折衝してこれに関する暫定的な **schedule** も合わせて打ち合わせておいて下さい。(東北)

長官

P254

起案用紙

自体統制 外政事務官 カン・サンファン 起案処 権泰雄

起案年月日 **63.12.14**

分類記号 外政部 **722-1** 經由受信参照 駐日大使 発信 長官

題目 財産搬出及び送金問題に関するわが側の立場

今回開催される韓日会談法的地位問題の内、財産搬出及び送金問題に関する専門家会議に対するわが側の立場は別添財務部で作成した案と同じであると通知します。

有添 : 「永住帰国する在日僑胞の財産搬入に対する意見」 1部 終

P255

大韓民国 外務部

番号 : JW-12317

着信暗号電報

日時 : 12.17.16:05

受信人 : 外務部長官

永住帰国者財産搬入

対 **WJA-12191**, 参照 : **JAW-02305(64.2.27.)**

1. イ、在日僑胞永住帰国者の財産搬入においては、参照電文第 4 項で報告したように原則的に引越し荷物及び非商品と認められる職業用具と **500** ドル程度相当の商品と認められる物品の無換搬出を税関長の裁量下で許容されている。
(**500** ドル相当以上の物品の無換搬出のためには通産大臣の輸出承認を得なければならない)
ロ、以上のような制約に因って在日僑胞の財産搬出においては、永住帰国者か非帰国者を問わず参照電文第 2 項及び第 3 項のように、**500** ドル相当以上の物品(商品) 搬出のためには外換操作が必要である。
2. 対号第 2 項に関しては永住帰国者の引越し荷物及び **500** ドル相当以下の物品搬出においては書類提示上、帰国者自身の税関出頭が要求される場合も時折あるが、その他の物品においては 1.ロ)項のような外換操作によって、帰国者自身の名前でない第 3 者の名義でも搬出が可能なので、その手続き上帰国、非帰国または本人、代理人は問題にならない。(外通陣)

P257
着信暗号電報

大韓民国 外務部

番号 : JW-12238
日時 : 12.19.15:18

受信人 : (外務部) 長官

1. 63.12.19. 10:00-12:00 の間に開催された第 30 次法的地位関係財産搬出び送金問題専門家会談内容を下のよう報告します。
2. 今日の専門家会議ではわが側から李炯浩代表、李戴高専門委員、崔允洙政務課長、李敬堧 2 等書記官、権泰雄及び安世勲 3 等書記官が出席し、日本側からは富田正典入管次長、池上努参事官、齊木外務事務官、鶴田剛外務事務官及び大蔵省側 4 名、通産省 1 名、皆で 9 名が出席し先に挨拶をした後、財産搬出び送金問題に対して意見を交換した。
3. 両側は財産搬出び送金に対する法的地位関係本会議で今まで合意した点を確認して、問題点に対する議論をした。
4. 過般の会議時までは送金問題においてわが側が 10,000 ドル、日本側が 5,000 ドルをいわゆる 1 次送金できる金額に決めたが、わが側は日本側が来年 4 月から IMF14 条国から 8 条国に移行するのに沿って、送金方法の緩和の可能性及び同問題に対する日本側の意見を全般的に打診した。
5. わが側は今後の会議に備えて、日本側の外換管理に対する日本の関係法律を収集してくれることを要請した。
6. 次の法的地位会議(財産搬出び送金問題)は 26 日 10:30 に開催することに決定した。(駐日政)
駐日大使

P259 駐日政 722-708

1963.12.23

受信 : 外務部長官

題目 : 第 30 次法的地位関係会議 会議録送付

1963.12.19. 10:30-12:00 の間に開催された第 30 次法的地位関係会議会議録を別添のように作成送付します。

有添 : 同会議録 2 部

駐日大使 裴義煥

P260

第 6 次韓日会談

第 2 次政治会談予備折衝

法的地位関係第 30 次会議 会議録(財産搬出び送金問題)

1. 開催日時 : 1963.12.19 10:30-12:00

2. 場所 : 霞友会館

3. 出席者:

韓国側 李炯浩 代表、李戴高 専門委員、崔允洙 政務課長、李敬堧 2 等書記官
権泰雄 外務事務官、安世勲 3 等書記官

日本側 富田正典 入管次長、倉持 大蔵省為替局管理課長、池上努 参事官
宮崎智雄 大蔵省為替局事務官、鶴田剛 外務事務官、齊木 外務事務官(条約局)
馬場 大蔵省関税局事務官、松尾 大蔵省関税局事務官、渡辺 通産省通産局事務官

(相互両側の挨拶紹介があった後)

李炯浩代表 : 今日法的地位関係財産搬出び送金問題に対して話そう。

池上 : この問題に対しては(イ) 永住帰国者は自分が所有するすべての財産を搬出できる。(ロ) 禁制品及び商品化される物品は除くことにするという原則的合意があり、最初送金額においては日本側が

5,000 ドル、韓国側が 10,000 ドルを提示した。

権泰雄：日本が来年 4 月からいわゆる IMF14 条国から 8 条国に移行するのに沿って、送金において日本側の 5,000 ドル、わが側の 10,000 ドル問題は、別に問題にならないのではないかと。

宮崎：財産搬出び送金問題は資本取引に属するものなので、日本の IMF8 条国移行とは直接的な関係がなく、IMF8 条国への移行は経常取引を自由化するということだ。

李垞浩代表：まず財産搬出び送金問題の討議の前提になる、日本国法令の疑問点を聞こうと思う。日本の輸出貿易管理令第 4 条 3 号の規定に依れば、携帯品に対してはその概念が明確だが、職業用具の概念が不明確だ。例えば旋盤を持って生計を維持する中小企業の場合、その旋盤を職業用具と見るか見ないか、その旋盤の台数はどの限界まで認められるのか。

渡辺：それは個人の場合と法人の場合によって違う。個人が旋盤を持って生計維持をする場合にはそれを業用具と見ることができ、法人の場合は駄目だと思う。個人の場合でも台数が多ければ困難だろう。

李垞浩代表：個人の職業用具として旋盤が認められるのなら 10 台個人が持っていて構わないのではないかと。

渡辺：これは資本取引とも関連するものだが、現在も職業用として使い帰国後にも家計のために使うものなら良いと思う。法人が解散した場合には個人個人が持って行って、再び結合することもできるのではないかと。

権泰雄：財産搬出び送金問題は資本取引に属すると言ったが、それなら最初の送金額及びこれを超過する金額の送金は「為替」管理令の適用を受けずに、「資本取引」に関する法令の適用を受けると言うのか。

宮崎：私の話は IMF8 条国への移行は主に経常取引を自由化するという意味で言ったものだ。在日韓人の永住帰国者の送金は「為替」管理令の適用を受ける。

李垞浩代表：送金に対しては日本が国内法上 5,000 ドルを超過できないと言うが、協定は法に優先するものなので 10,000 ドルに決めて、国内法を改正すればできるだろう。

池上：韓国人は他国人に比べて、特殊な外国人として取扱われなければならない。

倉持：韓国人は戦争前に日本に来たので特別考慮できるのではないかとに対して、来年 4 月から 8 条国になると外換が多く流出することになるだろうから、大蔵省側としては慎重に検討しなければならないだろう。

李垞浩代表：従来の例を見れば送金金額は、実際において小額になるだろうから心配する必要はない。

渡辺：搬出する貨物に関して、職業用具以外に贈り物用でも行くだろうが、貿易業者に逆利用され旅費を補充し金儲けになるだろうから、職業用具、携帯品に対する制限をしようと言うのだ。帰国者が全て自分の物を持って行くなら問題でない。例えばトランジスターを 1,000 台持って行ったら、これは韓国としても国内産業保護という面から問題ではないか。韓国もこれに対して何か制限をするのか。また送金の代りに物品を搬出する時、何か制限があるのか。

李専門委員：制限がある。現金以外の資本財の場合には、韓国経済に害になる物品に対しては制限している。

権泰雄：常識的に考えてわが国「貿易計画」で輸入禁止品に指定されたものは、財産搬入という名目でももっと来れるのではないかと。

崔課長：禁制品に対して日本側の立場はどうなのか。

池上：両側の立場が同じだろう。麻薬、風俗を害する文書等は絶対禁制品に属する。

李垞浩代表：現行法令の適用を受ける場合、送金手続きはどうなるのか。

宮崎：最初の送金額 \$5,000 ドルを超過する金額は「非居住者計定」に預置する。「非居住者計定」は一種の **Black Account** と見られるが、今においてはその制限が大幅に緩和された。毎年 1 回に限って「非居住者計定」預置金の中から、年末残高の 5 分の 1 または \$2,000 ドルの内、大きい金額を送金で

きる。また「非居住者計定」相互間の移替(**transfer**)も可能で、「非居住者計定」で株式投資はできる。しかし今後国際経済動向に沿って漸次自由化されるだろう。「非居住者計定」という私財を買う場合、7年の償還期間の時、5年になった物を買った後、2年経つと送金できる。

権泰雄：「非居住者計定」にあるお金を使って、韓国で品物を買う代金として決済できないか。

宮崎：こちらに来て諸歳費等としては使えるが、物資輸入の代金としては使えない。物資輸入の代金に使えるようにするなら、それは「自由円計定」(**Free Yen Account**)になるだろう。

権泰雄：それなら永住帰国者の預置金を **Free Yen Account** で取扱うことはできないか。

宮崎：**Free Yen Account** にするなら送金には何らの制限がないものになる。それなら **5,000** ドルとか **10,000** ドルとかいう最初の送金額の問題も、討議する必要もなくなる結果になるだろう。

権泰雄：「非居住者計定」で株式投資をした場合、その利子は送金できるのか。

宮崎：株式利子は送金できるが、元金の送金はいできない。

李専門委員：われわれは来年4月から日本が**IMF8**条国になれば資本取引も自由化するものと思ったが、**5,000** ドルまでは一般外国換銀行で、それ以上は大蔵大臣の許可ではないのか。

宮崎：形式はそうだ。大蔵大臣の許可でその時その時の外換事情によって決まるだろう。

李専門委員：帰国者で **10,000** ドル以上送金できる能力がある人はほとんどいないだろうが、われわれの立場は国民に対する **P.R.** という面があるので考慮して欲しい。また日本も外換事情が良くなるから問題にならないだろう。

李炯浩代表：**10,000** ドルだろうが **100,000** ドルだろうが大きな影響はないだろう。

倉持：韓国側の立場は理解できるが慎重に考える必要がある。

李炯浩代表：それと **Plant** 問題はどうか。

渡辺：これは具体的例もある。**Plant** 問題は個人の場合と法人の場合には許可制になっているので、大きく心配することなく楽観できる。しかし家族構成の法人体の場合には困難だろう。

池上：そうだ。法人の場合解散後再び行って併合する場合があって困難だ。

渡辺：財産搬出は現金よりは現物が許可面で有利だろう。

崔課長：韓国人は日本が戦争遂行の需要のために強制で連れて来たのであり、また来年から日本が **8** 条国に移行するので、同問題は楽観視して来た。今日はこの程度の議論にしよう。そして日本の現行外換管理法令資料をわれわれに、収集して貰えればと思う。

李炯浩代表：次の会議はわが側が地方出張に行かなくなったので、続けて財産搬出び送金問題会議を開催しようと思うが。

池上：われわれは来年度予算関係で忙しいので、後で連絡する。

李炯浩代表：よい。

(午後に **26** 日 **10:30** に開催する意思を日本側が表明して来て合意した)

P265

大韓民国 外務部

番号：**JW-12369**

着信暗号電報

日時：**12.26.14:09**

受信人：外務部長官

1. 63.12.26. 10:30-11:50 の間に開催された第 **31** 次法的地位関係会議内容を下のように報告します。

イ、会議劈頭日本側が提示する予定だった新要綱案の提示をわが側が要求すると、日本側は内部事情(中共の駐香港退去問題、日本国会で社会党側の質問で飛び火し現今中国、日本及び中共間の微妙な対立を起こしている問題)で遅延したが、来年度の会議開催時には提示するだろうと解明した。

ロ、次の会議をわが側は、予備折衝で裴大使と日本側首席代表間で決めると予定していると言ったところ、日本側は法的地位関係会議を来年 **1** 月 **6** 日以後、**20** 日までの間(国会休会期間中)に促進したら良いと希望を表した。同法的地位関係会議では今なお具体的議論がなかった財産搬出び送金問題

に対する会議も併せて討議するので、専門家が来てくれることを望む。(駐日政)
駐日大使

P266 起案用紙

自体統制 外政事務官 カン・サンファン 起案処 権泰雄
起案年月日 **64.1.10** 保存年限 **10** 年
分類記号 外政部 **722-1** 経由受信参照 駐日大使 発信 長官
題目 法的地位関係会合の進行要領

財産搬出及び送金問題に関するわが側の立場

今回開催される韓日会談問題の内、財産搬出及び送金問題に関する専門家会議に対するわが側の立場は別添財務部で作成した案と同じであると通知します。

有添：「永住帰国する在日僑胞の財産搬入に対する意見」 1部 終

P267 法的地位問題に関する交渉指針

1. 永住権付与の範囲

- イ、太平洋戦争の戦闘が終決した日以前から継続して日本に居住した在日韓人及び本協定の効力が発生した後**5**年が経過する日までに出生した彼らの子孫に協定上の永住権を付与する。
- ロ、本協定発効後**5**年が経過した日以後に出生した者に対しては、彼らが未成年の時には彼らの親と同等な処遇をし、成年に達すれば彼ら自身の意思により日本においての在留資格を選択させる。(これは本国への永住帰国、日本人への帰化、または韓国人として日本に永住することを選択させるということを意味する)
- ハ、彼らの子孫に協定上の永住権を付与する。
- ニ、とその直系卑属』に全部付与する。

2. 退去強制事由

- イ、暴力主義的破壊活動によって内乱及び外患の罪を犯し**2**年以上の実刑言渡しを受け、その刑が確定した者及び政治的目的を持つ騒擾罪によって**2**年以上の実刑言渡しを受け、その刑が確定した者は退去強制できる。但し、執行猶予を受けた者は除く。
- ロ、殺人、強盗、放火等凶悪な犯罪によって**10**年以上の(または**7**年を超過する)実刑の言渡しを受け、その刑が確定した者は退去強制できる。但し、執行猶予を受けた者に対しては日本国政府が法運営上、人道的な考慮をする。
- ハ、営利を目的に、または常習で、麻薬類の取締りに関する日本国法令に違反し、**5**年(ないし**2**年)以上の実刑を受け、その刑が確定した者は退去強制できる。但し、執行猶予を受けた者は除き、本事由該当者に対しても日本国政府は法運営上、人道的な考慮をする。
- ニ、日本国法務大臣が日本国の外交上の重大な利益を害する行為をしたと認める者は退去強制できる。但し、本項該当予否認定においては韓国政府との合意を要する。

3. 戦後入国者の処遇

終戦後日本に入国し日本国政府から在留許可を受け相当期間居住した者に入管令による永住権を付与する。居住期間が相当期間に達しない者であっても日本国政府から在留許可を受けている者には、今後在留できる資格を続けて認定する。

4. 永住許可申請方法

- イ、日本政府は永住権該当者が提出する申請書だけで(国籍証明の添付なく)永住許可を付与する。但し、申請者の内その国籍がはっきりしない者に対しては、その時ごとに韓国政府機関がその国

籍が証明されるように協調する。
ロ、永住許可の申請期間は本協定発効日から5年間とする。

P269
着信暗号電報

大韓民国外務部

番号：JAW-01143
日時：1月14日17:54

受信人： 外務部長官
発信人： 駐日大使

今日64.1.14.15:00-16:30まで霞友会館で開催された第22次法的地位関係会合の内容を次のように報告します。

1. 昨年末から提示すると言っていた法的地位問題に関する日本側の新要綱案の提示をわが側が要求したのに対して、日本側は問題が19日に一段落し、また現在小川局長がベトナムに出張中で(17日帰国予定)外務省で作成したあんを検討する時間的余裕を持てなかったという理由で後に提示すると言った。
2. 現在収容中の強制退去事由該当者(28名)の処遇に関して、わが側が協定発効時に彼らは特赦されなければならないと主張したのに対して、日本側は強制退去できるという原則は立てなければならないが、しかし人道的な考慮はできると言った。
3. 日本側が強制退去事由で、麻薬3犯をどうするか節義したのに対してわが側は3犯に協定発効後からの回数なら考慮できるだろうと言った。
4. わが側が、永住権の子が成年に達し帰化しようとする時、帰化の条件(貧困、善良な素行等)は緩和されなければならないと主張したのに対して、日本側は法運営面で考慮できると言った。
5. わが側が永住帰国韓人の財産搬出及び送金問題に関する専門家会合を16、17両日にわたって開催しようと提議したのに対して、日本側は15日が休日なので16日の会合は関係各省との連絡上不可能だと言い、まず17日に開催することにした。(駐日政)

P271
着信暗号電報

大韓民国外務部

番号：JAW-01203
日時：1月17日18:35

受信人： 外務部長官
発信人： 駐日大使

今日64.1.17.15:00-16:40まで開催された第33次法的地位関係会合の内容を次のように報告します。

1. わが側は・・・永住帰国韓人の送金及び財産搬出問題に関して昨年末の日本側の要請を考慮して、今週内にこの問題に関する討議を一段落しようとしたが日本側の事情で思うように行かなかったため、来週初めに3日間続けて会合を持つことを強力に提議した。これに対して日本側は自分たちの色々な事情で連日会合を続けるのは不可能だとし、月水金(20、22、24日)の3日間隔日で会合を持つことにまず合意した。
2. 日本側は今日大蔵省関係職員が出席していないので財産搬出問題だけ討議しようと言ったのに対して、わが側は財産搬出と送金は相互密接に関係がある問題なので、併行して討議することを主張した。
3. 日本側は永住帰国韓人の送金及び財産搬出問題の内、(1)携帯品、職業道具、引越し荷物は現行国内法によって搬出できるようにして(2)このような範囲を超過する特例的なものとして、資本取引に属する物品の搬出は輸出許可(Export License)を得るようにするが、運用面で個々の場合を好意的に考慮

するようにすると言った。これに対してわが側は、日本側の主張通りにするなら結局現行日本国内法をそのまま適用しようというのだから不当だと言って、在日韓人に対してはその歴史的背景を考慮して一般外国人より有利な待遇が付与されなければならないと強調した。

4. 日本側は特例的なものに関する輸出許可を付与する時、好意的に運用するということを合意議事録程度の文書に記録しても構わないと言い、このような範疇に属すものとして (1)贈り物用物品 (2)法人を解散した場合の財産 (3)不動産を処分した代金として購買する物品または資産家が外貨の代りに搬出する物品等があるだろうと言った。これに対して韓国側はこのような個人的なものよりは韓国経済に貢献できるプラント等が重要だろうと言い、輸出許可付与の基準等は合意文書に規定されなければならないと述べた。
5. わが側が永住帰国韓人で帰国時、日本に残して置いて行く不動産または事業体から発生する過失または元金の送金は、外資に関する法律によって保障されなければならないと主張したのに対して、日本側はこれは新しく提議された問題だから検討すると言い、職業用具というものは個人に専属するものに限定され、法人対法人のものは認めないのが日本の限界関係だと言った。
6. 来週初めに開催される送金及び財産搬出問題に関する会合では、わが側の立場を明らかにすることにした。(駐日政)

P273

大韓民国外務部

着信暗号電報

番号 : JAW-01261

日時 : 1月 22日 15:18

受信人 : 外務部長官

発信人 : 駐日大使

64.1.21.15:00-17:00 まで開催された第 34 次法的地位関係会合の内容を次のように報告します。

1. 韓国側は永住帰国韓人の送金及び財産搬出問題に関して、まず在日韓人はその特殊な歴史的背景を考慮して一般外国人より有待されなければならないという原則に立脚していることを明かした後、問題別に次のようにわが側の立場を明らかにした。
 - (1) 原則
 - イ、永住する目的で本国に帰国する在日韓人は全財産を搬出する。
 - ロ、このような目的で搬出する財産には如何なる公課金も日本政府は賦課しない。
 - (2) 財産の搬出
 - イ、携帯品、職業道具及び引越し荷物に属す物品は全量、制限なく搬出する。
 - ロ、前記の範囲に属さない物品で禁止品を除く他の物品は、日本政府に「EXPORT LICENSE」を申請して搬出するようにする。但しこの場合日本政府は申請のまま自動的に「EXPORT LICENSE」を付与しなければならない。
 - (3) お金の送金
 - イ、最初の送金額は一世帯当り米貨 1 万ドルとする。
 - ロ、最初の送金額を超過する金額は韓国銀行東京支店に特殊計定を設定して預置し、
 - (あ)日本国内の費用及び日本国からの輸入物資代金の決済に使えるし、
 - (い) 日本国関係法令の範囲内で送金を保障する。
 - ハ、処分ができず日本国に残して置く財産(有債、無債の財産含む)は何時でも処分した時には前項(ロ)の適用を受け、処分する前に発生する過失の送金は保障する。
 - (4) 韓国側は永住帰国しない在日僑胞の財産の搬出及びお金の送金に関して、日本政府が好意的に考慮してくれることを要求する。
2. 以上のような韓国側の意見提示に関して、日本側は総合的な意見は研究検討した後に提示すると言っ

て、まず次のような点に関して意見を表示した。

- (1) 財産の搬出で「携帯品、職業道具、引越し荷物」の三つのカテゴリーに属さない物品に対して「自動的」に「EXPORT LICENSE」が付与されなくてはならないという「自動的な承認」問題に関しては即答できない。

しかし日本側としては(あ)他人からの依託品ではないもの(い)商業ベースのものではないもので、自己所有のものなら弾力的に考慮する。したがって(あ)自己所有ということを確認する手続きと方法(い)搬出する物品の量が問題になるだろう。

(これと関連して日本側は「共同委員会」の設置を示唆したことがある)

- (2) 最初の送金額を1万ドルにするというのは事務レベルで決定できる問題と言うよりは、「韓日親善」という面から高級幹部で決定するのが良いだろうと思う。

しかし事務面では具体的なデータ(永住帰国者の数、持参した最高金額及び最低金額等)を基礎に、日本の国際収支面に及ぼす影響を先に検討した後に決定する性質のものと思う。

- (3) 特別計定に預置したお金を輸入物資の代金として決済できるようにしようというのは興味ある問題だと思うが、通商貿易との関係等を考慮して研究検討する。

- (4) 処分ができず残して行く財産から発生する過失の送金に関しては、現行法令の範囲内でも居住者と非居住者間の契約(不動産の場合、賃貸貸し契約等)に関して、大蔵省の許可を受ければ過失の送金は可能だと思うが、韓国側が提起した自作権、信託財産等の問題に関しては検討してみる。

- (5) 永住帰国しない者の財産搬出及び送金問題は本法的地位関係会合で討議する議題になるのかが問題だろうが、永住帰国韓人の財産搬出及び送金問題を討議した後議論することにするのが良いだろう。

3. 日本側が韓国側の立場に対して意見を提示しようとする、関係部署間の意見調整上時間を要すると言うので、次の会議は金曜日(1.24.)午後に開催することにした。

P276 駐日代表部

駐日政

1964.1.24.

受信：外務部長官

題目：第33次法的地位関係 会議録送付

1964.1.17に開催された第33次韓日法的地位関係会議の会議録を別添のように作成送付します。

有添物：第33次韓日法的地位関係 会議録2部

駐日大使 裴義煥

P277 第33次法的地位関係会合 会議録

1. 開催日時：1964.1.17. 15:00—16:40

2. 場所：霞友会館

3. 出席者：韓国側 李炯浩代表、李戴高専門委員、崔侑洙政務課長、李敬堧 2等書記官、
権泰雄外務事務官

日本側 池上努参事官、渡辺通産相事務官、馬場大蔵省関税局事務官、鶴田剛外務事務官

4. 討議内容

日本側：大蔵省の外換関係職員は外換自由化問題のせいで忙しく、今日出て来られなかった。なので今日は主に品物の搬出に関して話せたら良い。

韓国側：品物とお金の搬出は相互密接に関係があるので、分離して討議するのは技術的に難しいと思う。

品物で持っていけない不動産のようなものは、処分してお金で持って行かなくてはならないのでは？

日本側：今までは絶対的な絶対的な禁制品と商取引の対象になる品物だけを考慮して来たのであり、不動産、動産の問題はあまり考えてみななかった。前にも議論したが職業用具のカテゴリ一属に如何なるものが含まれるか具体的に議論してみるのが良いだろう。

韓国側：一般的に原則問題から始めて韓国側の立場と日本側の立場を提示した後、品物の搬出またはお金の送金等の細部的な問題を討議するようにするのがよい。

日本側：一般的な原則問題を討議するなら小川局長が同席するのが関係国間の意見調整上よいだろう。

日本側：永住帰国者の財産搬出及び送金問題には經常取引と資本取引の両面がある。品物の搬出は經常取引的なもので、現在日本の一線入管当局では輸出貿易管理令に沿って、これに関する運用のイメージを持っている。これを大幅在日韓人の永住帰国に限って変更するという事は混乱を起こすものである。したがって特恵的なものとして資本取引に属すものは **Export License** を得られるようにし、個々の場合に **License** を付与する時自己所有のもので商業ベースでないなら前向きな姿勢で判断するようにするのが良いだろうと考える。

韓国側：在日韓人に関しては彼らの歴史的背景生活根拠を考慮し、一般外国人よりは有利な待遇が付与されなければならない。万一一般外国人と同等な待遇を付与するというなら、最恵国民待遇条項だけを規定すれば足りるのではないか？日本の法規で外国人に付与する待遇より有利な待遇を付与しなければならないという前提が、全般的な **Frame** にならなければならない。

日本側：日本側としては **License** の対象になるものを、運用面で好意的に考慮するという事だ。

韓国側：**License** を与える基準を協定文に規定はできないか？

日本側：合意議事録等で規定するのは困難だろう。**License** の対象としては(1)贈り物用物品 (2)法人を解散した時の財産の搬出 (3)不動産を処分した時、または資産家がお金の代わりに購買する物品等になるだろうと思う。韓国側として以外に考えているものがあるのか？

韓国側：韓国経済に貢献するプラントの搬出があるだろう。現行日本の法上 **Export License** なく搬出できる物品の具体的内容や基準があるのか？

日本側：職業用具の具体的基準はないが、個々の事情を考慮して判断する問題だと思う。例えば自分がタクシー一台を運転している場合、このタクシー一台は職業用具に属するものだが、運転手を雇用して **20** 台のタクシーを運行している時、この **20** 台のタクシー全部を職業用具とみなすのは難しいだろう。

韓国側：それなら職業用具の基準をどこに置くかが問題ではないのか。

日本側：日本人がブラジルに移民する場合、個人が **Tractor** を一台搬出するのは職業用具と認定しているが、法人対法人で多数の **Tractor** を搬出するのは職業用具には認定しないている。

License を得ないで搬出できる財産の種類と基準を行政的措置で決められるか、または特別立法措置を取らなければならないかも問題だろう。

韓国側：特別立法予否は日本の国内問題なので、韓国側としては協定に依拠して自己所有の財産を搬出できれば足りるだろう。「外換売却証明書」だけあれば、物品の種類や量に制限なく無換輸出が可能だと言うが事実可能なことなのか？

日本側：可能だ。

韓国側：不動産及び動産として日本国に残して行く財産に関しては「外資に関する法律」を適用させ、元金及び過失の送金を保証して欲しい。

日本側：検討してみる。

P282

駐日代表部

駐日政 722-25

1964.1.27.

受信：外務部長官

題目：第34次法的地位関係 会議録送付

1964.1.21に開催された第34次韓日法的地位関係会合会議録を別添のように作成送付します。

有添物：第34次韓日法的地位関係 会議録 2部
駐日大使 裴義煥

P283 第34次法的地位関係会合 会議録

1. 開催日時：1964.1.21. 15:00—17:00

2. 場所：霞友会館

3. 出席者：韓国側 李炯浩代表、李戴高専門委員、崔允洙書記官(?政務課長)、李敬堧 2等書記官、
権泰雄外務事務官
日本側 小川清四郎入管局長、池上努参事官、鶴田剛外務事務官、倉持大蔵省管理課長、
宮崎智雄大蔵省企画課事務官他 4名

4. 討議内容

李代表：今日は財産搬出及び送金問題に関して韓国側の立場を一応話そうと思う。これに対する日本側の立場を提示してくれるようお願い、そうなれば相互の線が出ることになるので、異見を調整する方向で会議を進捗させるのを望む。

権泰雄：まず韓国側は永住帰国韓人財産搬出及び送金問題に関しても法的地位の他の問題においてと同じく、在日韓人はその特殊な歴史的背景を考慮して一般外国人より有待されなければならないという原則に立脚していることを念を押す。それでは品物の搬出に関する韓国側の意見を述べる。

1. 原則

- (1) 永住する目的で本国に帰国する在日韓人は全財産を搬出する。
- (2) このような目的で搬出する財産には如何なる公課金も日本政府は賦課しない。

2. 財産の搬出

- (1) 携帯品、職業道具及び引越し荷物に属す物品は全量、制限なく搬出する。
- (2) 前記の範囲に属さない物品で禁止品を除く他の物品は、日本政府にEXPORT LICENSEを申請して搬出するようにする。但しこの場合日本政府は申請のまま自動的にEXPORT LICENSEを付与しなければならない。

李戴高：品物で搬出できないものは換価処分してお金で持って行くことになるが、お金の送金に関する韓国側の意見を言う。

1. 最初の送金額は一世帯当り米貨1万ドルとする。
2. 最初の送金額を超過する金額は韓国銀行東京支店に特殊計定を設定して預置し、
 - (1) 日本国内の費用及び日本国からの輸入物資代金の決済に使えるし、
 - (2) 日本国関係法令の範囲内で送金を保障する。これは任意に両者択一できるという意味である。
3. 処分ができず日本国に残して置く財産(有債、無債の財産含む)は何時でも処分した時には前記(2)の適用を受けるようにし、処分する前に発生する過失の送金は保障する。

権泰雄：以上は永住帰国する者の場合を述べたものだが、韓国側は永住帰国しない在日僑胞の財産の搬出及びお金の送金に関して、日本政府が好意的に考慮してくれることを要求する。

渡辺：携帯品、職業道具、引越し荷物の三つのカテゴリーに属す物品の搬出は、その範囲だけが問題になるだろう。この三つのカテゴリー外の物品に対してExport Licenseを自動的に承認するという

問題に関しては、この場で即答できない。ただ日本側としては**(1)他人からの依託品ではないもの、(2)商業ベースの品物ではないもので自己所有の物ならば、「自動的」**は問題だが弾力的に考慮する。

李代表 :他人所有の物は元来問題の対象にならないのではないかと?

渡辺 : 永住帰国しない者が便乗して彼らの財産が混入することを、日本側としては心配せざるを得ない。自己所有ということを確認する問題が難しいだろうと思う。韓国側では永住帰国者以外の者の財産の搬出に関して、日本政府の好意的な考慮を要求しているが、これはこの法的地位関係会合で議論する議題になれるのか疑わしい。

李代表 : 永住帰国者の財産搬出及び送金問題に関する討議に追加して、日本側の意見を聞こうとするものだ。

池上 : 永住帰国者の場合でも永住権者と非永住権者は区分して取り扱わなければならないだろう。戦後の新規入国者の財産搬出や送金は納得が行かない点が多い。

小川 : 永住帰国者外の財産搬出と送金は、今後の領事協定の対象になる問題ではないかと思われる。その問題の提示を取り消して欲しいと言うのではないが、本会合で討議するのが少し過ぎないかと思う。

李代表 : それならその問題は最後に回して、まず永住帰国者の場合から討議するようにするのがよい。

崔旻洙 : **Export License** に関して「自動的に」という用語に関係なく、日本側が原則的に **License** を出すとしても構わないのではないかと?明白に本人の所有以外の物だとか、商業の対象の物は **check** する手続きや方法は別にあるだろうと思う。

小川 : 自己所有ということを確認する方法はどういうことなのか?

渡辺 : 納税証明書等その他証明書を添付させなければならないだろうが、どのような書類を提出するかは今後研究検討する余地がある、そして量的問題も同じように配慮しなければならないから検討しなければならない。

崔旻洙 : 量的問題は一旦除いて自己所有ということを確認する方法に関して、もしも今施行しているのと違う方法でより複雑化し面倒になると困難だ。一見自己財産でないものだけを確認する方法を研究しなければならないだろう。

渡辺 : 在日一般外国人に **Export License** の申請を認めないでいる。在日韓人の場合、これを認める方向で能率的にするということなので **License** を申請する者が立証責任を取らなければならないだろう。

崔旻洙 : 品物の搬出に関しては日本国内法の線で韓国側が提案するだろうから、この点を日本側では特に考慮して検討しなければならないだろう。

倉持 : 最初の送金額を 5 千ドルから 1 万ドルにするという問題は、年間帰国者の数、持参した最高、最低額等に関する具体的なデータを基礎に検討しなければならないので、この問題は事務的レベルで決定するのは困難だ。

小川 : 在日韓人の特別な地位を十分に考慮する事由があるなら、好意的に考える余地はないのか?

李代表 : 在日韓人が帰国して、ひとつの事業を着手するためには最低限度 1 万ドルは必要だろう。

倉持 : 韓日親善という面から高位級当局で決定できることだが、事務的には国際収支面に及ぼす影響を考慮せざるを得ない。

李代表 : **実際に帰る者の数は少ないものと思う。**

李戴高 : 最初の送金額を超過する金額の取扱いに関する日本側の考えはどうか?

馬場 : 色々な面から検討しなければならないと思う。 **Open Account** との関係等も考慮しなければならないだろう。

渡辺 : 搬出する品物の量との関係も考慮し、日本の国際収支面に及ぼす影響等を研究しなければならないので、特殊計定の設定に関して今いずれにせよ言うことはできない。特殊計定の預置金は売

買の対象になるのか?

李戴高 : まだそこまで具体的に考慮して見てはない。処分ができず残して行く財産の元金と過失の送金に関してはどう考えるのか?

宮崎 : 居住者と非居住者間の契約に関して日本銀行の承認を得れば、その過失は現行法でも送金を保障できる。

権泰雄 : 無体財産である著作権、特許権等はどうなるのか?

宮崎 : 特許権の場合も使用契約に関して、大蔵省の承認を受けるようになっている。適切で合理的な契約ならば認めている。

李戴高 : 株式や信託財産の場合はどうなるのか?

宮崎 : 株式は日本銀行で自由(自己?)所有ということの確認を受ければ、過失の送金は保障されている。信託財産の問題は検討してみる。

李代表 : 次の会合時には日本側で韓国側の提案を十分に検討した後、総合的な意見を提示して欲しい。

P280

大韓国外務部

着信暗号電報

番号 : JAW-01314

日時 : 1月25日 11:16

受信人 : 外務部長官

発信人 : 駐日大使

64.1.24.15:00-16:30 まで開催された第35次法的地位関係会合の内容を次のように報告します。

1. 前の会合で永住帰国者の財産搬出及び送金問題に関して、韓国側が提示した意見に対して、日本側は次のような意見を表示した。
 - (1) 永住帰国者の財産搬出には品物の搬出とお金の送金という両面があるが、日本側としては品物の搬出面で韓国側の要望に応じる方向で検討する。
 - (2) お金の送金に関しては最初の送金額を5千ドルにするか1万ドルにするかという問題等、原則(建前)問題と関連するので、日本側としては韓国側の要望に応じるのは困難だ。
2. このような日本側の意見表示に対して、韓国側が最初の送金額を超過する金額の取扱い、即ち韓国銀行東京支店の特殊計定設置問題はどう考えるのかと質疑したところ、日本側は永住帰国者が自己所有の財産を品物の搬出に重点を置いて持って行くことを希望するものだと言った。
3. 韓国側は品物の搬出よりはお金の送金に重点を置いて、前回の会合で提案したように品物の搬出に関しては日本国内法の線で提案したことを明かし、万一日本側がお金の送金に関する韓国側提案に全く応じる余地がないとするなら、品物の搬出に関する韓国側提案は再検討せざるを得ないだろうと述べた。
4. これに対して日本側は特殊計定の設定問題等は、まだ十分な検討を行う時間的余裕がなかったと言い、
 - (1) 特殊計定に預置される金額の量を全く予想できない。
 - (2) 特殊計定の預置金が転売されたら困難だという理由で難色を表明し、品物の搬出の場合は輸出申請時の添付書類によって他人の財産の混入は防げられるだろうと言った。
5. 財産搬出及び送金に関する問題は相互検討する時間的な余裕が必要だという理由で、2月中旬頃に再び会合を持つことにすることにして、1964.1.21.(水)に開催することにした次の会合では法的地位の一般の問題を討議することにした。(駐日政)

P288

駐日代表部

駐日政 722-27

1964.1.29.

受信：外務部長官

題目：第 35 次法的地位関係 会議録送付

1964.1.24.に開催された第 35 次韓日法的地位関係会合会議録を別添のように作成送付します。

有添物：第 35 次韓日法的地位関係 会議録 2 部
駐日大使 裴義煥

P289 第 35 次法的地位関係会合 会議録

1. 開催日時： 1964.1.24. 15:00－16:30

2. 場所：霞友会館

3. 出席者：韓国側 李垌浩代表、李戴高専門委員、崔伉洙書記官(?政務課長)、李敬堧 2 等書記官、
権泰雄外務事務官

日本側 小川清四郎入管局長、倉持大蔵相管理課長、平林通産省通商振興課長補佐、
渡辺通産省事務官、馬場大蔵省事務官、池上努参事官、鶴田剛外務事務官

4. 討議内容

崔伉洙：前回の会合で日本側が要求した永住帰国者の数はわが側調査によれば、最近数年間は年間約 70 名から 80 名の間だ。

池上：わが側調査によれば政令 126 号該当者で再入国許可を貰わずに出国した者の数は、1962 年に 293 名、1963 年 10 月末までに 171 名だ。この中には第 3 国に出発した者がいるかも知れない。

倉持：帰国の条件が有利になれば帰国者の数は増加するものと思うか?

李代表：そんなに増えないだろう。日本で暮らしが困難な者だけが本国に帰国するだろうし、事業が上手く行く者は帰らないのではないか。

倉持：前回韓国側が提示した意見に対して日本側の立場を話す。永住帰国者の財産搬出には品物の搬出とお金の送金という両面があるが、日本側としては品物の面で韓国側の要望に応じる方向で検討する。次にお金の送金に関しては最初の送金額を 5 千ドルにするか 1 万ドルにするかという問題等、原則(建前)問題と関連する点が多いので、日本側としては韓国側の要望に応じるのは困難だ。

権泰雄：1 万ドルまたは 5 千ドルの最初の送金額は暫く残して置いて、最初の送金額を超過する金額を韓国銀行東京支店に特殊計定を設定し、この預置金を輸入物資の代金として決済できるようにしようというのに対してはどう思うか?

倉持：日本側としては永住帰国者が自己の所有財産を、品物の搬出に重点を置いて持って行くことを希望するものである。

権泰雄：韓国側で特殊計定を設定して輸入物資の代金として決済できるようにしようというも結局、品物で持って行こうというものなのに、それなら日本側の立場は特殊計定の設定は認められず **Export License** を通じて品物で搬出して行くのを望むものと理解しても良いのか?

倉持：そう理解しても良い。

崔伉洙：韓国側の立場は品物の搬出よりもお金の送金に重点を置いて、前回の会合で韓国側の立場を明かしたものだ。品物で搬出するとしてもそこには限度があるだろうし、その限度を超えるものはお金で送金するしかないのに、お金の送金に制限を加えるなら韓国側としては、品物の搬出に関する立場を再検討せざるを得ないだろう。

渡辺：お金の送金と品物の搬出を調節するためのひとつの仮定的な例として、お金の送金において最初の

持参金は5千ドルにして、これ以外に5千ドルに該当する品物を別途に持って行けるようにする折衷も考えられるのではないかと?

李戴高：品物で持って来る場合には関税業務等に相当な混乱が生じるだろうし、また韓国経済に及ぼす影響が変わるだろう。

倉持：永住帰国者の最初の持参金を5千ドルにするか1万ドルにするかという問題は、第3国との関係もあつたりして事務的なレベルでは韓国側要求に応じるのが困難だ。

李戴高：在日韓人は日本に入国当時から外換管理令の適用を受ける一般外国人とは違い、当初には外換管理令の適用を受けなかったという事情を考慮しなければならないのではないかと?

渡辺：今までは非居住者預金計定にお金を預置すれば制限を受けて来たが、韓国銀行東京支店に特殊計定を設置するようになると、お金の送金が自由になって一種の恩典的なものになるのではないかと?ここに問題があるのである。

李戴高：韓国側としては品物よりもお金にもっと重点を置いている。

倉持：実際に永住帰国者はお金を持って行くより、品物で持って行くのを個人的に望んでいると思う。品物の搬出は税関のカテゴリー内に置いて、お金の送金面で考慮してくれというのか、またはお金の送金で韓国側を考慮してくれるなら品物の搬出には制限を加えても良いというのか?

李戴高：これは研究してみる問題であり、万一日本側がお金の送金に関する韓国側提案に全く応じる余地がないと言うのなら、品物の搬出に関する韓国側提案は再検討するしかないだろう。

渡辺：韓国側が提案した特殊計定は恩典的なものなので他人の財産が混入する場合防止できないし、品物の搬出においては支出申請時に自己所有予否に関する証明を添付させるので、他人の財産の混入を容易に防止できるのである。

権泰雄：現在日本では非居住者預金計定で賠償的性格を帯びた預置金は、輸入物資の代金決済に使う例があるのではないかと?

渡辺：そういう例はある。しかしそれは限定された金額なので予見できるものだが、韓国に対してはどれだけの金額が預置されるかを予測できないし、したがって上限と下限がどれ位になるかを予見できない。

6. 次期会議

財産搬出及び送金に関する問題は相互間検討する時間的な余裕が必要なので、一旦2月中旬頃に再び会合を持つことにして、1964.1.29.には法的地位関係一般問題に対する討議をするが、同会議では日本側の草案を提示させることにした。

P293

大韓民国外務部

着信暗号電報

番号：JAW-01370

日時：1月29日16:44

受信人：外務部長官

発信人：駐日大使

1. 1964.1.29.10:30-11:45 まで開催された第36次法的地位関係会議の内容を次のように報告します。

イ、会議壁頭日本側は全文4条、付属文書3項でできた協定文案を新しく提示したが、その主要骨子は次の通り。

(1) 永住権の範囲：

(イ) 1945.9.2.日以前から継続して日本に在留した大韓民国国民とその直系卑属で、本協定発効後5年までに日本国で出生し継続して日本国に在留する者に永住権を与える。(1条)

(2) 退去強制事由(第3条)

(イ) 内乱、外患及び騒擾罪で禁錮以上の受刑者。(執行猶予言渡し者と付和随行した犯罪者除外)

(ロ) 営利の目的で麻薬取締りの日本法令に違反し無期または 2 年以上の懲役または禁錮に処された者実刑を受け、その刑が確定した者(執行猶予言渡し者除外)及び麻薬取締りに関する日本法令に違反し本協定の発効日以前の受刑を含み 3 回以上処刑者。

ロ、日本側の協定案に対するわが側の意見は、次の会議の時に逐条的に説明することにして、大体次の点に対して日本側の説明を求めた。

(1) 退去強制事由の内、麻薬 3 犯以上者の通算において、協定以前の犯罪まで計算すること。

(2) 日本の外交上重大利益の一方的認定

(3) その他の諸点

ハ、この協定案に対する代表団の見解は、同案を検討して 2 月 4 日～5 日頃別途具申する予定であり、本部から指示される事項に対しては指示して下さるよう願います。

ニ、次の会議は 2 月 7 日(金)10:30 に開催することにした。(駐日政)

P295

大韓民国外務部

着信暗号電報

番号 : JAW-02176

日時 : 2 月 11 日 14:18

受信人 : 外務部長官

発信人 : 駐日大使

1. 1964.2.10.15:00-16:30 の間に開催された第 37 次法的地位関係会議内容を次のように報告します。

イ、日本側草案に対するわが側の代案が準備できなくて、日本側草案の内疑問点を中心に意見を交換した。

ロ、日本側は協定文において永住権、退去強制だけを協定本文に、その他処遇に関する規制は付属文書で規定することとしたので、わが側は反対した。

ハ、日本の草案前文の「特定な大韓民国国民」の「特定」をどう解釈するかに対して、日本側は 1945.9.2. 以前から継続して日本に居住する韓国人を意味すると言った。

ニ、永住権付与において、「継続」という概念に対してわが側が、終戦日以前に居住し 1947 年 5 月外国人一斉登録を終えた在日韓国人は、1945 年から 1947 年まで続けて在日したことと見るという規定を付属文書に明文化することを主張したのに対して、日本側は終戦日以後 1947 年以前に日本に入国した者で、在留許可を得られない者がいるので、そのような規定はできないと言及した。

ホ、草案の 2 条に、「第 1 条に列举された者で日本国から永住権を受けようとする者は・・・同政府の定めた手続きにより・・・」を、「両国政府合意下に定める手続き」にしようとなわが側が主張し、同手続きが複雑で在日韓人に与える影響を憂慮したのに対して、日本側は多くの人が永住権を一斉に申請するようにするのに趣旨があり、複雑性を帯びせようとしたのではないと解明した。

ヘ、草案の第 3 条 2(退去強制事由の内、アヘン犯)に対して、その前段に関しては「本協定発効日以後の行為」という点を明示しようとして、その後段に関しては「本協定発効日から起算して 3 回以上」にしようと言ったのに対して、日本側は第 3 条の初めの規定に照らして前段は心配ないが後段は拒否するとしたので、わが側の主張を強硬に押し出した。

ト、第 3 条の 3 凶悪犯に対して「(1)及び(2)に列举された者以外、無期または 7 年を超過する実刑または禁錮」を、「凶悪犯で無期または 7 年を超過する懲役または禁錮」と規定しようと言ったのに対して難色を表明した。

チ、4 条の「日本の外交上重大利益侵害者」に対する退去強制に対して、付属文書 2 の 2 に退去 30 日以前に通報するというのでは「相互協議」の意が全然ないとしたのに対して、日本側は実際事前協議ができるだろうと回避的な曖昧な説明をした。

リ、次の会議は 2 月 18 日 14:30 に開催することにした。(駐日政)

P297
着信暗号電報

大韓民国外務部

番号 : JAW-02263
日時 : 2月19日 11:23

受信人 : 外務部長官
発信人 : 駐日大使

1. 1964.2.18.14:30-15:50 まで開催された第 38 次法的地位関係会議の内容を次のように報告します。
 - イ、日本側草案に対するわが側代案がすぐに到来することを日本側に言い、過般の会議に続いて日本側草案の内、第 4 条以下の問題だけを中心に意見交換した。
 - ロ、草案第 4 条の 1「永住権が許可された者の子」を、第 1 条前段のように「直系卑属」と規定し、永住権の子だけでなくその子の子孫までも今後、入管令の永住権を受けるようその素地を準備しなければならないと日本側に主張した。
 - ハ、第 4 条の 3 に対しては日本側案と違い、永住権者の子が青年に達し帰国、帰化または継続在留を選択できるようにしなければならないし、帰国するようになれば協定上の永住権者の帰国と同等な取扱いを、帰化時には当然許可を、継続在留時には貧困、疾病だけでなく、売淫その他の軽微な事由で退去させないようにしなければならないと主張した。
 - ニ、1945.9.2.以後入国した者で特別在留許可等を受け一定な期間を在留した者には入管令上の永住権を、一定な期間が未達な者には継続在留するようにならなければならないし、特別在留許可も受けられなかった者に特別在留許可を上げて在留するようにならなければならないだけでなく、離散家族は合流して生活するようにする規定を置くようにしなければならないとした。
- ホ、次の会議は 2 月 25 日(火)10:30 に開催することにした。(駐日政)

P299
着信暗号電報

大韓民国外務部

番号 : JAW-02333
日時 : 2月24日 15:37

受信人 : 外務部長官
発信人 : 駐日大使

1. 明日 25 日(火)に開催予定だった第 39 次法的地位関係会合は日本側の事情により、来る 28 日(金)に延期することにした。
2. WJA-02157 号で下示されたことのある法的地位関係日本側協定案に対する、わが側代案を早急に下示なさって下さるよう願います。(駐日政)

P300

大韓国外務部

着信暗号電報

番号 : JAW-02384

日時 : 2月27日 17:21

受信人 : 外務部長官

発信人 : 駐日大使

1964.2.27.10:30-12:00 まで開催された第 39 次法的地位関係会議内容を次のように報告します。

1. 日本側草案に対するわが側代案が遠からず到来することを日本側に再度言い、過般の会議に続いて日本側草案の内、退去強制条項に関して再び意見を交換した。
2. 日本側は同条第 3 条の退去強制事由 4 個項目の内、麻薬犯を除くその他は双方の見解の差が僅少なを言い、第 2 項の麻薬犯に対してその前段に関しては「本協定発効日以後の行為」という点を明示し、その後段に関しては「本協定発効日から起算して 3 回以上」にし、過去を清算する意味からも大局的に協定発効以前の前科犯を除くことを再度主張したが、日本側は今後検討して見ると言い、わが側の主張に接近する可能性があることを暗示したことがある。
3. わが側は同条第 4 項の「日本の外交上重大利益を害する行為をした者」と関連した付属文書第 2 条 2 項の「・・・退去を強制する時には、その送還予定日 30 日以前に・・・通報する」を、退去強制の認定は日本側がしても「その退去決定においては韓国政府と協議する」とすることを再度主張したが、日本側は国際法上強制退去決定を相手国政府と協議してするという事はあり得ないことで、また国内的にも困難な点もあるので表現はそのままにして、実際運用面で考慮するのが良いとこの点、継続して検討して見ると言った。
4. 次の会議は一旦 3 月 6 日(金)10:30 に開催することにした。

P302

大韓国外務部

着信電報

番号 : JAW-03079

日時 : 3月5日 16:55

受信人 : 外務部長官

発信人 : 駐日大使

明日 6 日開催予定だった第 40 次法的地位関係会合は日本側の対国会事情で仕方なく、来る 10 日(火)に延期することにした。(駐日政)

P303
着信暗号電報

大韓民国外務部

番号 : JAW-03163
日時 : 3月10日 17:08

受信人 : 外務部長官
発信人 : 駐日大使

1964.3.10.10:30-12:00 の間に開催された第 40 次法的地位関係会議内容を次のように報告します。

1. 日本側は第 1 次案(第 36 次会合で提示)の修正案を再び提示したが、わが側は同修正案を検討すると言った。同修正案は明日 11 日特別パウチ便で送付いたします。
2. わが側は戦後入国者に対して(1)一定な年限が経過した者には出入国管理令上の永住権を付与し、(2)一定な年限が未達な者には続けて在留できる資格を付与し、(3)現在他人の名義等で在留している者には本人名義での在留を許可すること。同特典的措置を再度主張した。
3. またわが側は現在韓国に居住している協定上の永住権の離散家族に対する日本国内居住に関する規定を、協定文書に挿入することを主張した。
4. 在日韓人の財産取得に関連して、日本国の外国人の財産取得に関する政令(昭和 24.3.15.政令第 51 号)に関して日本側の見解を聞いた。
5. 次の会合は 12 日本会談が開催されるのに従って、後に決定することにした。

P304
着信電報

大韓民国外務部

番号 : JAW-03319
日時 : 3月18日 15:42

受信人 : 外務部長官
発信人 : 駐日大使

参照 : 駐日政 722-72

参照公文で送付したことのある請願書及び要請文に対して当地民団側から回示してくれることを要請して来たので、来る 3月24日に民団中央委員会が開催される前に同請願書及び要請文に対する回示を送付して下さい。 (駐日政)

P305

報告書

政務報告 番号第 213 号

1964.3.21.

大統領 閣下

報告官 梁 達承

題目：法的地位に関する在日僑胞の請願

在日僑胞たちから駐日代表部を経由して外務部及び青瓦台に請願文を送って来て(別添)、法的地位問題に関する対日交渉において、在日僑胞たちの意見を十分に反映させてくれることを要請したことがあるが、別添のような駐日大使の電文要請に依ると来る 3 月 24 日(火曜日)に開催される在日居留民団中央委員会に同請願に対する大統領閣下の回示を下達するのが良いと言うので、別案のように外務長官名義で駐日大使経由電文回示を下達させようとする。

(案)

受信：駐日大使

次のような大統領閣下のメッセージを、3 月 24 日に開催される民団中央委員会議長に伝えるように願う。

「最終段階に至った韓日国交正常化のための対日交渉において、政府は 60 万在日僑胞の正当な權益を保障しようと、法的地位問題の討議において僑胞皆様の切実な訴えを最大限に反映できるよう最善の努力を尽くしているの、皆様はより固く団結して本国政府は勿論、現地で対日交渉に臨んでいるわが代表団に最大の協力をしてくれることを望むものであり、栄光ある祖国の反映のために続けて愛国的な闘争をして下さることを望むものであります。

朴正熙

(参考事項)現在までの進行事項を見ると、法的地位問題においては日本側が韓国側案に最も接近してして、続けて努力すればもっと大きな効果を得られるものと判断される。

(別添)外務部で作成した「在日韓人の法的地位問題」は双方の協定案を比較したもので、法的地位問題討議に関する準備は最も上手く行っている。

P307

報告書

政務報告 番号第 213 号

1964.4.9.

大統領 閣下

報告官 梁 達承

題目：関する在日僑胞の法的地位問題

韓日関係において平和ライン問題、漁業問題等に負けずに重要な僑胞の法的地位問題の現況を分析、検討しようとする。

I. 日本側の立場

1964 年 1 月 29 日の日本側提案を要約すると、日本は次の 2 個の問題で全体を解決しようとしている。

1. 僑胞永住権の範囲

2. 永住権者の強制退去条件

その他の諸問題は現在、僑胞に適用されている方法ですというものである。

II. 韓国側の立場

われわれはこれに対して前記 2 個事項以外に、僑胞の処遇問題全般にまで亘って具体的に明文化して規定しようとしている。

III. 合意した事項

1945 年太平洋戦争が終結した日以前から日本に継続して居住している大韓民国国民及び韓日協定の効力発生時以後 5 年以内に出生した韓国国民で永住許可を申請した者には永住権を与える。

IV. 未合意事項

これは主に韓国側の提案で、日本側が受諾を拒否しているものである。

1. 永住権を取得する韓国人の子弟

1) 韓国側主張：協定上の永住権を自動的に上げなければならない。

- 2) 日本側主張：満 20 歳に到達するまでは親と同居し、満 20 歳に至って審査を経て永住権を獲得する。(日本民法で 20 歳で成年になると規定されている)
2. 終戦後のいわゆる密入国者の位置
 - 1) 韓国側主張：在日僑胞の主張をそのまま反映させている。即ち
 - (1) 現在居住許可を既得している者には永住権を上げ、
 - (2) 居住許可を既られないでいる者には永住権を上げなければならない。
 - (3) 前記(1)と(2)を協定の付属文書または覚書交換の形式で文書化されなければならない。
 - 2) 日本側主張：明文化して規定せずに入道主義的見地から、現在韓人僑胞に適用している方法で個別的に解決する。
3. 僑胞の処遇問題
 - 1) 韓国側主張：内国民待遇をせよ。最小限度に内国民と差別ない待遇をしなければならない。
 - 2) 日本側主張：内国民待遇はできないが、最恵国待遇はする。

IV. 論評

1. 永住権を持つ韓国人の親から出生した子女の永住権問題は、人道主義的見地から解決されなければならない。親と子女を分離できないという見解には日本側も同感ではあるが、その子女たちの永住権取得手続きに過ぎない条件を付けている。
(従ってこのように複雑でややこしい条件を除去するのに、韓国側として努力の余地があると思料される。)
2. もうひとつの難問題はいわゆる密航者の処遇問題だが、韓国側としては前述した主張をしているが、密航してなお今も居住許可を得られないでいる者まで陽性化して居住許可を得るようにするのは困難なことと思料される。即ち、これは日本の大村収容所に収容されている韓国人密航者に居住許可を上げろというものだからである。
3. 僑胞の処遇問題において日本が内国民待遇は拒否しているが、「内国民と差別ない待遇」だけは確保しなければならないと思料される。現在僑胞たちは事実上生命保険、火災保険等に加入できないという実情である。

V. 結論

在日僑胞の法的地位問題は人道主義的見地のみならず、経済的、国家安全保障等の見地からも必ず確保しなければならないもので、事実上幾らにもならない漁業協力資金を得ることよりは、僑胞の法的地位が確保されれば国家将来により大きな助けになるものと思料される、このような立場から次のように結論付けようとする。

1. 日本が譲歩しなければならない点
 - (1) 永住権を獲得する韓人僑胞の子孫に対する永住権は、韓国側主張の通りにしなければならない。
 - (2) 韓人僑胞の処遇は「内国民と差別ない待遇」をしなければならない。(事実上、内国民待遇と同一である)
2. 韓国が譲歩しなければならない点
密航者でなお今も居住許可を得られない者の居住許可取得

VI. 建議

勿論今や韓日問題に関する全般的な政策の再検討が加えられるものと期待されるが、今まで比較的少ない関心を集めていた僑胞の法的地位問題も、新しい角度から再検討されなければならない。漁業協力資金は他の所でも得られるもの(例、伊仏漁業借款)だが、僑胞の地位には代置する物がないのである。漁業協力資金も得て、僑胞の法的地位もわれわれが願う通りに確保されれば勿論理想的だが、そうでない境遇なら法的地位確保にもっと置重するのが、長期的な眼目からより賢明と判断される。

P313 4. 退去強制問題 専門家会議、1-12 次
1963.2.22-12.13

P314 4-1 第一次、1963.2.22

P315 大韓国外務部
着信電報

番号 : JW-02389
日時 : 63 年 2 月 22 日 17:36

受信人 : 外務部長官

法的地位退去強制問題第 1 次専門家会議報告

1. 2.22.15:00-16:00 に退去強制問題に関する専門家会議を霞友会館で開催した。
2. わが側要求により日本側は、昨年 12 月 19 日に開催された第 13 次会議で提示した退去強制事由 5 項目に関して、再び説明をした。
3. 同 5 個項目に関してわが側は、2 と 5 は受諾できないから削除されなければならないとし、3 と 4 は合理的に調整できるだろうと言った。
4. 日本側は韓国側が 2 を受諾すれば、3 の凶悪犯の刑期をわが側主張通りに「10 年超過」とできるだろうと示唆した。
5. 次の専門家会議は 2 月 28 日(木)10:30 に開催することにした。

P316

韓日代政 93

1963.2.25.

受信 : 外務部長官

題目 : 法的地位退去強制問題第 1 次専門家会議会議録

この 2 月 22 日に開催された法的地位退去強制問題に関する第 1 次専門家会議会議録を別添のように作成送付します。

有添 : 会議録 2 部 終。

駐日大使 裴義煥

P317

法的地位退去強制問題
第 1 次専門家会議 会議録

1. 開催日時 : 1963.2.22. 15:00-16:00
2. 場所 : 霞友会館
3. 出席者: 韓国側 李炯浩代表、呉彩基補佐
日本側 池上努参事官、鶴田剛外務事務官、堂ノ脇光朗事務官(外務省条約局法規課)

4. 討議内容

李炯浩 : 文仁亀代表が担当していた退去強制問題を私が新しく担当することになったので、今までの討議経過を貴側から説明してくれると良い。

池上 : そうしよう。わが側は昨年 11 月 30 日の 7 次会議時に提示した文書で、4 個の退去事由を提案したことがあったが、同事由 1(出入国管理令 24 条 4 のオ、ワ、カ該当者)に関しては韓国側から刑期の基準が不明確だという意見もあったりして、12 月 19 日の 13 次会議で 5 個項目でなった修正案を提示した。同項目の 1 と 2 は破壊活動防止法が内容だがオ、ワ、カを具体化したもので、1 の破防法 4 条 1 項 1 号はオ、カに該当し、2 の 4 条 1 項 2 号はワ及び「オ」の公安云々を併せたものになる。韓国側が「10 年超過」を主張するものをわが側は「7 年超過」としたもので、4 の麻薬犯は「営利」と「常習」に範囲を狭めたものだ。5 は韓国側が入管令 24 条 4 の「オ」項をゼネラルク

ローズとして強力に反対しているので、そのような印象を避けるために「外交上の重大な利益」だけに範囲を狭めたものだ。そして 5.の次に 2 個項目を追加させ、(6)3 と 4 に対しては運営面で人道的な考慮をする。(7)5 の「外交上の重大な利益を害する行為の認定」においては「認定」に必要ななら、相互協議すると記入してくれるように願う。

結局 1 と 3 に関しては刑期を除いては両側が原則的に合意を見ており、4 の麻薬に関しては韓国側がまだ検討中という態度であり、2 と 5 は韓国側が反対しているのである。その後の貴国の検討結果を話して欲しい。

李炯浩 :新しくこの問題を引き受けるようになり今までの記録を検討している程度だが幾つか意見を言ってみるなら、貴側案の 2 は 3 の凶悪犯でも十分に処理できるものであり、5 も事例が希有だろうし、ごく重大なものでなければ減多に退去させるということはあるまいだろうし、該当者がいる場合にも懲役を活かせば良いのではないか。なので 2 と 5 は実益もないだけでなく、大義名分も立たないと思う。1 のようなものは実益はないとしても大義名分は立つし、4 の麻薬関係もまだ研究中ではあるが検討の対象にはなると思う。だから 2 と 5 は削除してしまって、3、4 のように実質的で実益がある問題を合理的で納得できるように解決するのが良いではないか。

池上 : わが側としては韓国側が 2 を受諾してくれれば、3 の凶悪犯の刑期を韓国側の主張通りに「10 年を超過」するものにしても良いという意見もある。

李炯浩 :2 も結局は主に共産党が該当するものと見るが、それならほとんど 1 や 3 で処理できるものなので不必要だ。

池上 : 例えば日本の首相を暗殺しようと企図した場合のようなものは、政府の転覆と見られないから 1 を適用することはできないので、そのような条項が必要だ。その他放火、公務執行妨害のようなものも相当多い。

李炯浩 : そういう場合なら殺人未遂等にして 3 を適用すれば良いではないか。

池上 : 殺人未遂で 7 年以上の刑とは減多にないし、日本では殺人も 7 年を超過するケースが多くない。

麻薬犯で有罪判決を受けた韓国人は昨年度に 108 名だが、その内初犯が 68 名、2 犯が 22 名、3 犯が 17 名、4 犯が 1 人だ。だから常習犯に対する退去強制事由にするなら、この内 40 名程度が退去されることになる。

李炯浩 :今回日本で麻薬取締法を大幅強化するそうだが、そうなれば余計に困難だ。

池上 : 麻薬関係は「営利」と「常習」に範囲を狭めたが、「営利」と「常習」の認定がとても困難で、氷山の一角の場合が多くて把握が困難だ。とにかくわが側の立場は以上説明したので、貴側の記録とも対照して確認して欲しい。そして子孫の退去強制問題はどうすれば良いのか。

李炯浩 :まず親に関する退去事由を決めれば、子のことはそれに準じるものにすれば良いではないか。

池上 :それならまず親の退去事由を決めて、次に考えることにしよう。

李炯浩 :次の退去強制に関する専門家会議を 2 月 28 日(木)10:30 に継続して開催することにしよう。

池上 :よい。

P321 4-2 第二次、1963.2.28

P322. 大韓民国外務部
着信電報

番号 : JW-02468
日時 : 63年2月28日 17:07

受信人 : 外務部長官

退去強制問題第2回専門家会議報告。63.2.28. 15:00-16:00 に退去強制問題第2次専門家会議を開催したので、同会議の内容を次のように報告する。

1. わが側は日本側の退去事由 5 個の項目の内の 2.(破防法 4 条 1 項 2 号)に関して、日本側が 2.を削除すれば 3 の凶悪犯の刑期を日本側の主張通りに「7年超過」とすることを考慮できるだろうと述べた。
2. わが側が永住権を申請しない韓人の退去強制問題はどうかと聞いたところ、日本側は(1) 永住権を申請しない者は入管令の退去事由が全部適用され、(2) 彼らを退去させる時は第一次的に韓国へ送還するだろうと言い、(3) 彼らには教育に関する恩恵がないだろうし、生活保護も受けられないだろうと述べた。
3. 永住権申請時の国籍証明問題に関しても話があったが、日本側は個別的な国籍確認はしないとしても申請者の名簿を一括的に作成し、これを韓国側に提示して確認(捺印等で)を受ける方法が良いだろうとした。

駐日大使

P323 駐日代表部

韓日代政 119

1963.3.4.

受信 : 外務部長官

題目 : 法的地位退去強制問題第2次専門家会議会議録

1963.2.28 に開催された在日韓人法的地位の退去強制問題第2次専門家会議会議録を別添のように作成送付します。

有添 : 会議録 2 部 終。

駐日大使 裴義煥

P324. 第6次韓日会談
第2次政治会談予備折衝
退去強制問題第2次専門家会議 会議録

1.開催日時 : 1963.2.28 15:00-16:00

2.場所 : 霞友会館

3.出席者: 韓国側 李垆浩 代表、文熙哲 書記官、呉彩基 補佐
日本側 池上努 検事、松本 入管警備課長、鶴田剛 外務省事務官
堂ノ脇光朗 外務省事務官

4.討議内容

李垆浩 : 前回専門家会議で貴側は 5 個の退去事由(日本側の)の内 2 をわが側が受諾すれば、凶悪犯の刑期はわが側主張通りに「10年超過」にしても良いという考えがあると言ったが、それと反対にわが側では日本側が 2 を削除したら、3 の凶悪犯の刑期を日本側の主張通りに「7年超過」にしても良いという考えがある。(笑い)

松本 : 貴国では 2 に対する抵抗が強いのか。

李垆浩 : そうだ。もしも在日韓人が待遇改善を要求するデモのようなものをくり広げ、この場合日本政

府がそのような条項を適用させ退去させる恐れも考えられるので困難だ。

松本 : そのような場合は大体 2 年以下の懲役や執行猶予になるのが普通なので心配ないだろう。

李垆浩 : もしも協定上の永住権を申請しない人がいるとしたら、彼らの退去強制問題はどうか処理されるのか。

池上 : 永住権を申請しない者に対しては入管令の退去事由が全般的に適用され、彼らは生活保護や教育に関する恩恵も受けられないだろう。このように永住権を申請しなければ、ずっと不利だということを、民団や日韓協会などを通じて啓蒙するようにしたら良いだろう。

李垆浩 : そういう者を退去する場合、どこに送還するのか。

池上 : 第一次的には韓国政府が受け入れてくれることを要請し、韓国政府が受諾すれば韓国へ送還されるだろう。

李垆浩 : 日本側は永住権申請時に大韓民国の国籍証明を添付しなければならないと主張しているが、そういう面倒な手続きが必要になると、申請をしない者も相当いるだろう。在日韓人はわが国憲法上で全部大韓民国国民である。いちいち国籍確認をする必要はないし、韓日協定の一条項で一括確認してしまうのが良くないか。

松本 : これは実に難しい問題だ。わが側としては個々人からいちいち申請を受けなくて、申請者の名簿を一括作成して韓国側に提示して捺印を受ける方法にすれば解決するものと考えてが・・・

池上 : 個々人に対する確認をするか一括作成するかの問題は、まだ国内的に決定したのではなく、そういう意見があるということだ。

松本 : 名簿を一括作成して韓国側に提示、捺印を受けるという考えも貴国では抵抗を受けているのか。

李垆浩 : そうだ。次の退去強制問題専門家会議はいつ開催したら良いのか。

池上 : 3 月 15 日(金曜日)午後 3 時に開催するようにしよう。

李垆浩 : そしてこれは余談だが、前回府中刑務所に行った時見たことだが、韓国人 148 名が収監されていた。刑務所長の言葉によると記録上で、その内大韓民国人が 48 名、北朝鮮人が 99 名になっていると言うのだが、これはどんな根拠で区分したのか。

池上 : それは恐らく何か確実な根拠があるのではなく、ただ外国人登録に書かれたのを見て、そのまま朝鮮人と書いた人が多く、それが必ずしも北朝鮮系を意味するのではないが、恐らく刑務所で朝鮮人と登録された人は北朝鮮系だと思って、そのように区分した様子だ。

終

P327 4-3. 第三次、1963.3.15

P328 大韓民国外務部
着信電報

番号 : JW-03185
日時 : 63年3月16日 11:11

受信人 : 外務部長官

退去強制問題第3回専門家会議報告

63.3.15. 15:00-16:00 に開催された退去強制問題第3次専門家会合の内容を次のように報告する。

1. 前回会議で日本側が退去事由該当者を第1次的に韓国に送還するのに対して、わが側は第1次的の意味を説明することを要請したところ、日本側は人道的な考慮や自費で出国する場合を除いては、原則的に韓国に送還するという意味だとした。
2. 退去強制事由5個項目の内、4の麻薬法に関してわが側は、「営利の目的のための麻薬犯で実刑を受けた者」の中には初犯や執行猶予の言い渡しを受けた者も含むのかと聞いたところ、日本側はこれを検討して見るとして、特に執行猶予になった者は除外される可能性が大きいと示唆した。
3. 退去強制事由の内、2に関して日本側は、場合によっては除外できる項目があると言って、除外対象になるものとして政治的目的を持って犯した(公務執行妨害または殺人陰謀、予備、教唆等)を示唆した。
4. 両側は法的地位問題は在日韓人の実生活に関連する実際問題なので、各種の政治的考慮とは関係なく実質的な討議進展を見るようにすることに、意見の一致を見た。
5. 次の会合は3月29日15:00にすることにした。

駐日大使

P329 駐日代表部
韓日代政 147

1963.3.15.

受信 : 外務部長官

題目 : 退去強制問題第3次専門家会議会議録

1963.3.15 に開催された退去強制問題第3次専門家会議会議録を別添のように作成送付します。

有添 : 会議録2部 終。

駐日大使 裴義煥

P330. 第6次韓日会談
第2次政治会談予備折衝
退去強制問題第3次専門家会議 会議録

1. 開催日時 : 1963.3.15. 15:00-16:00
2. 場所 : 霞友会館
3. 出席者: 韓国側 李炯浩 代表、朴相斗 専門委員、申東元 補佐
日本側 池上努 検事、松本 入管警備課長、鶴田剛 外務省事務官、堂ノ脇 光朗 外務省事務官
4. 討議内容
李炯浩代表 : 前回の会合で貴側は、本協定が締結された場合、退去強制に該当する韓人は第一次的に韓国へ送還すると言ったことがあるが、この「第一次的」に意味を説明して欲しい。第一次的に韓国へ送還するということは、本人の意思に関わらず、一応まず韓国に送還するという意味だと思うが、池上 : 「第一次的」とは、第一に人道的見地、第二に自費出国の場合を除いては、韓国に送還するという意味だ。

李炯浩代表 : 「自費出国」とは何の意味か。

池上 : 退去強制処分を受けた者が、自分のお金で出国すること、つまり自分のお金で韓国外の「ブラジル」や「チリ」のような所に行くことを指す。

李炯浩代表 : それなら、「人道的見地」とはどういう場合なのか。

松本 : 政治犯などが該当するのだが、この場合はケース別に取り扱われるべきだと思う。

李炯浩代表 : それなら、「第一次的」ということは、結局「原則上」退去強制韓人を韓国へ送還するという意味なのか。

池上 : そうだ。

李炯浩代表 : 一般的に使われる言葉の中で、「在日韓国人」という言葉と「在日韓人」という言葉にはニュアンスの差があると思うが、それにもかかわらず韓国憲法によれば北傀側系統の韓人でも韓国人となっている。わが憲法や国際法によれば朝総連系の人も法律上は韓国人だ。したがって法的地位に関しては、日本にいる韓人は、すべて大韓民国国民として取扱われなければならない。

池上 : 韓人の在留問題と退去強制問題は少し違うと思う。とにかく日本側としては、退去強制に該当する韓人を前述したような意味で第一次的に韓国へ送還するだろう。

李炯浩代表 : 次に退去強制事由 5 個の項目の内 4 の麻薬犯に関する問題だが、「営利の目的」と規定したのは、初犯者も含まれるという意味か。

池上 : 初犯者も入る。

李炯浩代表 : 営利の目的でしたとしても、主動的役割を担当したのではなく、単純な連絡や監視程度のごく補助的なことをした者を皆含めるというのは、余りに酷いのではないか。だから営利の目的でした者の中で、何年以上の実刑の言渡しを受けた者に限定した方が合理的ではないか。

松本 : 今度の改正法の中には、そういう点の考慮もされている筈だ。

李炯浩代表 : 例えば 5 年や 3 年の実刑を受けた者にして、また執行猶予になった者は省くなどの考慮があるべきではないか。

池上 : 執行猶予になった者は除外できそう。

李炯浩代表 : 麻薬犯で執行猶予になった者の統計数字はあるのか。

池上 : 1960 年度の統計を見ると懲役の言渡しを受けた者 134 名の内 25 名が執行猶予になった。5 年以上の実刑を受けた者はほとんど中国人だ。

李炯浩代表 : 営利を目的にした初犯の者は、3 年ないし 5 年の実刑を受けた者に限界を置くのが良くないか。

松本 : 累犯者はどうなのか。

李炯浩代表 : 個人の意見として累犯者は仕方がないという意見だ。

池上 : 初犯者も大体は再犯だったり、または他の犯罪と競合したりする場合が多い。例えば麻薬で初犯の者が恐喝罪で再犯した場合はどうすれば良いのか。

李炯浩代表 : そういう場合は麻薬犯としては初犯であり、この場合麻薬法としての刑期を算出する問題は一括して話すのではなく、ケースバイケースで扱わなければならないと思う。今後両側の共同委員会の成立が必要だろうから、こういう問題の審査も担当させるのが良いと思う。

池上 : 貴側の意見は多く参考になった。「営利の目的で常習者」の問題は今後検討して見る。

李炯浩代表 : 麻薬犯はその犯罪性格上悪いことではあるが、在日韓人の二つの特殊事情、即ち彼らが過去に日本人だったという点と、生活がとても窮乏だという点を考慮して、退去強制の原則を決定しなければならないだろう。この場で執行猶予になった者は省まず除外することで、完全に合議を見たらどうか(笑)

池上 : 個人の意見では執行猶予になった者を除外することに反対しはしないが、上層部と一旦相談しなければならない。それなら次に移って退去強制事由の 2 に関する事だが、この 2 項にも各種の犯罪が含まれているが、その中には場合によって除外できるものがあるようだ。貴側ではどのような

ものを除外してくれたら良いと希望するものがあつたら言ってくれ。

李炯浩代表 :わが側としては 2 項は全部削除するのが良いという考えなので、貴側でこれは必ず含めないといけないというのがあれば、参考に聞いて置くから言ってみろ。退去強制事由 3 号が「7 年以上」になるなら、この 2 号は実質上必要ないものと思う。

池上 : 政治的目的を持って犯した放火、爆発物、汽車電車転覆、殺人、強盗等の予備、陰謀、教唆、煽動の罪と、政治的目的を持って犯した公務執行妨害、往来危険、騒擾の予備、陰謀、教唆、煽動等の罪は外せるようだと思う。騒擾罪においては主犯や率先遂行は難しそうで、単純な付和雷同分子は執行猶予になり除外されるケースが多いだろう。

2 号で含まれるものの中には 3 号で「7 年以上の実刑」を受ければ解決するものもあるが、3 号の他に別途 2 号を設定したのは、政治犯は政治犯として別にカバーするのが便利だからだ。

李炯浩代表 : こういう問題は今後もっと研究して相互検討して見よう。そして法的地位問題は在日韓人の実生活と直結している問題だから、両国の政治的情勢の変動とは関わりなく、続けて実質的な進展を見るように積極的に推進するのが良い。

池上 : 同感だ。

李炯浩代表 : 次の会合はいつするのか。

池上 : 3 月 29 日 15:00 にしよう。

終

P335 4-4 第四次、1963.3.29

P336

大韓民国外務部

着信電報

番号 : JW-03388

日時 : 63 年 3 月 29 日 17:40

受信人 : 外務部長官

第 4 次退去強制専門家会合報告

63.3.29. 15:00-16:30 に開催された第 4 次退去強制専門家会合の討議内容を下のように報告する。

1. 会議開始初めわが側は破防法 4 条 1 項 2 号の内、日本側が必ず残したいという項目を聞いたところ、日本側は同 2 号の行為の内、政治的目的のための 1) 現住建造物放火、2) 激発物破裂、3) 汽車、電車等の転覆等、4) 殺人、5) 騒擾、6) 爆発物取扱い罰則 1 条該当行為等の凶悪犯は残して置くべき項目で、一旦は見るが、政治的目的のための 1) 非住建物放火、2) 強盗、3) 殺人、放火等の予備陰謀教唆煽動、4) 汽車、電車往来危険、5) 公務執行妨害及び 6) 騒擾公務執行往来危険の予備陰謀教唆煽動等は日本側の最終的な立場ではないが、非公式見解としては除外されるだろうと言った。
2. これに対してわが側は、日本側が必ず残して置くという項目は第 3 項目で皆含まれるので、別途規定で二重規定する必要がないことを強調したところ、日本側はこれら凶悪犯該当行為の処理問題に関して、今後もっと研究するとした。
3. この他に両側は破防法に規定された「政治的目的」という語句の解釈問題、麻薬犯取扱い問題等に関して意見を交換したが、これら問題点に関しても両側はもっと研究検討して早急な日時に接近点を発見するよう努力することにした。
4. 次の会合は 4 月 1 2 日 15:00 でまず合意した。これに関連して李代表の一時帰国に対する許可の余否を至急回示して下さるようお願い。

駐日大使

P337

大韓民国駐日代表部

韓日代政 185

1963.4.1.

受信： 外務部長官

題目： 第 4 次退去強制問題専門家会議会議録

1963.3.29. 15:00-16:30 に開催された第 4 次退去強制問題専門家会合会議録を別添のように作成送付します。

有添： 会議録 2 部 終

駐日大使 裴義煥

P339 第 6 次韓日会談 第 2 次予備折衝 退去強制問題第 4 次題専門家会議会議録

1. 会議日時：1963.3.29. 15:00-16:30

2. 場所：霞友会館

3. 出席者： 韓国側：李垆浩代表、文熙哲書記官、申東元補佐

日本側：池上努 参事官、松本入管局警備課長、鶴田剛 外務省事務官

4. 討議内容

李垆浩代表：今日は破壊活動防止法 4 条 1 項 2 号に関して話したいが、この 2 号に規定された各項目をひとつずつ検討して行きながら、日本側が必ず残したいという項目がどのようなものか知って見たい。

松本：よい。

李垆浩代表：第一に、政治的目的のための現住建造物放火(政治的目的のための日本刑法第 108 条該当)に対してどう考えるのか。

松本：放火は凶悪犯で重罪なので残さなければならない。

李垆浩代表：放火犯は重犯なので 3 項の規定で解決できるのものなので、政治的目的のための放火犯を別途にまた規定する必要はないのではないか。

松本：重複になりはするが、とにかく含まれる重犯なので、政治的目的のための放火犯を二重規定しても構わないではないか。

李垆浩代表：そう考えることもできるが、わが側としては放火犯が二重に規定されるので退去強制事由の需要が多くなるように誤解されることもあるので困難だ。

松本：残す、残さないの余否は後日に決定するとしても、日本側としては放火犯は凶悪犯のひとつとしてまずは残したいという立場である。

李垆浩代表：それなら非現住建造物放火(政治的目的のための日本刑法第 109 条該当)はどうなのか。非現住建造物放火というのは實際上事例がほとんどないのではないか。

松本：派出所が空いている時放火したりとか、または空いている倉庫に放火した等の事例があるが、このような件数が多くないことは日本側としても知っており、この点がわが側主張の弱点ではある。

李垆浩代表：そのように事例がほとんどなく、保護しようとする法益が事実上ないと言えるものは外した方がよいのではないか。実益主義で問題を扱わなければならないと思う。

池上：日本側の最終的な立場ではないが、個人の意見としては除外する可能性がありそうだ。

李垆浩代表：それなら激発物破裂(政治的目的のための日本刑法第 117 条該当)はどうか。

松本：それは刑が 5 年以上となっているが、一旦は凶悪犯として残して置き、凶悪犯問題は後に一括して話すようにするのが良い。

李垆浩代表：汽車、電車等の転覆(政治的目的のための日本刑法第 126 条 1、2 項該当行為)はどうか。

松本：それは刑が 3 年以上ないし無期となっているので、一旦は凶悪犯として残して置かなければならない。

李垆浩代表：次に殺人(政治的目的のための日本刑法第 199 条該当行為)はどうか。

松本:当然入らなければならないだろう。

李炯浩代表 : 強盗犯(政治的目的のための日本刑法第 236 条第 1 項該当行為)はどうか。政治的目的のための強盗といものがどうものがあるのか疑わしい。

松本: ある。とても重大な犯罪だ。

李炯浩代表 : 政治的目的のためであろうがなかろうが、純粋な強盗犯として処理できるではないか。二重に規定する必要はないと思う。これも個人的意見としては除外可能なものとするのが良いのではないか。(笑い)

松本 : 個人的意見として除外可能なものと思う。

李炯浩代表 : 殺人、放火等の予備、陰謀、教唆、扇動(政治的目的のための日本刑法第 108 条、109 条 1 項、117 条 1 項前段、128 条 1、2 項、199 条、236 条 1 項等の予備、陰謀、教唆、扇動)はどうか。

松本 : これも個人的意見として除外可能なものと思う。

李炯浩代表 : 騒擾(政治的目的のための日本刑法 106 条該当行為)はどうか。

松本: 単純な付和雷同や随行は除外できるだろうが、その他の主動分子や過激分子は駄目だろう。騒擾犯は一旦は凶悪犯の範疇に入れ残して置かなければならない。

李炯浩代表 : 汽車、電車の往来危険(政治的目的のための日本刑法第 125 条該当行為)はどうか。汽車、電車の転覆の場合には人命傷害が伴うことがあるので問題になるが、ただ政治的目的のための往来危険は除外した方が良くないか。

松本 : 道路や線路上にバリケードを作っておいて、往来を妨害するのは困難だ。

李炯浩代表 : それは別の犯罪項目で処理できるのではないか。例えば騒擾罪に該当するものは騒擾罪で処理できそうだが。

松本 : そういう了解の下では除外してもよさそうだ。

李炯浩代表 : 騒擾、往来危険、公務執行妨害等の予備陰謀教唆扇動(政治的目的のための日本刑法 106 条、125 条、95 条の予備、陰謀、教唆、扇動)はどうか。

松本 : 除外しても良いだろう。

李炯浩代表 : 政治的目的のための爆発物取扱い罰則 1 条該当行為はどうか。

松本 : それは 7 年以上死刑までの凶悪犯なので残さなければならない。

李炯浩代表 : 以上検討したのに照らして、3 項の規定と二重になるものは皆除き、2 項の各項目は騒擾罪だけ残すのがよくないか。

松本 : 国会で審議時に困難なことが予想される。とにかく退去強制事由の問題点は 3 項と重複するものをしどうするかの問題に圧縮するようにしよう。

李炯浩代表 : よい。政治目的のための騒擾だけ残すように方向をつかんで進むように望む。

文熙哲書記官 : 政治的目的の騒擾という場合に、「政治的目的」という語句の限界が解釈上、余りに伸縮性があるものなので、実際のケースに適用する時、紛争が多くありそうだが、これに対する日本側の解釈はどうか。

松本 : 暴力主義的破壊活動で具体的には破防法 4 条 1 項 2 号に記載した活動と解釈する。

李炯浩代表 : 破防法制定時の法精神論はどういうものか。結局共産党の破壊活動を取り締まろうというものではないのか。

松本 : 極左と極右を共に取り締まろうという目的だ。

李炯浩代表 : それなら例えば在日僑胞の北送反対デモのような場合は極左、極右ではなく、在日僑胞の利益のためのものなので破防法に該当しないものと思うが。

松本 : 破防法が適用されないと云える。

李炯浩代表 : とにかく「政治的目的」の語句解釈に関しても、今後研究検討して意見の一致を見るようにしよう。

松本 : よい。

李炯浩代表 :次に麻薬犯に関する話だが、麻薬犯に対しても一定の枠を決めるのがよい。常習営利犯だ。執行猶予は除くようにして、また2年でも3年でも5年でも刑期上の枠も決めるのがよい。

松本 : 麻薬犯は常習営利に枠を縮小するのに、個人意見として執行猶予を除くようにしたら、それ以上の譲歩はし辛いと思う。永住権を与えるのは善意の人にあげるのであって、麻薬犯のような国際犯罪にあげるという意味ではない。

李炯浩代表 : 貴側は退去強制者は第一次的に韓国に送還すると言ったが、共産系韓人が麻薬犯で退去強制される時、彼らが政治的な理由から韓国に行かないとしたらどうするのか。

松本 : 政治犯でなく麻薬犯なので、そういう場合には自費出国でなければ韓国に送ることになる。

池上 : 退去強制事由として日本の重大な外交上の利益を害する行為に対して、貴側の意見を述べて欲しい。

李炯浩代表 : そういうケースがどういうケースなのか非常に疑わしい。具体的事例がないものを退去強制事由に置いたら、日本側が悪用する怖れがないとは言えないではないか。

池上 : 例えば「西イリアン」問題で在日韓人が「西イリアン」はオランダのものだと言ってインドネシア大使館でデモをするなら、これは日本の外交上の地位に非常に害毒を与えるものだ。

李炯浩代表 : それなら日本にいる北韓系の学校等も、外交上利益を阻害するとして閉鎖することを日本側が要求したら閉鎖するのか。

松本 : 学校自体を閉鎖することは日本の法律上でできなくなっている。

李炯浩代表 : 先生を追放できるのではないか。

池上 : しかしそれが外交上重大利益を害する行為に該当するのか余否が問題だ。例えば韓国政府を転覆するために日本内で団体を形成し、武器等を準備したなら外交上重大利益を害する行為と言える。

李炯浩代表 : 外交上の利益の大小を決定するのはとても難しい問題で、濫用される可能性が余りに大きい。

池上 : 問題は日本で庇護権を受けている者の政治活動の限界が何なのか、最も重要なことだと思う。

李炯浩代表 : この問題も今後研究して見ることとしよう。

松本 : 次の会合はいつになるのか。

李炯浩代表 : 本人が4月4日から11日まで本国に一時帰国するようなので、次の会合は4月12日にまづ決めておいて、仕方がない場合に延期するなら4月19日にするのがよい。

松本 : よい。

P346 4-5 第5次、1963.4.30

P347 大韓民国外務部

着信電報

番号 : JW-04329

日時 : 63年4月30日 17:29

受信人 : 外務部長官

第5次退去強制専門家会合報告

63.4.30. 14:30-15:40 に開催された第5次退去強制専門家会議討議内容を下のように報告する。

1. 日本破防法に規定された「政治的目的のための騒擾罪」に関して日本側の意見を聞き、わが側は第1条と第4条の関係がとても微妙なので、これに対する確実な限界設定が必要なことであると強調したのに対して、日本側は新しい観点から相談するようにとした。
2. 退去強制該当者に関する日本側の提案第4項の麻薬取扱いに対する犯罪者の件に関して、営利を目的にまたは常習だからと退去強制するのに対して、わが側は刑期の期間を条文で決めて、ある刑期以上を

該当者に規定しようとする主張したのに対して、日本側は相互検討して見ようと言った。

3. 第5項の日本国法務大臣が日本国の外交上の重大な利益を害した行為を行った云々・・・言ったのに対して、わが側は日本側が単独で認定するのに対して異見を述べ、「韓国側と協議して」という語句を挿入し認定の方法とするのがよいと言った。日本側はこれに対してうなづく態度を表明した。

4. 次の会合は5月14日14:30から持つことにした。(駐日政)

駐日大使

P348

大韓民国外務部

着信電報

番号 : JW-04330

日時 : 63年4月30日17:30

受信人 : 外務部長官 貴下

請訓(退去強制)

63.4.30. 14:30 から開催した第5次退去強制専門家会合で、日本側提案第4項(麻薬犯)に関するわが側の「刑期期間を条文で定め(2-3年)、その期間以上の刑期該当者を退去強制対象者にしよう」という要求に対して、日本側は上記該当者と同時に営利、常習でなくても麻薬類の取扱に関する日本国の法令に違反した罪科で前科3犯以上を、やはり退去強制する条文を規定するなら韓国側の要請に納得するというが、これに対して検討された後、指示して下さるよう願います。(駐日政)

駐日大使

P349

第6次韓日会談 予備折衝 法的地位 退去強制会合

6/予法(退)5/1-5 1963.4.30.

第5次会議要録

1. (政治的目的のための騒擾罪) 韓国側は「政治的目的のための騒擾罪」の限界に対して日本側の意見を聞いた後、「政治的目的のための騒擾罪」とは破防法第1条の目的の範囲内のこと、即ち共産主義や独裁主義を前提にしたものと考えるので、例えば在日韓人の北送反対のようなものは第1条で言う政治的目的のための騒擾ではないので追放対象にするのは不可能なものと指摘し、破防法第4条第1項2号と第1条の限界を明白にすることを主張した。
2. これに対して日本側は破防法第4条2項は暴力主義的な破壊活動をした者が該当し、韓国側が言うことを考慮して新しい基準を決めるよう相互協議しなければならないと言った後、今までの北送反対運動は騒擾にまで至ったものと考えないと述べた。これに対して韓国側は、だからそれが騒擾の程度に至ったケースを考えて明白な限界を作らなければならないと言った。
3. (日本側退去強制事由2項と3項の重複問題) 韓国側は日本側が前回の会議で2項の内、3項と重複すると認められる項目は除外するという私見を述べたことに言及し、この問題を上部と相談してみたのか聞いたところ、日本側は検討中と答弁した。韓国側は騒擾罪問題を含んで第2項目に関して明確な答弁をしてくれることを要請し、日本側はよく検討相談すると言った。
4. (麻薬犯問題) 日本側が常習、営利よりもただ刑期だけで規定してしまうのがどうか分からないと言うので、韓国側は今まで討議したことを土台にして、営利または常習者の内、執行猶予になった者は除いて再び刑期何年以上と決めたらどうかと言った。
5. 日本側は、日本の裁判所は営利、常習に拘わらず麻薬犯に対する判決がとても軽く、追放対象者数は1年に2、3名に過ぎないだろうと言った。韓国側が再び3年以上の刑期を決めて判決を厳しくすれば良いではないかと言ったのに対して、日本側は日本では判事がそうはできないと言った。

6. 続けて日本側が前科3犯以上の者と初犯でも2年以上の刑期なら追放することにしたかどうかと言うので、韓国側はやはり営利または常習者の内、一定な刑期(例えば3年以上)で規定するのが良いだろうと言った。
7. これに対して日本側が、韓国側の提案を受け入れる代わり、営利、常習でなくても3犯以上の者は追放することにしたかどうかと言ったのに対して、韓国側は本国政府と相談してみると言い、日本側は再び3年でなく2年にしたら良いと言った。
8. (外交上の範囲) 韓国側は、日本国法務大臣の認定という語句は一方的な認定方法なので賛成できないし、認定の方法として共同委員会のような所で一致するとか、「両側が協議して」という語句を挿入するのが妥当と考えると言い、日本側は該当者数が多くもないのでそうするのが良いだろうと言った。

P352 韓日政 722-238

1963.5.2.

受信： 外務部長官

題目： 第5次退去強制問題専門家会議会議録

1963.4.30. 14:30-15:40 に開催された第5次退去強制問題専門家会合会議録を別添のように作成送付します。

有添： 会議録2部 終

駐日大使 裴義煥

P353 第2次政治会談予備折衝 退去強制問題第5次専門家会議会議録

1. 開催日時：1963.4.30. 14:30-15:40

2. 場所：霞友会館

3. 出席者： 韓国側：李炯浩代表、辺焄1等書記官、宋升鉉3等書記官

日本側：池上努 参事官、松本 入管局警備課長、鶴田剛 外務省事務官

4. 討議内容

李代表：今日は前回の第4次会議時に話があった政治目的のための騷擾の限界に対して日本側の意見を聞きたい。

池上：よい。

李代表：政治的目的のための騷擾と言え私の考えでは、破防法第1条の目的の範囲内での政治的目的のための騷擾、即ち共産主義や独裁主義を前提にしたものと考えてるが、日本側の解釈はどうか。

松本：韓国側で疑問を持つのも妥当なことと思う。

李代表：日本破壊活動防止法4条第1項2号で言う政治的目的のための騷擾罪に関して、これは第1条との関係が微妙なのでその限界を明白にしなければならぬと考え、例えば在日韓国人が北送反対をしたとか言って、政治的騷擾罪の条項を適用し追放対象にするのは不可能だと思う。なぜなら北送に反対するのは破防法第1条で言う政治的目的のための騷擾ではないから・・・ここで言う政治的騷擾罪で言えば第4条よりは第1条が根本になるだろうし、第4条は第1条の目的と重複する範囲内で認められなければならないと考えるがどうか。

松本：破防法第4条2項はその該当者が暴力主義的な破壊活動をした者だが、これに関しては今言われた点を考慮して新しい基準を決めるよう相互協議しなければならないと思う。そして李代表が言われた北送反対者の問題は、その時のことは騷擾にまで至るものと考えない。

李代表：だからそれが騷擾の程度に至った時、政治的目的下の騷擾に該当するかという点を言っているのだ。したがってこの点に関して明白な限界を作らなければならないと考えるのである。

松本：よくわかった。

李代表：2項(日本側退去強制事由)の内、第3項と重複すると認められる項目は除外するという私見

を貴側が言ったが、貴側は上部と相談してみたのか。

松本：その点は検討中にある。ところで第 4 項の麻薬犯に関しては貴側は相談してみたのか。麻薬犯の中には仕方なく同情できる者もなくはないが、常習、営利よりもただ刑期だけで規定してしまうのがどうなのか。

李代表：それなら 4 項の麻薬犯問題は今まで討議して来たものを土台にして、営利または常習で麻薬に関する法令に違反した者の内、執行猶予になった者は除いて再び刑期何年以上と決めたらどうか。

松本：日本の裁判所は麻薬犯に対して、営利、常習にも拘わらず判決がとても軽く、追放対象者数の範囲が余りに狭い。そうすると麻薬犯の中で追放される数は 1 年に 2、3 名に過ぎないだろう。

李代表：麻薬犯に関する強制退去事由は、営利または常習にした者の内、3 年以上の刑期と決め、判決を厳しくすれば良いではないか。

池上：ちがう、日本では判事がそうはできない。

松本：それなら麻薬犯として前科 3 犯以上なら追放、または初犯でも 2 年以上の刑期なら追放するとしたらどうか。

李代表：そうではなく営利または常習で犯した者の内、一定な刑期を決めてその刑期の対象者を規定するのが良いだろう。例えば 2 年以上の者は追放するというように・・・

松本：それなら韓国側の提案を受け入れる代わり、営利、常習でなくても麻薬法に関する前科 3 犯以上の人は追放するというようにしたらどうか。

李代表：松本課長の案はひとつの提案として憶えて置き、本国政府と相談してみるが、その代り営利または常習を基準として 3 年以上の者と、営利、常習でなくても前科 3 犯以上の者とするのが日本側の案だということが判った。

池上：よい。しかし 3 年でなく 2 年にしたら良い。

李代表：ところで第 5 項に関して、日本国法務大臣が認定するという語句に対しては賛成できないし、一方的な認定方法と思う。私の考えでは認定の方法として共同委員会のような所で一致するとか、両側が協議してという語句を挿入するのが妥当と思うがどうか。

松本：該当者数が幾らもないのだからそうするのが良いようだ。

李代表：騒擾罪問題も含んで第 2 項目に関して、この次に明確な答弁をしてくれるように望む。

池上：よく検討して相談してみる。

李代表：次の会合は何時がよいか。

池上：何時でもよいが、5 月 14 日 14:00 はどうか。

李代表：よい。相互満足な答弁があることを願う。

池上：そうしよう。 終

P357
発信電報

大韓民国 外務部

番号：WJ-0524
日時：4 月 30 日 9:30

受信：駐日大使

対：JW-04329, JW-04330

1. 退去強制問題を含む法的地位問題全般に関するわが側立場を現在検討中であり、適当な時期に訓令するものだが、JW-04330 号請訓に関してもその時に訓令されるであろう。
2. 「政治的目的のための騒擾罪」、「麻薬犯」、「外交上の犯罪」等の問題に関しては、現在では交渉技術上これら概念の導入を反対し、その他問題点においての日本側の譲歩とも勘案し、最終段階に行って指示しなければならぬという方針なので、これら問題点に関する概念を導入するような印象を与える交渉は避けて下さい。(東北亜) 終

長官

P358 4-6 第六次、1963.5.17

P359 大韓民国外務部
着信電報

番号 : JW-05233
日時 : 63年5月17日 15:45

受信人 : 外務部長官 貴下

第6次退去強制専門家会合報告

63.5.17. 10:30-12:00 に開催された第6次退去強制専門家会議討議内容の要点を下のように報告します。

1. 過去の会合で日本側が提示した退去強制該当者案2項の内(13種)、政治的目的のための騷擾だけを残して6項目はなくし、残る6項目は第3項に含ませようと私的に同意したことかあったが、富田次長が外国旅行から帰って来た後、相談した結果、日本側はそれが困難だという意見を述べたので、わが側は日本側が憂慮する、例えば日本の重要人士を殺害した場合のような時においては、これを外交上の重大な利益を害する行動と規定し第5項に入れればよいのではないかと主張し、日本側はこれに再考慮することを表明し、
2. 日本側が第2項即ち日本破防法第4条第1項2号に定めた「政治的目的のための騷擾罪を犯した者」とする代わりに、協定には「日本政府の重要な政策に違反した者」にしたらどうかは、逆に従来より一步後退した発言をしたのに対して、韓国側としては到底受け入れるのが困難だという意見を述べた。
3. そして第5項の外交上の重大な利益を云々した条項に対して、認定する方法として相互協議するという条文が明確に挿入されなければならないという点を強調した。
4. 次の会合は5月26日10:30に開催することにした。(駐日政)
駐日大使

P360 第6次韓日会談 予備折衝 法的地位関係会合
6/予法(退)6/1-5 1963.5.17.

第6次退去強制会合要録

1. (日本側退去強制事由問題) 日本側が提示した退去強制事由第2項(4次退去強制会議時両側は破防法第4条第1項2号の内、軽い5個事由は除き、6個事由は3項と合わせて検討することにし、結局「政治的目的のための騷擾罪」だけ残して非公式に合意したことがある)に関して、日本側は富田入管次長が外国旅行から帰って来て相談した結果、それに反対すると言い、2号該当者は刑期2年以下でも日本に置けないと主張した。これに対して韓国側はもう既に合意したものを今になって全部拒否するのは困難だと言った。
2. 日本側は、日本の国策や政策等に反対するための犯罪、例えば日本首相の殺害、放火等の犯罪者を退去させるために同2項が必要だと主張し、これに対して韓国側は、そのような事項は第3項にも該当できるし、第5項の外交上の犯罪にも含ませられると主張した。
3. これに対して日本側は再び、万一重要日本の首相を暗殺したことが酒に酔った者や精神異常者だったら、これは外交上の重大な問題にはならないのではないかと言ひ、韓国側は酒に酔った人や精神病患者は問題にならず、どこまでも正常な人を根拠にしなければならないと言った。
4. 日本側は退去事由第2項を「日本の国策や政策に反対する者は追放する」と直せばどうかと言ひ、韓国側はこれに反対した。
5. 日本側は政治的目的のための殺人が、外交上の重大利益を害する行為に含まれるか疑問だと言ひ、これに対して韓国側はそのような者は両側が相談して、悪質な者は実質的に追放するのが良いだろうと

言った。

6. 韓国側は、前回の会議で韓国側が私見として、第5項に関しては両側が協議して決定すると言ったのは、両側が実質的に「合意」することを意味すると言い、日本側が強制退去の「執行」にだけ合意すればよいと言ったのに対して、韓国側は「犯罪者認知の余否」と「追放余否」にすべて合意しなければならないと言った。
9. 韓国側は悪質な者を置いて欲しいというのではなく、項目を少なくして具体的に明確に規定しようというものだといい、日本側はそのような見地なら第2項の政治的目的のための騷擾罪は第1項目に合わせて政治的目的のための殺人等は第5項目として処理し、第2項目を削除してしまえそうだといい言った。

P363 韓日政 722-246

1963.5.20.

受信： 外務部長官

題目： 第6次退去強制問題に関する専門家会議会議録送付

1963.5.17. 10:30-12:00 に開催された第6次退去強制問題専門家会合会議録を別添のように作成送付します。

有添： 会議録 2部 終

駐日大使 裴義煥

P364 第6次韓日会談 第2次政治会談予備折衝 退去強制問題第6次専門家会議会議録

1. 開催日時：1963.5.17. 10:30-12:00

2. 場所：霞友会館

3. 出席者： 韓国側：李炯浩 代表、文熙哲 政務課長、宋升鉉 3等書記官
日本側：富田正典 入管次長、池上努 参事官、松本 入管局警備課長、
堂ノ脇光朗 外務省条約局事務官、鶴田剛 外務省事務官

池上： 退去強制事由に関する日本側の提案の第2項目に関して、富田次長が出張中に、5個事項は除外しても良く、6個事由は第3項目と重複するので再考することにして、政治的目的のための騷擾に対してだけ討議しても良いと言ったことがあるが、富田次長はこれに反対する。

富田： 退去強制事由に関する案の第2項、即ち日本破防法第4条第1項2号に定めた犯罪は、日本側としては刑期7年以下でも日本に置けないと考える。

李炯浩代表： 富田次長が出張中に行ったこの会議で日本側が提出した退去強制事由の内、第2項に関して一つ一つ検討した結果、日本破防法第4条第1項の第2号の内、軽い5個事由は除外することと、6個事由は第3項と重複するので第3項で検討することにするのと、政治的目的のための騷擾に該当する事由だけを第2項で検討するが、その政治的目的の意味が明白でないので、これを再考しようと言ったのに、今になってこれを全部拒否するようになれば困難だ。日本側の退去強制事由第2項を全部そのまま置けば強制退去される事由が余りに多く困難だ。

富田： 日本の国策や政策等に反対するための犯罪で、例えば日本の首相を殺害しようとした殺人、放火等の犯罪を犯した者は追放しなければならないのではないかと。

李炯浩代表： それはそのような事項は第3項目にも該当できるし、日本の首相を殺害しようとした者なら第5項にある日本国の外交上重大な利益を害する者に(その条項はもっと具体的に表現して)該当させれば良いだろう。

松本： そうなるか。

李炯浩代表： ならないものが何があるか。万一、例えば在日僑胞が日本の首相を暗殺したなら、それが両国の外交関係にもうこれ以上ない重大な害を及ぼすことになるのではないかと。だからそのような犯罪は外

交上云々に当然に含まなければならないだろう。

富田：万一日本の首相を暗殺したのが酔っぱらいや精神異常者だったら、これは政治的目的で云々できないし、また外交上重大なものにはならないのではないか。

李炯浩代表：私が言っているのは存在の可能性の希薄なそういう例外的なことを言うのではない。刑法上でも酒に酔った人や精神病者の刑事責任は軽い。精神病者は精神病院に入れれば済むだろう。どこまでも正常な人を根拠にして、その人が日本の首相を暗殺したなら、それはどう考えても韓日両国間の外交上重大な害を及ぼす罪を犯すことになると思う。

松本：それだけで暗殺それ自体だけを外交上の侵害犯と断定できるのかどうか・・・

富田：色々議論して行けば結論は李代表が言うようになるのだろうが・・・

池上：日本の国策や政策に反対する者は追放するとしたらどうか。

李炯浩代表：しかしそれは日本に政府を打倒し共産主義政府を樹立するための犯罪だったら、退去強制事由案第1項に該当すれば第1項として処理するのだが、そうでなければ漠然と日本の国策や政策に反対する者は追放するという規定は困難だ。

池上：前は日本破防法にある政治的目的云々が曖昧だと言っていたので、そのようにしたらどうかと思う。外国人が残留している国の政府を非難誹謗するならば、そのこと自体が退去強制事由になるのだから・・・

李炯浩代表：以前には退去強制事由第2項の内、政治的目地的ための騒擾だけ残してその政治的目地的という用語を明白にしようという提案をしたものだ。なのに第2項目を全部残して置いてそんな提案をしたら、話の全体が変わってしまうので困難だ。

富田：政治的目的に随行した殺人等は、騒擾よりも罪が重くなるのではないか。

李炯浩代表：前提となっている政治的目地的ための騒擾を除く、残りの事由で追放させるのなら困難だ。

松本：退去強制事由の第2項は実質的にはそのまま置いておくのが良いというのが日本側の意見だ。

富田：政治的目地的ための殺人が、外交上重大利益を害するというのに含まれるのか。

李炯浩代表：政治的目的で日本の首相を殺害しようとした等の犯罪を犯した者は、両側が相談して悪質な者は実質的に追放するのが良いが、しかし協定文だけは具体的に体裁良くするのがよい。

池上：協議してすれば上手く行くのか。

李炯浩代表：上手く行くだろう。以前に話したのは、第5項に関して両側が協議して決定するのがよいと私見を述べたが、協定で協議するとしたら両側が実質的に協議しなければならない。

富田：外交上重大な利益を害した犯罪なのかの余否と、追放余否をすべて協議するのか。

李炯浩代表：そうだ。

池上：相互検討してみることにしよう。

富田：検討の重点は、外交上重大な利益を害した者の認定問題だが、これは日本に主権がある限り、日本が認定しなければならないと思う。

李炯浩代表：それも一種の杞憂である。主権があるのだから相互協議しようというのではないか。

松本：協議しなければ追放できないのか。

李炯浩代表：そうだ。われわれもどんな犯罪者が当然追放させられるべきか、追放しなくても良いか位は皆知っているので安心して良いだろう。とにかくこの問題は**とても重要**な問題なので、もっと相互間で検討しなければならないと思う。

松本：強制退去の執行を合意するとすればできそうなのに・・・

富田：基本的な考えは皆同じだと思うが・・・

李炯浩代表：悪質な者を置いてくれというのではない。項目を少なくして具体的に明確に規定しようというのだ。

池上：往来妨害のようなものは入らないのではないか。

李炯浩代表：そういう小さい問題に縛られないで、もっと大局的な面から考慮しなければならないと思う。

池上：もしも李代表のような見地から検討するなら日本側の退去強制事由第2項の内、政治的目地的ための

騒擾罪は第1項目に合わせて政治的目的のための殺人等は第5項目として処理し、第2項目を削除してしまうこともできそうだ。

李炯浩代表： そうなればいい。

富田： とにかくこの問題はこの次の会合の時に再検討しよう。

李炯浩代表： 次の会合は何時するのか。

富田： 5月28日10:00 かどうか。

李炯浩代表： よい。

P369 4-7 第七次、1963.5.28

P370

大韓民国外務部

着信電報

番号： JW-05396

日時： 63年5月28日15:27

受信人： 外務部長官 貴下

第7次退去強制専門家会議報告

63.5.28. 10:30-11:50 に開催された第7次退去強制専門家会議の内容を下のように報告します。

1. 日本側：退去強制事由第2項目の中で、政治的目的のための騒擾は第1項目に含ませて、残りの事由を抜く問題において、日本側は原則的に同意する態度を表示し、内部で良く相談して整理するようになると言い、そうする代わりに第3項目はそのまま置くことで意見が一致した。
2. 第5項に関して、わが側は韓日両国間の友好関係に悪影響を満たす者と両側が合意したら追放しようとして主張したのに対して、日本側は日本の外交上重大な害を及ぼした者を追放するとしなければならないと強硬な主張を繰り返したので、この問題に関しては今後もっと協議してみることにした。

次の会合の予定日時は6月11日10:30である。(駐日政)

駐日大使

P371 韓日政 722-281

1963.6.3.

受信： 外務部長官

題目： 第7次退去強制問題に関する専門家会議会議録送付

1963.5.28. 10:30-11:50 に開催された第7次退去強制問題専門家会合会議録を別添のように作成送付します。

有添： 会議録2部 終

駐日大使 裴義煥

P372 第6次韓日会談 第2次政治会談予備折衝 退去強制問題第7次専門家会議会議録

1. 開催日時：1963.5.28. 10:30-11:50

3. 場所：霞友会館

3. 出席者： 韓国側：李炯浩 代表、辺焄 第2領事課長、宋升鉉 3等書記官

日本側：池上努 参事官、松本 入管局警備課長、鶴田剛 外務省事務官

李炯浩代表：日本側の退去強制事由の内、第2項目の政治的目的のための騒擾は第1項目に含ませて、残りの事由は第3項目に含まれるものは含ませて整理するのがよい。

松本：そのように整理するのが良いと思う。

李炯浩代表：前に富田次長は不賛成だったが・・・

松本：われわれがよく説得する。しかし退去強制事由の内で第2項目の政治的目的のための騒擾は第1項目に含ませて、残りの事由は抜く代わりに第3項はそのまま置く方向で整理するのがよい。

李炯浩代表：よい。

池上：退去強制事由の内の第2項目から騒擾だけ残して第3項をそのまま置くとしても、第1項目や第3項目に該当する犯罪事件は事実上では別に起きないものなので憂慮することはないと思う。

李炯浩代表：日本の共産党と組んで第1項目に該当する犯罪を起こす分子がいるかも知れない。

池上：残った問題は第4項目(麻薬)と第5項目で、これだけ討議すればよい。

李炯浩代表：第5項目は具体的に、例えば日本の外交上重大な利益を害する行為を犯し、韓日両国間の友好関係を害する者は合意して退去させることに決定するとしたらよいと思う。

池上：協定本文にそう表示するのか。

李炯浩代表：そうだ。

鶴田：第5項の日本国の外交上の重大な利益を害する行為云々は、日本と韓国両国関係を害するケースだけでなく、第3国との関係に影響を及ぼす場合もあるだろうから、韓国両国間の友好関係を害する云々すれば困難でないかと思う。

李炯浩代表：そうではない。万一、例えばインドネシアの首相が日本を訪問した時、韓国人がこれを暗殺したとすれば、これは日本とインドネシアとの外交上の利益を害するだけでなく、日本と韓国との友好関係に影響を及ぼすのが明確ではないか。

池上：結局、結論的にはそうなるが・・・

松本：議事録のようなものに事件の相手国が第3国だとしても日韓両国の友好関係を害する者は退去させると入れればよい。

鶴田：日本の認定下で退去させるのだから、そのように具体的に規定しなくても良いようだ。

李炯浩代表：日本外務省の見解としてはそのように考えるかも知れないが、事実上このような事件の例があるとは思わない。だから協定文には両国の友好関係、または外交関係に影響を及ぼした者は協議、退去させると入れれば良いだろう。

池上：原則的に外国に在留する者が在留国の国策や政策に反対するなら、在留国としてはそのまま置くことができないのである。

松本：一番困難なのは駐日第3国の大使館等を襲撃したとか等の場合である。

李炯浩代表：そんな犯罪は結局は韓日両国間の友好を害するものなので、私が言った通りに規定しても良いではないか。

鶴田：必ずそのように規定しなければならないのか。

李炯浩代表：そうだ。日本側で憂慮する第3国との関係事件は、結局韓日両国間の友好関係を害するものになるではないか。

池上：第3国がなぜ日本はそんな者の在留を認めるのかと抗議して来るケースもあるのではないか。

李炯浩代表：他国の大使館を襲撃したとかした者の追放は当然なことだ。第5項は私が言う通りに韓日両国間の友好関係を害する者は合意して退去させるとすれば十分なものと思う。

鶴田：両国関係を害した者の類例余否解釈は困難があるのではないか。

李炯浩代表：それなら両国外交関係に悪影響を及ぼした者としたらどうか。この問題は互いに協議すれば可能なものと思うが・・・

池上：われわれもそういう線をよく研究してみる。

李炯浩代表：両国の見解に距離があるとは思わない。退去強制と密接な関係がある永住権の範囲に関しても、日本側は明確な答弁を躊躇しているようだが、これは時間的にもそれに対する要素を考慮に入れてそうするのではないか。

松本：そうではない。法的地位問題は見解に差異があるというより、表現に問題があって相互表現○○を討議し

ているのだ。

日本側としては退去強制事由問題において事由発生の時間問題があって、これも考慮されなければならない問題だ。

李炯浩代表：その問題も考慮しなければならないだろうが、遡及○を認めることはできない。例えば韓日協定が今年9月1日に発布した場合、凶悪犯で7年以上の刑期を終え今年の8月末に出監する者は含ませることはできないが、10月5日出監する者がいる場合、この者に対して第3項を適用して追放するか余否の問題はよく考えてみる。

池上：国籍証明書はどうしたらよいのか。

松本：代表部で国籍証明をしてくれたら良い。

李炯浩代表：国籍証明は必要ない。韓日協定成立後、その協定に依拠して永住権を申請しに来る者は、自分が韓国人であると自認する者なのに、何の国籍証明が必要なのか。ただ申請しに来た者の国籍に疑問がある時には、代表部でその調査に協調する。

松本：戦後米穀通帳発給関係で日本人が韓国人だと言って通帳を貰ったとか、直接○○○○○○○○○考えてみるが、また二重国籍もいるのでとても困難だ。

李炯浩代表：しかし日本にいる二重国籍者は日本人だから、日本側で処理しなければならない問題だ。

池上：日本にいる外国人は誰でも旅券を所持しているが、韓国人だけは何も持っていない。何時どこで出生したのかも良く判らず名前も不明確で、ただ記憶だけ持っているので永住権を申請時に戸籍謄本を添付させたらどうか。

辺煮課長：一律的にそうするなら困難だ。戦争中に日本が徴用等であれ程多い数字の人員を連れて来たのだから、困難な事情を日本は十分に考慮しなければならないと思う。

池上：一般問題として韓国人に旅券を発行してくれたらどうか。

李炯浩代表：それは必要ない。協定後本人たちが永住権を申請すればよいのだ。そしてその申請者の国籍がはっきりしない場合には、わが側で調査して協調すればよいと思う。

池上：麻薬問題はどうか。

李炯浩代表：麻薬問題は本国の回答が来てから回答する。

池上：次の会合は6月11日10:30でどうか。

李炯浩代表：よい。

P377 4-8 第八次、1963.6.11

P378 大韓民国外務部

着信電報

番号：JW-06115

日時：63年6月11日14:26

受信人：外務部長官 貴下

第8次退去強制専門家会合報告

63.6.11. 10:30-11:45 に開催された第8次退去強制専門家会合の会議内容を下のように報告します。

今日の会合では。

1. 今まで討議して来た退去強制事由全般にわたって相互討議して来た合意点と未合意点を検討確認し、
2. 今後討議して行く事項と討議方向に関して話した。ところで討議して行くことにした事項は、
 - 1) 日本側提案退去強制事由の内第1項目において、日本国の日本破防法第4条第1項1号に規定された犯罪に因って有罪判決を受けた者(日本側主張)にするのか、或いは2年以上の刑を受けた者(韓国側主張)にするのかの問題。

- 2) 2 項目においては騒擾だけ残して、残りは除外することで確認。
 - 3) 第 3 項目はそのまま規定(確認)。
 - 4) 第 4 項目においては麻薬犯で 2-3 年の刑を受けた者を退去強制該当者とする代わりに、麻薬犯で前科 3 犯(禁錮以上 3 回)以上の者を含ませる問題。
 - 5) 第 5 項目においては、日本外交上の重大な利益を害したという者に対する相互協議の問題において、その利益を害したという事由に対する認定問題(日本が認定するのか、相互協議して認定するのか)と、認定された者に対する退去自体協議(相互)協議問題。
 - 6) 第 3 項目と第 4 項目に対しては、人道運用を保障するということを確認。
3. 経過措置に関する問題の討議。
 4. 次の会合は 6 月 26 日水曜日 10:30 である。 終 (駐日政)
駐日大使

P380 第 6 次韓日会談 予備折衝 法的地位関係会合
6/予法(退)8/1-5 1963.6.11.

退去強制第 8 次専門家会合

1. 李炯浩代表が今まで討議して来た退去強制事由全般にわたって、合意点と未合意点を検討確認しようと提議して、日本側がこれに応じた。
2. (第 1 項目) 日本側は破防法第 4 条第 1 項第 1 号に規定された暴力主義的破壊活動をして、禁錮以上の刑に処せられた者(ただし、執行猶予の言い渡しを受けた者は除外)を退去強制するとし、わが側はその中で 2 年以上の刑を受けた者を対象にするとして、量刑問題が未合意になっているが、韓国側は付和随行した者が退去強制されることを憂慮して 2 年以上の刑期を規定したものだと言った。これに対して日本側はそれなら「禁錮以上の刑を受けた者は退去強制するとし、合意議事録に付和随行した者はこの限りにあらず」と規定しようと提議し、わが側がこれに同意した。
3. (第 2 項目) 騒擾だけを残して第 1 項目に含ませ、残りは全部除くことで確認した。
4. (第 3 項目) 7 年を超過する懲役または禁錮に処せられた者(ただし、執行猶予の言い渡しを受けた者は除外)という点を確認した。
5. (第 4 項目) 日本側は営利の目的、または常習で麻薬類取扱いに関する日本国の法令に違反し刑に処せられた者と主張したのに対して、韓国側は 2-3 年の刑を受けた者を退去強制該当者と主張したところ、日本側は韓国側の案が良いという代わりに、前科 3 犯(禁錮以上 3 回)以上の者を含ませようと提議したので、本件は請訓に対する回答があった後再び討議することにして、「執行猶予を受けた者は除外する」という点を確認した。
6. (第 5 項目) 日本国の重大な外交上の利益を害したと認める者に対する退去強制問題に関して、韓国側は事由の認定と退去決定に関して相互協議しようと主張したのに対して、日本側は認定は日本側がするが、退去決定だけを韓国側と協議しようと主張した。
7. (経過措置問題) 協定発効以後に刑期を終えて出て来る者の取扱い問題に関して、日本側は永住権付与問題で取扱うことを主張したが、韓国側は永住権該当者に対しては当然永住権を付与しなければならぬので、強制退去問題で取扱わなければならないと主張した。

P382 韓日政 722-318

1963.6.17.

受信： 外務部長官

題目：退去強制第 8 次専門家会議会議録送付

1963.6.11. 10:30-11:45 に開催された第 8 次退去強制専門家会合会議録を別添のように作成送付

します。
有添：会議録 2 部

駐日大使 裴義煥

P383 第 6 次韓日会談 第 2 次政治会談予備折衝 退去強制問題第 8 次専門家会議会議録

1.開催日時： 1963.6.11. 10:30-11:46

2.場所：日本外務省 「杉」主席代表室

3.出席者：韓国側 李垆浩 代表、辺焄 第二領事課長、宋升鉉 三等書記官

日本側 池上努 参事官、松本 入管局警備課長、鶴田剛 外務省事務官

李垆浩代表：現在まで討議して来た退去強制事由全般にわたって、これを整理する意味から合意点と未合意点を検討確認したらよい。

池上：よい。

李垆浩代表：それでは日本側の退去強制事由第 1 項目から検討してみようと思うが、日本側は破防法第 4 条第 1 項第 1 号で規定した暴力主義的破壊活動をして、禁錮以上の刑に処せられた者(ただし、執行猶予の言い渡しを受けた者は除外)を退去強制するとし、わが側は其中で 2 年以上の刑を受けた者を対象にしようとして、量刑の問題だけがまだ合意できないでいる。しかしこれはそのような犯罪者の内、付和随行して 3 年以下の刑を受けた者がいるので、わが側としては 2 年以上の刑期者としたのであり、軽い付和随行した者が退去強制されるなら困難なのでそのようにしたものだ。

松本：李代表が言わんとするところはよくわかった。それなら禁錮以上の刑を受けた者を退去強制するとしても、合意議事録に付和随行した者はこの限りにあらずと規定したらどうだろう。

李垆浩代表：よい。それなら結論的に付和随行した者だけは退去強制から除くことで合意したものと知っておく。

松本：そういう方向で討議することにしよう。

李垆浩代表：第 2 項目は騒擾だけを残して第 1 項目に含ませ残りは全部除くことにしたが、そのまま確認してもよい。

池上：よい。

李垆浩代表：第 3 項目は 7 年を超過する懲役または禁錮に処せられた者(ただし、執行猶予の言い渡しを受けた者は除外)にすることにしたので、これも確認してもよい。

池上：よい。

李垆浩代表：第 4 項目においては従来日本側が主張する営利の目的、または常習で麻薬類取扱いに関する日本国の法令に違反し刑に処せられた者と主張したのに対して、韓国側は 2-3 年の刑を受けた者を退去強制該当者にしようと言ったところ、日本側はそれを良いという代わりに麻薬犯で前科 3 犯(禁錮以上 3 回)以上の者を含ませようと言って、現在本国に請訓中にあるが、これに対する回答が来たら再び討議することにする。そして韓国側が第 4 項目に関しても、執行猶予を受けた者は除外しようと言い、日本側がこれに同意したことも再確認しよう。

池上：早く回答が来て討議されることを望む。そして執行猶予を除外するには再確認する。

李垆浩代表：第 5 項目は日本国の外交上の重大な利益を害したと認める者に対する問題だが、日本側はその事由の認定と退去の決定を日本側がすると主張し、韓国側は相互協議してしようと言って来た。

鶴田：認定するということは、日本の主権問題なので、どこまでも日本がしなければならないと考える。

松本：認定は日本がするとしても、事前に韓国側に対して認定したという通知をして、韓国側で検討して、退去の決定に対してだけ拒否できるように回答するのはどうか。

李垆浩代表：そういう点もこれから検討してみることにしよう。そして第 3 項目と第 4 項目の取扱いに関しては、運用上人道的な配慮をするという所で合意したと思う。しかしまだ残った問題で経過的措置問題がある。即ち退

去強制事由該当者として、

(1) 協定発効以前に刑期を終えた者は協定の訴求効を認めないのは当然だが、協定発効以後に刑期を終えて出て来た者をどう取扱うのか。

(2) 協定発効後に受刑した者から該当させるかなどの問題だ。

池上：永住権者が例えば、10年の刑期を終えて協定発効後に出監した場合、日本ではこの者に永住権を与えるのか、さもなければ退去強制させるかの問題もある。

李炯浩代表：そういう場合は永住権付与の範囲問題ではなく退去強制事由問題なので、退去させるか、させないかの問題があるだけで、永住権は一旦与えなければならない。

池上：私の考えでは、永住権付与の問題として取扱うのが妥当だと考える。

松本：私の考えはそうではない。これは退去強制に訴求効を認めるものではない。現在も事由該当者に対して退去強制はできるのだが、その執行だけ保留しているのが現実だから、

李炯浩代表：だからこの問題も、退去強制専門家会議で討議して決定しようというのだ。

池上：しかし、その問題は法的地位会議永住権問題で討議するのが良いと思う。

李炯浩代表：私としては永住権付与資格のある者に対しては、申請すれば永住権を与え、退去強制事由に該当する者がいれば追放するが、しかしそれが永住権を付与するのに前提や理由にはなれないという立場は明確にしておく。

松本：先に言ったように、日本では現在も退去強制事由に該当すれば追放できるのだが、協定が成立した時これを執行するので、協定が成立したからと訴求するのでは決していない。

李炯浩代表：協定後の出監者問題は別に関係ないと思う。

(1) 協定前には追放できない。(1967年の両国合意議事録によって)

(2) 協定後には退去強制事由によって追放できる。

(3) 永住権該当者は永住権を申請すれば、永住権を一旦付与されるというのが私の主張だ。

松本：だからこういう問題に関して相互協議しようというのだから、これから議論してみよう。

李炯浩代表：議論する必要もないと思う。

松本：この問題は韓国人だけの問題ではなく、他国の人との関係もあり、韓国人にだけ特別有利にはできないのだ。

李炯浩代表：それは日本が40年間も韓国を統治したのだから、その人たちが日本に来るようになったのも、日本の必要によって連れて来たのだから、特別な取扱いを—しなければならないのではないか。このような問題の原因は、日本が韓国を支配することになった所にあるのだから、日本側が譲歩しなければならないのではないか。

松本：しかし、この問題は事実上では、単純ではないと思う。

李炯浩代表：日本にいる韓国人と他国の人とは問題が全然違うのだから、特別な取扱いを受けるのに何の異論もないと思う。両側の見解が異なるのだから、これから前で達した永住権付与問題、退去強制事由問題とは別途に分離して、経過的措置問題も討議して行くことにしよう。

池上：よい。

李炯浩代表：次の会合は何時がよいのか。

池上：6月26日(水)がよい。

李炯浩代表：よい。

P389 4-9 第9次、1963.6.26.

P390 大韓民国外務部
着信電報

番号 : JW-06284
日時 : 63年6月26日 13:33

受信人 : 外務部長官 貴下

退去強制専門家会合報告

63.6.26. 10:30-11:45 まで開催された第9次退去強制専門家会議内容を下のよう報告します。

今日の会合では。

1. 日本側退去強制事由の内、第4項目に関して前科3犯以上の麻薬犯(韓国人)の数字を質問したのに対して、日本側は入管で取扱った件数だけで62.1月から62.11月末まで総108件の内、3犯が16件、4犯が1件と答弁し、
2. 経過的措施問題に関して、わが側が本協定成立以後の退去強制事由該当者から退去強制できると規定することを主張したのに対して、日本側は韓国人で現在も退去強制該当者がいるが、1957年の韓日覚書に依拠して収容を自制しているので、協定が成立したら退去強制できるものと主張した。
3. 第1項目の内乱、外患、政治的騷擾罪に該当する犯罪者の退去強制該当刑期に関して、わが側が2年-3年以上の受刑者を該当者に規定することを主張したのに対して、日本側はその間付和随行した者だけは除外できるという意見を発言したことがあったが、今日は刑期間が1年程度の受刑者に対しては退去強制対象から除外することもできるだろうと言った。次の会合は7月3日に決定した。(駐日政) 駐日大使

P391 第6次韓日会談 予備交渉 法的地位関係会合
6/予/法専 9/1-5 1963.6.26.

第9次退去強制専門家会議

1.(麻薬犯)

韓国側は営利の目的で、または常習で麻薬類に関する日本法令に違反し、2年ないし3年以上の実刑を受けた者を対象にしようとして主張し、日本側は前科3犯以上を追加すれば韓国側の要求に応じるとして、これと関連して韓国側は前科3犯以上の統計数字を日本側に質問した。これに対して日本側は1962年1月から11月末まで韓国人麻薬犯は108名で、その内3犯が16件、4犯が1件と答えた。

2.(内乱、外患、政治的目的のための騷擾)

韓国側が2年以上の受刑者を退去強制該当者にしようとして主張し、日本側はこれに同意しない代わりに付和随行した者だけを除外すると主張しているが、韓国側が繰り返し2年以上の受刑者にすることを主張した。これに対して日本側は1年以上程度ならわからないが、2年は少し困難だと言った。

3.(経過的措施問題)

韓国側は遡及号は認めないと言い、協定が成立すれば永住権を得る資格のある者には申請したら永住権を与え、強制(退去)事由該当者は退去させればよいだろうと主張したのに対して、日本側が協定が成立したら現在保留中の該当者を退去させなければならないと主張した。

4.(規定問題)

日本側が退去強制事由は協定本文に入れなければならないか聞いたので、韓国側は協定に明白に表示しなければならないと言った。

5.(外交上の重大利益を害した者)

8. 日本側が重大な害を及ぼしたかの事実余否は日本が認定し、1 ヶ月程度の予告期間を置いて韓国側に通告し、韓国側が同意すれば退去させるさようにしようとする主張したのに対して、韓国側は互いに協議して事実の認定をしなければならないと主張した。

P393 韓日政 722-336

1963.6.31.

受信： 外務部長官

題目：退去強制第9次専門家会議会議録送付

1963.6.26. 10:30-11:45 に開催された第9次退去強制専門家会議会議録を別添のように作成送付します。

有添：会議録2部

駐日大使 裴義煥

P394. 第6次韓日会談 第2次政治会談予備折衝

退去強制問題第9次専門家会議 会議録

1.開催日時： 1963.6.26. 10:30-11:45

2.場所：日本外務省 「杉」主席代表室

3.出席者：韓国側 李炯浩 代表、朴相斗 二等書記官、宋升鉉 三等書記官

日本側 池上努 参事官、松本 入管局警備課長、鶴田剛 外務省事務官、
堂ノ脇光朗 外務省条約局事務官

4. 討議内容：

李炯浩代表：日本側の退去強制事由の内、第4項目麻薬犯に関して、韓国側が営利の目的で、または常習で麻薬類に関する日本法令に違反し、2年ないし3年以上の実刑を受けた者だけを対象にしようとしたのに対して、日本側は前科3犯以上を追加したら韓国側の要求に応じるとしているが、前科3犯以上の統計数字はどれ位になるのか。

池上：1962年1月から同年11月末までの入管で調査した韓国人麻薬犯は(正確な数字ではないが)108件だが、その内前科3犯が16件、4犯が1件だった。

李炯浩代表：麻薬犯に関して、韓国側の主張と日本側の主張に関する決定問題に関しては、本国に請願中であるがまだ回答がない。7月初旬に私が本国に行くことになれば説明するのに必要なのだが、統計資料を貰えないか。

池上：あげる。

李炯浩代表：第1項目の内乱、外患、政治的目的のための騷擾において、韓国側が2年以上の受刑者を退去強制該当者にしようとする主張したが、日本側は同意しない代わりに付和随行した者だけは除外するとした。この問題は韓国側としては、やはり2年以上の受刑者を退去強制対象者にしたらよい。

池上：これは1年程度なら分からなくても、2年は少し困難だ

李炯浩代表：それなら1年以上の受刑者を退去強制該当にするという日本側の主張と、2年以上を対象者にするという韓国側の主張を本国と相談してみる。

池上：わが側もその問題に関して相談してみる。

松本：それならもう退去強制事由問題において残ったのは経過的措置問題だが、われわれとしては終戦後退去強制該当者で本協定が成立する時まで、1957年の覚書によって退去の執行をしないでいる者に対しては、本協定さえ成立したら執行しようと考えているが、現在日本側では講和条約発効後の退去強制事由該当者だけに退去強制事由を適用させようという言葉も出ている。

李炯浩代表：原則的に言えば遡及号は認めてはならないものなので、協定が成立したら永住権を得る資格がある者には申請したら永住権を与え、退去強制事由該当者は退去させればよいのではないか。

松本：これは遡及するのではない。現在まで退去強制該当者がいたのに、1957年の両国覚書によって退去だけ保留していたのである。覚書内容には(1).韓日両国間で引受け問題を交渉し、(2).收容を自制す

るとなっている。

李炯浩代表：しかし今まで退去させないでいた者の内、協定が成立したからと退去させるとしたら少し困難ではないか。

松本：原則的に問題になるのは、今から出監する者の問題だ。現在まで日本には麻薬犯で退去強制事由に該当する中国人は収容している。われわれが協定が成立したら退去強制を適用させるのは議論としては原則的な問題でそういう線を出すのだが、事実は韓国人に対しては特別在留許可を上げているので、特在を上げている人を退去させはしないではないか。

李炯浩代表：だからまったく初めから適用させると表示する必要がないではないか。

松本：経過的措置問題として現在収監中の者に対する問題がある。

朴相斗書記官：現在収監中の者の数字はどれ位になるのか。

松本：よくわからない。

李炯浩代表：永住権資格者が協定上の退去強制事由に該当するとしても、過去の罪科によって退去強制させないのではないか。

松本：そうだ。退去強制事由に該当する者でも特別在留許可を受けた者は退去強制させはしない。しかし理論的には永住権を上げないということになるだろう。

李炯浩代表：それでは困難だ。永住権を原則的に上げるが、協定以後に退去強制事由に該当する行為を犯した者に限って退去させるのが正当だ。永住権資格者が退去強制事由に該当するからと、永住権を上げないというのは困難なことと思う。

松本：日本側としてはそういう問題に関して、まだ深く話したことがないので、現在では確実に答弁することができない。

李炯浩代表：私も帰国したら相談してみようと思う。しかし私の考えでは現在までの退去強制該当者は許して、以後から退去強制事由に該当する者を追放すると切って明確にして置くのが良くはないか。結局突き詰めてみれば13年間も会談が続いている間に、このような問題が生じてしまったのだが、過去に良くなかった者でも、その後立派な人になれば追放する必要がないではないか。退去強制は在日韓人にたいする報復ではなく、善良に暮らして行くようにさせるのに目的があると思う。

池上：事実を言えば、麻薬問題等で罪を犯した韓国人は退去強制事由に該当しても追放しないで特在を与えているが、われわれは両国覚書に依拠、彼らを協定成立以後に送還したいのである。中国人は事実上で収容している。次に、退去強制事由は協定本文に入れなければならないのか。

李炯浩代表：退去強制事由は協定本文に明白に表示し、どのような事由によって退去強制されるということを在日韓人に知らせなければならない。

池上：第5項目の日本の外交関係に重大な害を及ぼした者の問題だが、これは認定する問題が合意できないでいる。重大な害を及ぼしたかの事実余否は日本が認定し、1ヵ月位の予告期間を置いて韓国側に通告し、韓国側が同意すれば退去させると決めたらどうか。

李炯浩代表：認定するという問題の限界が不明で、われわれとしては同意するのが困難だ。

池上：会議議事録で規定したら良いだろう。

李炯浩代表：規定するなら具体的に規定しなければならないと思う。

池上：本当に難しい問題だ。

李炯浩代表：重大な外交上の害を及ぼしたという事実の認定が明確でないので、互いに協議してその認定をしようというのではないのか。

池上：日本側としては運用を上手くするように合意議事録で規定しようとしている。

李炯浩代表：それでは今日はこれで終え、次の会合は何時がよいのか。

池上：李代表の一時帰国問題があるので、7月3日10:00でどうかと思う。

李炯浩代表：よい。

P399

4-10 第10次、1963.11.15

P400

大韓民国外務部

着信電報

番号 : JW-11201

日時 : 63年11月15日 15:32

受信人 : 外務部長官 貴下

第10次退去強制専門家会談報告

63.11.15. 10:30-11:50 まで開催された第10次退去強制専門家会議内容を下のように報告します。

1. 4ヵ月余りにわたって開催される専門家会議がなかった関係で、退去強制に対する過般の会談での合意点、及び未合意点に対する両側主張を確認すると同時に、互いにその主張の正当性を説明した。
2. 退去強制事由の内、第1項目の内乱、外患、政治的騷擾に該当する犯罪者の退去強制該当刑期に関して、わが側主張2年以上に対して日本側は、付和随行者を除外した禁錮以上の刑を受けた者とするか、または付和随行者を含む1年以上の刑を受けた者とすることを主張した。
3. 退去強制事由の内、麻薬犯に対しても日本側は従来主張した意見を確認しこれを説明したが、常習で犯行をした者という用語が刑罰法規からなくなったので、結局(イ)営利の目的で2年以上の刑を受けた者と、(ロ)禁錮以上の刑を3回以上を受けた者を退去強制事由にしようと主張した。
4. 経過的措置問題に関してはわが側が1957年の覚書によって釈放された者と、本協定成立時までに法を犯した者の内、本協定上の強制事由に該当する者は強制退去させるが、その内特別に留許可を得た者は除外とするので、結局現在収容中の者で協定上の強制退去事由該当者は退去させなければならないという意見になる。したがってわが側はそのような要求に応じられないが、参考にそのような該当者の数を調査してくれるように要求した。
5. 次の退去強制専門家会談を11月19日火曜日午前に、法的地位関係会議は11月29日金曜日午前に開催することにした。

駐日大使

P401

第6次韓日会談 予備交渉 法的地位関係会合
6/予/法専 10/1-2 1963.11.15.

退去強制第10次会合

1. 今までの討議での合意点、未合意点に対して互いに確認することにした。
2. (内乱、外患、政治的目的のための騷擾)
日本側は破防法第4条第1項に規定された内乱と外患に関する罪と、第2項に規定された騷擾罪を犯し実刑を受けた者の内、付和随行者を除外した禁錮以上の受刑者、または付和随行者を含んだ1年以上の受刑者を主張した。
韓国側は刑期に関して2年以上の言い渡しを受けた者を主張した。
執行猶予の言い渡しを受けた者を除外することには両側が合意した。
3. (凶悪犯)
日本側が提示した第2項目(破防法第4条第2項該当者)は削除することにして、凶悪犯に対して日本側は7年を超過する刑の言い渡しを受けた者を主張し、韓国側は10年以上の実刑の言い渡しを受けた者を主張した。
4. (麻薬犯)
日本側は刑罰法規で麻薬犯に対して常習という用語がなくなったので、「営利の目的で(「または常習

で」が削除される)麻薬類取締りに関する法令に違反した**2年以上の受刑者**と「禁錮以上の刑を**3回以上受けた者**」と主張した。

韓国側は「営利の目的で**2年以上の刑を受けた者**」に対して、**3年以上**と主張し「禁錮以上の刑を**3回以上受けた者**」というのは、協定発効以後犯した行為に因る**3犯以上**の場合を言うものと考えたと言った。

日本側はこれに対して対中国人関係上、協定発効以前のものを加算しなければならないと主張したが、韓国側はこの問題に関して本国に請訓すると言った。

5. (外交上の重大な利益を害する行為)

日本側はその事実の認定は日本側がするが、強制退去実施に関して韓国側が拒否できると主張した。

韓国側は事実の認定と退去の決定に、両側が協議しなければならないと主張した。

6. (経過的措置問題)

日本側は**1957年**の覚書によって釈放された者と、協定発効時まで法を犯した者の退去を原則とするが、特別在留許可を受けた者を除外すると主張した。

韓国側は遡及号を認められないので、このような日本側の主張には応じられないと言った。

P404 韓日政 722-654

1963.11.18.

受信： 外務部長官

題目：第**10次退去強制専門家会議**会議録

1963.11.15. 10:30-11:50に開催された第**10次退去強制専門家会議**会議録を別添のように作成送付します。

有添：会議録**2部**

駐日大使 裴義煥

P405 第**6次韓日会談 第2次政治会談予備折衝**
退去強制関係第**10次専門家会議** 会議録

1.開催日時： 1963.11.15. 10:30-11:50

2.場所：霞友会館

3.出席者：韓国側 李垆浩 代表、安世勳 3等書記官

日本側 富田正典 入管次長、池上努 参事官、松本 入管局警備課長、
鶴田剛 外務省事務官

李垆浩代表：その間**4ヵ月余**にわたって会談をできなかった。今日は過般の会談での合意点、及び未合意点に対して両側が互いに話すことでこれを確認することにしよう。

富田：よい。

池上：第一に退去強制事由第**1項目**に対して日本側は、日本国の破壊防止法第**4条第1項**に規定された内乱と外患に関する罪と、第**2項**に規定された騒擾罪を犯し実刑を受けた者の内、付和随行した者を除外した禁錮以上の受刑者、または付和随行した者を含む**1年以上**の受刑者を主張して来たし、韓国側は該当刑期**2年以上**を主張して来た。

李垆浩代表：刑期の差異を除いては両側の主張が大体で合意したことを認める。そして第**1項目**にかんして、執行猶予の言い渡しを受けた者を除くことにしたと思っている。

池上：執行猶予の言い渡しを受けた者を除外するという点に同意することは再確認する。この問題に関する両側の差異点の討議は、次に議論するようにしよう。

李垆浩代表：それならその程度に確認しよう。

池上：第二に退去強制事由第**2項目**は削除することにしたり、第**3項目**に対して日本側は凶悪な犯罪で**7年**を超過する刑(懲役または禁錮)の言い渡しを受けた者を退去強制しなければならないと主張し、

韓国側はこれに同意した。

李炯浩代表 :この点に関しては、「7 年を超過する刑の言い渡しを受けた者」という用語と、「10 年以上の刑の言い渡しを受けた者」という用語に実質的差異がないだろう。だから 10 年以上の刑の言い渡しを受けた者にしなければならないと考える。

池上 : 第三に退去強制事由の内、麻薬犯に対して日本側は従前に営利の目的、または常習で麻薬類取締りに関する日本国法令の規定に違反して刑の言い渡しを受けた者を退去強制しようと言ひ、韓国側はその内 3 年以上の刑の言い渡しを受けた者にするのが良いとしたので、日本側はそのような犯罪に因る前科 3 犯(禁錮以上の刑の前科 3 犯)を追加すれば韓国側の修正案に同意するとした、ところが現在日本は刑罰法規で麻薬犯に対して常習という用語がなくなった。だから日本側の主張は結局

イ) 営利の目的で 2 年以上の受刑者と

ロ) 禁錮以上の刑を 3 回以上受けた者を強制退去事由にしようという主張になる。

李炯浩代表 :同問題に対しては

イ) 営利の目的で 2 年以上の受刑者にしようというのに対しては、3 年以上にしなければならないし、

ロ) 禁錮以上の刑を 3 回以上受けた者というのは、韓日協定が発効する日から犯した行為に因って 3 犯以上のケースを言うものと考えられるが、

池上 :それは本協定発効以後に受けた刑が、それ以前に受けた刑と合わせて計算する時、3 年以上のケースを言う。

富田 : 禁錮以上 3 回の受刑者でも情状を斟酌して人道的に考慮し、改悛の情が強い者は除き救済するようにする。

李炯浩代表 : これにおいては今後考慮すると本国にも請訓し相談してみるが、まず協定発効以前の刑は当然除くようにするのが討議の前提になるだろう。

富田 : 麻薬犯に対しては対中国人関係もあつたりして、相当困難な時が多い。

池上 : 事実、中国が同問題に対して韓国と比較して取扱いの差別に対して不満を表している。

李炯浩代表 : 退去強制事由の内、凶悪犯と麻薬犯に関する退去強制事由該当者でも、人道的に考慮すると言ったが具体的にどうするのかを。例えば家族の生計維持困難等の場合、または家族構成上の事由等を具体的に例示して、このような場合には強制退去させないという点を協定本文か、または付属文に明示するのがよい。

松本 : これに対する事例を一つ挙げる。大村収容所に収容されていた前科 2 犯者を、家族が生計困難なので情状を考慮して人道的見地から釈放させたことがある。

李炯浩代表 : 人道的に取扱うことに対して対外的に発表するのは困難だが、協定文書に事例 2、3 個を挙げて説明したらと思う。

富田 : それは後でできる。

池上 : 韓国でも困難を感じるように、わが国もまた麻薬犯取扱いは困難を感じている。

富田 : 協定締結時に、退去強制事由として麻薬犯に対する条項を入れなければ、われわれが非難的になるだろう。

池上 : 麻薬犯の次に、日本国の外交上の重大な利益を害する行為をしたと認められる者を退去強制させるにおいては、その事実の日本側がして、退去強制することに決定した者に対して韓国側に通知すれば、韓国側は事実の認定と退去の決定に、両側が協議しなければ退去強制できないと主張した。

李炯浩代表 : それは実質的に別に差異がないが、重大利益に対する日本の認定も、その認定自体を濫用してはならないだろう。次は経過的措置に対して話そう。

池上 : 1957 年の覚書によって釈放された者と、本協定発効時までに法を犯した者の内、退去強制事由該当者の韓国への引き渡しを原則とするが、特別在留許可を受けた者を除外してもよい。特在を受けた人は永住権を付与しない。

李炯浩代表 : 1957 年の覚書によって収容所から釈放された者と、本協定発効時までに法を犯した者の内、

本協定の退去強制事由に該当する者を退去強制させるが、特別在留許可を受けた者を除外するという日本側の主張には応じられない。しかしそのような者は実質的にほとんどいないものと思うが、参考にその数がどれ位になるのか知らせて貰えないか。

富田：実質的にこれに該当する者は現在刑務所に収容中の者だ。可能な限り早く調査して同資料を手渡す。

李炯浩代表：麻薬犯罪で協定後退去強制させることが実質的になればと思う。

富田：とにかくわれわれも困難だ。余談だが韓国の現在の麻薬犯取締りはどうなのか。

李炯浩代表：近頃政府が1、2年取締りを徹底的にした。挙句にはヘリコプターで薬草栽培地まで偵察して大分なくなった。

富田：麻薬の輸入ルートは大体どうなのか。

李炯浩代表：中国と香港が主な輸入ルートで、日本の大阪とも連絡がある。

富田：こうやって集まって話す意見があって、互いに大きな差がないようだ。

李炯浩代表：そうだ。互いに話せば互いに接近点を探せられる。次の会議はいつ開催するのか。

富田：次の**29日(金)午前10:30**にしよう。

李炯浩代表：よい。午前に法的地位関係会議開催日時は定めなかったのに。

富田：**19日(火)10:30**にしよう。

李炯浩代表：よい。

P410 4-11 第11次、1963.11.29.

P411 大韓民国外務部

着信電報

番号：JW-11461

日時：63年11月29日15:29

受信人：外務部長官 貴下

1. 63.11.29. 10:30-11:50 に開催された第11次退去強制専門家会談内容を下のように報告します。

イ、会議劈頭日本側から第10次専門家会談で日本側が推定した、現在収監中の退去強制該当者の数を表調査した資料の提示があった。

ロ、経過措置の討議において退去強制事由該当者(麻薬犯等)に対して、わが側は協定発効以前の該当者はすべて永住権を付与し、協定以後の事由該当者だけ退去させるのが妥当と説明した。

ハ、退去強制事由1項目に対して日本国内法執行関係上、内乱と外患に関する罪は、刑の言い渡しを受けた者は当然退去強制されなければならないと日本側は主張した。

ニ、永住権者が成年に到達した後、韓国帰国または日本に帰化をせず日本に永住する場合において、彼らに対する退去強制事由に対してわが側は、協定上の退去強制事由と特別な差異がないようにしようと主張し、日本の入管令上による退去強制事由との仮借の点に対して一つ一つ検討した。

ホ、次の会議は**12月15日(金)10:30**に開催することにした。(駐日政)

駐日大使

P412 第6次韓日会談 予備交渉 法的地位関係会合

6/予/法専 11/1-2 1963.11.29.

第11次退去強制専門家会議

1. 日本側は退去強制該当者で収容中の者の資料を提出した。これによると**63.11.28**。現在で麻薬関係**22**

- 名(3回以上の前科者含む)、7年を超過する受刑者6名。合計33名である。
2. (経過的規定) 韓国側は退去強制事由に対する経過的措置を1957年の覚書の趣旨に沿って討議するが、協定発効以後の該当者だけ適用するべきで、その他はすべて永住権が付与されなければならないと主張し、このような規定を協定本文に含ませるのが困難なら、付属文書で規定しても構わないと言った。これに対して日本側は終戦後から今までは勿論、協定発効以後5年間の申請期間までの退去強制事由該当者まで含んで退去強制条項を適用させなければならないと主張し、特に台湾との関係上韓国側の主張を受け入れ難いが、人道的な考慮はすると言った。
 3. (内乱及び外患) 日本側は内乱及び外患の罪は日本国内法執行関係上、同罪で刑を受けた者は当然退去強制されなければならないと主張した。韓国側はこの問題は後に討議しようと言った。
 4. (永住権者の子の強制退去) 韓国側は永住権者の子が成年に達した後、日本に永住する場合に、彼らに対する退去強制事由に関して、協定上の事由と日本入管令上の事由と比較検討することを提議し、彼らにも協定上の永住権者より不利でない待遇を与えることを主張した。この問題は次の会議で具体的に討議することにした。

P414 韓日政 722-677

1963.12.2.

受信： 外務部長官

題目：第11次退去強制専門家会議会議録

1963.11.29. 10:30-11:50 に開催された第11次退去強制専門家会議会議録を別添のように作成送付します。

有添：1. 会議録2部

2. 退去強制事由該当者 収監者 資料 1部

駐日大使 裴義煥

P415 第6次韓日会談 第2次政治会談予備折衝

退去強制関係第11次専門家会議 会議録

1.開催日時： 1963.11.15. 10:30-11:50

2. 場所： 霞友会館

3. 出席者： 韓国側 李炯浩 代表、安世勲 3等書記官

日本側 富田正典 入管次長、池上努 参事官、松本 入管局警備課長、

鶴田剛 外務省事務官

池上：過般、専門家会議で要請があった退去強制該当者で収容中の者に対する資料を提出する。(別添資料参考)

松本：これは現在刑務所に収監された者の数字だ。われわれが提示した麻薬犯関係に対して、韓国側はどう考えているのか。

李炯浩代表：本部に請訓中にあるが、新しい訓令が来たら詳細に言及する。

富田：われわれの立場を理解してくれるように願う。特に対中国人関係もあったりして・・

李炯浩代表：退去強制事由に対する経過規定の討議に関しては1957年覚書の趣旨に沿って討議するが、韓日協定発効以後の事由該当者だけに適用しなければならない。

富田：それは終戦後から平和条約発効時までの該当者も含まなければならない。

池上：終戦後、現在までも日本の入管令によって在日韓人を退去強制できて、52年以前には実際に退去させ、52年5月に150名を送還したことがあったが、韓国側が受け取らなくて送り戻された。

富田：戦後拘束して52年から止めたのだが、57年の覚書は同問題を含めて議論しようというものだ。

李炯浩代表：協定上の退去強制事由は、協定発効以後の事由に対してだけ適用されなければならない。例えば来年1月に発効するなら、1月以後の事由該当者だけ退去させ、その他は皆永住権が付与されなければ

ならない。57年の覚書は、その覚書に明示された該当者に対して議論決定せよという趣旨なので、討議した結果退去強制しないことにするように充分考慮されることを望む。

池上：覚書の本趣旨は強制送還の受諾(Acceptance of Deportation)と思う。

李炯浩代表：同覚書の趣旨は被追放者の受諾に関する基準を協議せよというものだ。即ちその基準を議論して決定せよというものだ。

松本：他国との関係を考慮しなくてはならない。

池上：52年にも釜山に強制送還したら送り戻されて来た。終戦後から今までは勿論で、協定発効以後5年間の申請期間までの退去強制事由該当者まで含めて、韓日協定の退去強制事項を適用させようと思う。

李炯浩代表：協定以前の事由該当者に対する遡及号を適用させるのは駄目だ。われわれは経過的措置に対して、協定の本文に規定できないのなら、付属文書にこれを記録しても、協定時を基準にして協定以前の該当者は大局的に慣用する意味で適用せず、協定以後の該当者(協定以後、永住権申請期間5年も含む)だけを退去強制するのが可だと考える。

池上：大義名分から理解はできるが、台湾との関係もあるので難しい。

松本：原則的にうなずけない。

李炯浩代表：この問題に関して過去の日本との歴史的関係があり、中国人の立場と韓国人の立場が違うし、また退去強制の原因となる犯罪の性質においても中国人のそれと韓国人のそれは違う。

富田：原則を議論しようということだが、われわれが考慮はする。

松本：人道的に考慮する。

李炯浩代表：中国人に対しても人道的に考慮するのか

富田：中国人に対しては絶対考慮しないている。中国人の妻が日本人の場合でも退去強制させている。

李炯浩代表：協定本文に含ませなくても付属文書に、協定以前の退去強制事由該当者の遡及効を適用しない、と記録したらと思う。

松本：そうはできない。

富田：協定精神の本趣旨から、協定以前も以後においても同じだ。

李炯浩代表：人道的考慮をするというが、具体的にどうするかが問題ではないか。私は本国や民団に、良く理解させなければならぬ立場にある。協定以前の退去強制事由該当者に対しては、協定上の退去強制条項や日本入管令上の退去強制条項を適用して退去させられない。

富田：もう少しわれわれは上部と議論する。

李炯浩代表：日本側の立場も理解できるが、60万僑胞の内、協定以前の退去強制事由該当者で送還される人がいる場合、こちらの民団では勿論、本国でもおかしいと思うだろうから、原則も良いけれど特別な考慮を表してくれることを望む。

松本：われわれの見解は、協定以前の事由該当者は特に麻薬犯の場合、退去強制させるが人道的に考慮するということだ。

李炯浩代表：麻薬犯に対しては原則的に退去強制させるよりも日本の収容所に収容させるのがよいとみる。協定以前の退去強制事由で麻薬犯を協定後に退去強制させる必要はないと思う。

富田：退去強制事由の内、1項目の内乱及び外患の罪は日本の国内法執行関係上、同罪で刑を受けた者は当然退去強制されるべきと思う。

李炯浩代表：もう少し、後で論議しよう。その問題より今日は、永住権者が子が成年に到達した後、韓国への帰国、または日本への帰化をしないで、日本に永住する場合において、彼らに対する退去強制事由に関して、協定上の事由と日本入管令上の事由と比較検討しようと思う。

富田：良い。

李炯浩代表：らに対して、貧困や疾病などの理由では退去強制しないという日本側の立場から見ても、日本の出入国管理令24条の強制退去事由を項目別に見ると、第1項の第1、2、3号は問題にならず、また4号のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、トの6個項目も問題にならず、へ、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、

ワ、カ、ヨの 9 個項目が問題になり、次の 5、6、7 号も問題視ならないだろう。

池上： 7 項において、日本に帰化した者がその後、再び韓国に帰化すればどう見るのか？

李炯浩代表： その場合は、既に日本国籍を持っていた人が、再び帰化する場合なので問題にならない。要するにわれわれの立場は、永住権者の子が成年になり、帰化または本国へ帰国しない場合、彼に対する取扱いが永住権者に比べて不利になる場合を心配しているので、この場合も協定上の退去強制事由と同一に見るように要請する。このような者の退去強制事由が永住権者の退去強制事由より著しく悪くなる場合、彼らは成年になるまでは優待を受け、成年になると不利な待遇を受けるようになり、現実的に矛盾した待遇になる。

池上： 強制送還される場合は多くないと思う。

李炯浩代表： かれらの強制退去される数が問題ではなく、協定上の地位が合理的にならなければならないのではないか。それならこの問題は次の会議で一つ一つ検討して処理して行こう。次の会議はいつ開催するのか。

富田： 12 月 13 日(金)10:30 にしよう。

李炯浩代表： よい。

これだけずっと問題になっている退去強制収監者の数はというと？！！！！日本語文

P420. 退去強制手続未了 在監者調べ(11 月 28 日現在)

一、麻薬関係

総数 22 名

内訳 2 年以上 16 名(1 年～3 年不定期刑 2 名を含む)

3 年以上 2 名

3 回以上 4 名

二、長期 7 年を超えるもの 6 名

三、総計 28 名

P421 4-12 第 12 次、1963.12.13.

P422 大韓民国外務部

着信電報

番号：JW-12268

日時：63 年 12 月 13 日 14:58

受信人： 外務部長官 貴下

1. 63.12.13. 10:30-11:50 に開催された第 12 次退去強制専門家会談内容及び対号電文 WJ-12093(63.12.11)に対する回報を下のように報告します。

イ、財産搬出問題の専門家会談に対しては、わが側専門家が到着し次第に会談進行日程及び問題点に対する簡単な議論をすることで合意し、同専門家に対する入国査証は今日中に発給されるだろうと日本側が言及した。

ロ、永住権を貰えない永住権者の子が成年に達した後、韓国帰国または日本に帰化をせず日本に永住する場合、彼らに対する退去強制事由に対して、過般第 11 次会議当時両側が議論した協定上の退去強制事由と日本入管令上規定の事由との差異点において、日本側が難望視した 9 個項目に対して、今日の会談で逐条的に議論したところ、その内 3 項目に関して再考慮する意向を見せた。

へ、ハ、法的地位問題に関する当地僑胞の意向を聴取するに先立って、当部を経由しないで直接伝えられた陳情書、例えば朴議長宛に当地民団で提示した陳情書、または秋田県民団で大平首相に提示したもの等、当地代表が熟知していない内容に至急にお教え下さるよう要請します。

(駐日政)

駐日大使

P423 韓日政 722-700

1963.12.16.

受信： 外務部長官

題目：第12次退去強制専門家会議会議録

1963.12.13. 10:30-11:50 に開催された第12次退去強制専門家会議会議録を別添のように作成送付します。

有添：同会議録2部

駐日大使 裴義煥

P424. 第6次韓日会談 第2次政治会談予備折衝
退去強制問題第12次専門家会議 会議録

1.開催日時： 1963.12.13. 10:30-11:50

2.場所：霞友会館

3.出席者： 韓国側 李炯浩 代表、崔允洙 政務課長、申東元 二等書記官、安世勳 三等書記官
日本側 池上努参事官、松本 入管局警備課長、鶴田剛 外務省事務官

P425. 第12次退去強制問題専門家会議 会議録

李炯浩代表：永住帰国者の財産搬出及び送金問題の専門家がすぐ来るだろうが、専門家の到着に先立って簡単に問題点に対する議論と会談進行日程を用意してくれたら良い。

池上：会談日程及び問題点に対する論議は、同専門家が来しだいに1次会合をして決定するようにしよう。そして同専門家に対する日本入国査証は今日中に発給される。

李炯浩代表：前の会議に続いて、永住権を貰えない永住権者が成年に到達した後に韓国への帰国、または日本への帰化をしないで、日本に続けて永住する場合において、彼らに対する退去強制事由を適用するにおいて、日本の入管令上の規定と協定上の事由との差異点の内、日本が困難だと問題視した9項目に対してひとつひとつ検討してみよう。過般の会議でこれらに対して日本は、**貧困、疾病を理由にしては退去強制しない**と言った。

池上：一般外国人も現在貧困、疾病を理由にしては退去強制しないているが、これはわれわれが自制しているもので、**協定が成立したら皆送還する**だろう。

李炯浩代表：今までの会合で貧困、疾病を理由に退去強制しないと言ったのに、**貧困、疾病だけでなく、売淫その他の軽微な犯罪行為で退去させるのは過酷だ**。今までは親に準じて協定上の退去強制事由が適用され、**身分保障が強かった子孫たちの身分を余りに弱くするのはできない**のではないかと。

池上：それは困難だ。われわれの立場は原則上から見て、**売淫のような事案を退去強制事由にしよう**というものだ。

李炯浩代表：われわれは日本の入管令を全面的に否定しようというのではない。ただ**永住権を貰えない永住権者の子で、成年に達した後不当な取扱いを受けないか**とあってだ。

松本：その実質的適用においてはわれわれも考慮しようと思う。しかし**原則は活かしておかなくてはならない**。

李炯浩代表：永住権者の子が成年に達する時までは20年が過ぎなければならないので、日本側はそんなに深刻に気を配る必要はないと思う。

池上：われわれもやはりそう思う。

李炯浩代表：**弱い立場にいる彼らを、強者の立場から面倒見ないで押さえつけるのは考えなくてはならないこと**だ。

松本：**彼らは犯罪率が高い**ので、退去強制事由を弱体化させるのは困難だ。

李炯浩代表：毎年、多くの人が帰化しているのではないかと。彼らは一般外国人と違って**ここで出生して生活した人**

たちで、日本で暮らさなければならぬ人たちだ。生活が苦しいから犯罪を犯すのではないか。だからといってやたら追い出せないのではないか。

松本： そうだが現今朝総連では民族教育と言いながら、帰化もしないで犯罪率が高く心配が多い。

池上： 永住権者の子孫たちの退去強制事由を別途に定め、外国人永住者の定型を幾つかに作るのは良くない協定締結時付属文書で日本への残留を選択する者に対して規定したら、国会での野党の反対も問題だ。

李炯浩代表： 貧困や疾病で退去強制しないという日本側の立場が、正に協定上の退去強制事由と一般外国人に対する退去強制事由の他に、第3の退去強制事由を作り、日本に在留する外国人に対する第3の定型を作るのではないか。国会での反対も心配することはない。それなら具体的に議論しよう。出入国管理令24条第1項4号「へ」項目から見よう。

池上： これは外国人登録に関する法令違反なのだが、そんなに心配する必要ない。これから20年以上も居住する人なのだから別に問題ないだろう。

李炯浩代表： 私もそう思うのだが、これは日本側で退去強制事由から除いてくれると信じる。4号の「チ」項目に対してはどうか。

松本： これは麻薬犯関係で考慮できない。

李炯浩代表： 4号の「リ」項目に対しては

池上： これも1年以上無期懲役該当者なので考慮できない。

李炯浩代表： 4号の「ヌ」項目に対しては、売淫行為関係なのだが大目に見られるのではないか。

池上： それは少し考慮できるだろう。

李炯浩代表： 4号の「ル」項目に対しては、この程度なら大目に見て良いのではないか。

松本： 外国人の不法入国に対するブローカーの行為が心配だ。

李炯浩代表： 4号の「ル」項目は、「リ」項目と結びつけて見ても良いだろう。

池上： そのような観点からはそう問題にならないだろう。

李炯浩代表： 4号の「オ」、「ワ」、「カ」は破壊活動法関係だが

池上： 勿論難しい。

李炯浩代表： 「ヨ」項目は法務大臣が認定するものなのだからと **General Clause** に見える。

池上： 20年以後のことなので、どうなるか判らないからそんなに心配する必要ないと思う。しかし対国会関係などわれわれの立場も考慮しなくてはならない。

李炯浩代表： われわれも本国との関係や対民団関係があつて、子孫に対する退去強制事由も重要視する。これまでの協議から見ても、この問題に関しては相互合意点が近接したようだ。

池上： しかし売淫行為者に関しては、これを退去強制事由から除くと対国会関係において、野党が売淫奨励と見るだろうから問題になるだろう。

李炯浩代表： そうではない。売淫者は処罰されるのであり、退去強制されないだけなのに、何の奨励になるのか。日本側の原則問題と、われわれ側の在日僑胞に対する安心感は別個の問題ではないか、考慮されるのを望む。

松本： われわれも内部的に同問題に対して全体的に検討してみなければならない。

池上： 永住権者の退去強制事由の内、麻薬犯3犯以上に対して議論してみようと思う。

李炯浩代表： 前回の会合では執行猶予は除くことにしたが、執行猶予者を除いた禁錮以上の刑の3犯以上を言うのか。

池上： そうだ。しかし取り消された執行猶予は計算して除外する。

李炯浩代表： 永住権者の麻薬犯に対しては次に話して、今日はこの程度で終わろう。次の会議は何時するのか。

池上： 次の19日法的地位関係会議時に話そう。